

令和2年3月5日（木曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和2年予算審査特別委員会第1日目

令和2年3月5日(木)

出席委員(10名)

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 奥山謙三 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 斎藤好彦 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|-----------------------|------|
| 町長 | 森富広 | 住民税務課課長補佐 | 大場正江 |
| 副町長 | 庄司雅人 | 住民税務課課長補佐 | 相馬広志 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 住民税務課課長補佐 | 大場君博 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 伊藤幸一 | 地域整備課課長補佐 | 伊藤英一 |
| まちづくり課長 | 小野芳喜 | 地域整備課課長補佐 | 八畝俊勝 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 地域整備課係長 | 松本正人 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長 | 伊藤秀樹 |
| 地域整備課長 | 伊藤武美 | 農業振興課課長補佐 | 斎藤雅博 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 八畝照光 | 教育長 | 齊藤涉 |
| 総務課課長補佐 | 沼澤一征 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 総務課財政係長 | 八畝幸仁 | 教育課課長補佐 | 高橋真澄 |
| まちづくり課課長補佐 | 曾根田健 | 教育課課長補佐 | 豊岡将志 |
| 健康福祉課課長補佐 | 佐藤仁 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 健康福祉課課長補佐 | 森祐子 | 監査事務局長 | 相馬昇 |
| 健康福祉課課長補佐 | 東村貴恵 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

本日の会議に付した事件

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

午後1時34分 開会

委員長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和2年度予算審査特別委員会を開会します。

直ちに会議を開きます。

令和2年度一般会計並びに5特別会計、1企業会計予算の予算審査特別委員会の委員長に選任されました石山です。精いっぱい務めさせていただきますので、進行上不行き届きの点など、多々あるかもしれませんが、ご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、ここで審査方法についてお諮りします。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、会議場の都合上、説明員の交代のための休憩を3ないし4款ごとに一、二分程度とりますので、あわせてよろしくお願ひします。

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算。以上、7会計の審査を行います。

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 最初に、議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。

一般会計歳入について読み上げ説明をお願いします。

総務課財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

あすは午前10時より開会します。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時43分 散会

令和2年3月6日（金曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和2年予算審査特別委員会第2日目

令和2年3月6日(金)

出席委員(10名)

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 奥山謙三 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 斎藤好彦 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|-----------------------|------|
| 町長 | 森富広 | 住民税務課課長補佐 | 大場正江 |
| 副町長 | 庄司雅人 | 住民税務課課長補佐 | 相馬広志 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 住民税務課課長補佐 | 大場君博 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 伊藤幸一 | 地域整備課課長補佐 | 伊藤英一 |
| まちづくり課長 | 小野芳喜 | 地域整備課課長補佐 | 八畝俊勝 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 地域整備課係長 | 松本正人 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長 | 伊藤秀樹 |
| 地域整備課長 | 伊藤武美 | 農業振興課課長補佐 | 斎藤雅博 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 八畝照光 | 教育長 | 齊藤涉 |
| 総務課課長補佐 | 沼澤一征 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 総務課財政係長 | 八畝幸仁 | 教育課課長補佐 | 高橋真澄 |
| まちづくり課課長補佐 | 曾根田健 | 教育課課長補佐 | 豊岡将志 |
| 健康福祉課課長補佐 | 佐藤仁 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 健康福祉課課長補佐 | 森祐子 | 監査事務局長 | 相馬昇 |
| 健康福祉課課長補佐 | 東村貴恵 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬昇 主 事 伊藤優

本日の会議に付した事件

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

午前10時01分 開会

委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。なお、質疑につきましてはページ、款、項、目を明言し、簡潔にお願いします。

質疑ありませんか。

2番 おはようございます。

歳入14ページの町民税のところですけども、入湯税が今年度54万5,000円で、本年度、来年ですけども54万5,000円という数字を置いておりますけれども、これは少し上げての数字を私としては希望しますけれども、その予算のつくり方の考えをお願いいたします。

総務課財政係長 入湯税のご質問でございましたけれども、入湯税については平成30年度決算で55万6,000円という決算額でございましたので、これに準ずる形ということで、今回は54万5,000円の予算措置をさせていただいたというふうな内容でございます。以上です。

2番 確かにそうだと思うんですけども、今年度の中で、温泉は大分設備を投資してきれいに直っております。この間の産業振興常任委員会でも見てきたんですけども、やはり隣の市町村、そちら辺に改修のアピールをすれば、もっとお客さんが入ってくると思いますので、その辺の期待を込めてもう少し大きい入湯税を見込んだほうがいいのではないかなど、私は思っております。以上です。

委員長 答弁どうしますか。

2番 私としてはですけども、隣の大石田の温泉からは新聞の折り込み等々で入ってきますので、それで逆に新庄なんかは、温泉で今ちょっと四苦八苦している時期でありますので、今がチャンスだと思っておりますので、その辺の思いも少しお願いします。

まちづくり課長 今の近隣市町村の温泉施設の状況は、委員お見込みのとおりというふうに思っております。ご指摘いただいたことを踏まえまして、利用拡大に努められるように、振興公社のほうとも連携をして周知拡大を図っていきたいと思います。そういったところを踏まえて、入湯税についても、今回の当初予算につきましては、30年度の実績を踏まえての予算計上でございますので、この点につきましてはご理解をいただければと思います。以上です。

2番 ぜひ54万5,000円が伸びるように、営業努力といいますか、元を取るような考え方で、積極的にPRをお願いしたいと思います。以上です。

総務課財政係長 先ほど私の答弁の中で、30年度の決算額を55万6,000円とちょっと読み上げさ

せていただいたんですけれども、ちょっと間違っていました。大変申しわけございません。30年度の収入済み額は54万6,150円でございます。大変申しわけございません。

委員長 ほかにありませんか。

4番 16ページ、17ページ、ゴルフ場利用税交付金、今年度は500万円となっていますけれども、ずっと当初ベースでは450万円だったわけですが、ことしは納税のゴルフ利用税の実績で50万円の値上げになったのでしょうか。

総務課財政係長 30年度の決算額をゴルフ場利用税のほう見ますと、収入済み額で513万20円となつてございました。その点も踏まえまして、また令和元年度の交付実績なんかも、交付実績見込みですね、まだ実績は出ておりませんので見込みのほうを勘案しまして、500万円程度の歳入が見込めるのではないかという想定のもと計上をさせていただいたところでございます。以上です。

4番 そうしますと、別にゴルフ場利用税そのものが値上げになるということはないわけですね。今までどおり利用税そのものは同じだという認識で。ことしはこの暖冬でオープンもプレオープンも含めて早くなるのかなという思いでいますので、利用税が前年度よりももっと上積みになるように頑張っていたきたいと思います。

町長 ゴルフ場利用税につきましては、今廃止の運動と存続の運動が両方ございまして、今年度は存続ということになりました。今後は、その普及という面からも、廃止を求める動きもございまして。そういった中で今年度は存続ということでありまして。ちなみに、今年度は4月1日からオープンということで県民ゴルフ場さんのほうからはお聞きしておりますので、天候が通常ベースといいますか平年並みであれば、また3万人を超える利用者があるのかなというふうに思っているところでございます。

4番 町長から今答弁あったとおり、前々から私たちはゴルフ場利用税の撤廃の動きは国のほうであるよということを申し上げておりましたけれども、やっぱりそのような動きになってきたのかなと。しかし、私たちは好きなものですから、行って、利用税を払ってもやりたいという思いでいますけれども、地方税なものですから、国のほうにはぜひ残していただきたい。町にとって、財源としては大変ありがたいものですから、国のほうにはぜひ残していただきたいという要望も重ねてやっていただきたいと思います。

町長 全国の町村会、さらには市長会をはじめとしまして、全国的に自治体のほうではゴルフ場利用税を残していただきたいという運動をしておりますので、引き続きそこに我々も頑張つて応援をしていきたいと思つています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは30ページをお願いします。19-2-2、繰り入れの関係でございますが、今回の予算計上の中に減債基金の繰り入れ、減債基金の取り崩しがございまして。

は、ここ数年やってございません。ちょっと前の資料を見てきましたら、平成24年に2,500万円ほど繰り入れしてございますが、それ以降ずっと繰り入れしてございません。そんなに財政が逼迫してこの減債基金を取り崩さなくちゃいけないのか、そのあたり、この計上した要因について伺います。

総務課財政係長 減債基金については、議員ご指摘のとおり、ここ数年取り崩しをしていなかったという状況でございます。条例を見ますと、減債基金を取り崩すことができるというふうなことで、繰り上げ償還を行うことができるというふうなことに加えて、財源が不足する場合というふうなことの町債の償還に充てることができるというふうにございます。19年から24年まで、この繰り上げ償還の国の制度がございましたので、これに充当する形で取り崩しをしてまいりました。財源が不足する場合における取り崩しというふうなものは今までやってこなかったというふうな内容なんでございますけれども、先般、3月議会の中で、財政調整基金のほうを8,700万円ほど積み立てをさせていただいたところなんですが、今回審議していただいている当初予算編成のほうが先に編成したということで、3月補正で幾ら積めるかというところが非常に不透明な中での当初予算編成であったというところが、一つ要因として挙げられるかなと思います。

30年の災害では、約2億円の財政調整基金を取り崩して対応してまいりました。ですので、令和2年度についても、財政調整基金の2億円というふうなものを必ず確保した上で令和2年度をスタートさせたいというふうな思いから、その財源を模索した中で、減債基金を残高の半分程度を取り崩した形で活用させていただきたいという考えのもと今回取り崩しをさせていただいたというふうな内容でございます。以上です。

9番 そうしますと、3月補正で8,776万円補正してございますから、そのタイミング、時期ずれという考えであれば、今回のこの減債基金の2,300万円というのは、取り崩さなくても、繰り入れしなくても大丈夫だということでもよろしいんですか。そういう判断でよろしいですか。そうじゃなくて、それはそれで、この財調は財調だという考えなんでしょうか。係長の説明ですと、3月補正を組むタイミングと、この令和2年の当初予算を組みタイミングがちょっと合わないといえますか、こっちが早かったものだから、財調を8,700万円ほど組んで、なおかつこちらは取り崩しを考えたという話なんだけれども、今後これからスタートする令和2年の予算の中で、3月補正でこういった8,700万円を組んだので、この減債は使わなくていいという、そういう認識でもよろしいですか。

総務課財政係長 現在審議していただいております当初予算につきましては、減債基金2,300万円を組み込んだ形で編成をさせていただいております。減債基金については、この制度をスタートさせたというか基金をつくった段階では、やはり繰り上げ償還に対応するということが主の目的としまして積み立てを行ったところでございますけれども、今のところ繰り上げ

償還の予定はございませんので、こちらのほうは、今のところ今後使う見込みが余りないという状況でございます。ですので、ご質問にありましたこれは必要ではないのではないかと
いうふうなことに對しては、令和2年度についてはこのような形で編成をさせていただきましたけれども、今後の財政状況に応じましてここを積み戻していくか、または財政調整基金のほうをメインに積み立てを行っていくかというところは、財政状況を加味した上でちょっと検討してまいりたいなと思います。以上です。

9番 減債は繰り上げ償還だけなんですか。将来にわたる自治体の、将来の地方債の返済に充てるということで、繰り上げ償還だけと限定しているんですかね。私はそうじゃないと思うんですけれども。ですから、今、令和6年で償還のピークが来るという話、それもあるわけですから、そのためにも取っておくべきじゃないかなと。財調は財調で8,700万円を今回の3月補正で組んでいるわけだから、これから令和2年の中での補正の中で財調を取り崩してそれに充てるという方法だってあるわけですから、私はこの減債はそのまま、何といいますか、積み立てをしておいて、令和6年にどうなるかわかりませんが、そういうための財源確保ということで、取り崩さないでおくべきではないかなと私は考えるんですが、町長、どうでしょうか。

町長 9番委員さんのおっしゃられるとおりであります。従来であれば、バブルのころに起債の金利が高かったという時代があります。現在ですと1%台ぐらいですか、もっと低いですか、1%を切るような金利で融資を受けることができたんですが、その当時は8%、9%ということがありました。そうすると、金利が下がってきているのに前に借りていたものについては金利を高いまま借りていなければいけないというような不都合がございまして、そういったために繰り上げ償還をしながら新しい起債を受けるとか、そういったことが可能なこととなって、制度的に残ったものでございます。また、あわせて、将来の起債の償還に充てるという目的もございまして、その中でも減債基金として積むか、財調として積むかの判断だとは思いますが、同じようにどちらのほうからもそのための資金として、財源として繰り出すことは可能でございますので、今9番委員さんのおっしゃられたとおり、そのまま減債基金として残しておくべきだというふうなご意見であれば、今回当初予算では2,300万円ほど取り崩しましたけれども、これを積み戻すことは令和2年度中には可能かというふうには思います。

委員長 ほかにございませんか。

4番 それでは30ページ、31ページ、ふるさと応援基金3億円というこの見込みでありますけれども、今年度これだけの基金が集まる見込みなんですか。昨年度はまだ3月なので、ちゃんとしたあれは出ていないんですけども、30年度は全体で幾らぐらいの金額だったんでしょうか。

委員長 4番委員、寄附金の質問ですか。

まちづくり課長 ご質問の30年度の寄附金の実績というご質問でございますけれども、30年度の実績額としましては、1億2,115万円の実績でございます。

4番 30年度、1億2,000万円。今年度も似たり寄ったりなのかなと思います。実績ベースで今積算しているわけですね。にもかかわらず、確かに思いもあるんでしょうけれども、2年続けてそれだけの金額しかないのに、今年度3億なんていうのは、ちょっと夢物語のような気がするわけでありまして。そういう意味で、実績に合わせたような1億2,000万円か2億ぐらいだったらまだわかるんですけれども、倍以上の見込みというのはちょっと盛り過ぎじゃないのかなという思いがありますので、その辺はどうなっていますか。

町長 昨年、納税者との交流会を持ちながらという話も何回かさせていただいておりますけれども、さらには、ふるさと納税に対する強化ということもこれから始めようとしておりますので、確かに委員さんおっしゃられるとおり30年度の実績ベースからいけば、約3倍ぐらいになっているのではないかとこのふうなご指摘でございます。このふるさと納税の寄附金については、必ず入ってくるような財源としてのものでなくて、これだけ町のほうとしては頑張っているというふうな目標額のものでありまして、これに対するものとして基金繰入金等々の話になってくるわけでございますので、通常の一般的な経費に関するものではないというふうなことを鑑みながら、まずは目標として、ことしは頑張って3億円を集めたいというふうな思いがあるということだけご承知おきいただければと思います。

4番 町長の熱い思いで、何とか今年度は3億を突破するように頑張っていたきたいと思いません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 28ページ、17-2-1不動産売り払い収入、土地の売り払い収入です。この場所をお聞きます。

総務課長 場所については、内山地区の宅地造成地1カ所分、それから今造成してありますところのハリヨ地区の造成地ですけれども、5区画ということで、今まで宅地造成の実績等を鑑みて1区画当たり350万円程度で見積もったの計上でございます。

委員長 ほかに。

7番 それでは、先ほどの4番議員と同じところ、寄附金について質問いたします。3億円という目標を立てるといふその根拠は、多分私の想像ですけれども、10億円集めたという実績から、次の年度は3億円まで落ち込むだろうというそういう想定の中での話があったんじゃないかなと思います。その次の年が30年度ということで1億2,000万円、今年度は大体そこら辺の、もうちょっと上回るかというぐらいなんじゃないかなと想像しますが、その積

算をするための根拠として、思いだけで積算するのではなく、その前の年度の何%掛けのアップを目指したいという、そのパーセントを掛けてみたらどうなのかなというふうに思います。その思いだけでは、思いにまで至らなかったら、必ずこれは何でそうならなかったんだという話はやっぱり我々から出るわけですね。町民からだって出るはずです。やはり実績というのを、10億円というのはちょっと忘れて、30年度、令和元年度、ここの実績に何%を掛けた値の数字を毎年上げて、そして高い予想をする、もしかしたら低くなったので低い予想をするという、こういう実績に合ったような数字を掛け合わせて、実績に合うような形でのアップなり減なりという、そういう予算の立て方をすべきだと、こういうふうに私は思いますけれども、思いだけでやっていくというのはちょっと無理があるんじゃないかなと私は思います。そこら辺のところの答弁をお願いします。

町長 4番委員さん、7番委員さんから、現実的な予算編成をしろというふうなことでございますので、そのように来年からはしたいというふうに思いますけれども、低く見積もれば、またこういった委員会の中で、金額が低くてやる気がないんじゃないかというふうに言われることもあるんだというふうには思います。したがって、我々としましては、頑張っここまでやろうというふうな金額を提示しているというふうにご理解をいただきながら、しかしながら、2人の方の委員からそういうご指摘がございましたので、来年のふるさと納税の予算に当たりましては、今ご指摘のとおり、昨年の実績の何%掛けというのが適当でないかということであれば、そのようにさせていただきたいと思えます。

委員長 そのほか質疑ありませんか。

10番 それでは14ページの町税の固定資産税、それから軽自動車税に関連して1点だけお伺いします。去年春先でしたか、乗用田植え機の、今まで固定資産税として流動資産として課税をしていたものを軽自動車税というふうに評価がえをしたわけです。そんな中で5月の段階では104件という報告があったわけですが、その後いろいろ啓蒙といいますか周知をしてきて、結果的には現在大体何台ぐらいになっているのか。それがこの軽自動車税に反映しているのか。その点を伺います。

住民税務課課長補佐 乗用田植え機の課税については、実績として230台、55万2,000円が現在課税されました。来年度予算にも同じ金額を見積もって計上しました。以上です。

10番 乗用田植え機は了解しました。

それで、ことし世帯の流動資産の所有というか、その調査をしました。以前は世帯調査の中でそういったもの、償却資産の調査欄もあったんですけども、久々にことし実施したようでもありますけれども、その理由を伺いたいと思えます。

それともう一つ、その償却資産の調査の中で、いろいろ町内にも事業所があるわけですが、そういった事業所も含めてやったのか、お願いします。

住民税務課課長補佐 償却資産の申告ということで、2年1月1日現在の調査を、償却資産を適正課税するという目的で、個人については農業事業者、営業事業者について630件ほど申告書の発送をして調査をしています。法人についても、町内に事業所のある80件ほどの法人にも調査を依頼して、今のところ受け付けて、まだきちんと最終受け付けの金額、件数は把握していませんが、ほとんど受け付けされている状況です。

10番 じゃあその分というのは、この令和2年度の予算の中にも反映をしているというふうには思うんですけども、その辺についてと、それから、この空白があった何年かの分というのは当然差異が出てくると思うんですけども、その処理の方法というのはどういうふうに考えていますか。

委員長 暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

委員長 会議を再開します。

住民税務課課長補佐 償却資産の申告で今回適正課税ということで申告してもらっている分には、予算に反映しております。申告によるものなので過去の分は徴収しないということで見えます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 同じ14ページの町税のところですか。2番の法人の税、前年度1,200万円で今年度2,200万円というふうな数字が載っています。令和1年度の実績が2,300万円というふうなおととの補正予算書だったと思うんですけども、ここの2,200万円というのは今年度の実績を見ての数字という認識でよろしいでしょうか。

住民税務課課長補佐 3月補正では現年度の予算の増額になっていますが、法人税につきましては毎年実績で減少しておりますので、この3月補正した分の決算見込みよりも3%ほど減少した予算をとりました。

2番 質問じゃないんですけども参考としてです。この予算書ですけども、前年度、あとは本年度の比較の予算書になっていますけれども、私もこういう仕事をしてから1年この資料を見ていますけれども、前年度、本年度、その間に、例えば今年度だと令和1年度のこの間の補正の金額等々があれば、動きが見えていいのかなと思うんですけども、これは地方自治法ですか、それで決められた様式があるようですので、すぐには変えられないとは思いますが、その辺もぜひ要望したいなと思います。以上です。

総務課財政係長 こちらの当初予算書の様式につきましては、地方自治法施行規則の中で決まっている様式となっております。間に補正予算が入るということで決算額との比較がなかなか

かつかみづらいというふうなことです、今後どのような資料が適切か、ちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、22ページです。15-1-1 国庫負担金ですが、その右のほうの一番下でございます。介護保険料低所得者負担軽減事業負担金、これは国庫負担金で県負担金もございまして、昨年度より大幅に増額になってございますが、昨年度と比べてどんな、歳出のほうで出てくるかと思えますけれども、どのような事業が変わってくるのか。そのあたりお伺いします。会議でいなかったというのはわかるけれども、じゃあ相手を見て質問しなくちゃいけないということなんですか。それはちょっとおかしいんじゃないですか。かわりの方が来ていたかと思ったんですけども。全体を把握している町長から答弁願えれば一番いいんですけれども。

委員長 暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

委員長 会議を再開します。

ただいま、9番斎藤君の答弁については、後ほど担当者が参りましてから答弁をさせます。
ほかに質疑ありませんか。

10番 さっきと同じ固定資産税ですけれども、何か3回で尻切れとんぼになりましたのでちょっと追加させていただきますけれども、先ほどの答弁では、過去の分は徴収をしないというふうなことでありますけれども、本来固定資産税というのは、やっぱり町特有のというか、税収の大きなウエートを占める部分だと思うんです。そういう意味では、やっぱり今まできちんとそういう把握というものを毎年やっておくべきではなかったかなというふうに思うわけですが、その辺町長の考えを伺います。

町長 ご指摘のとおりだと思います。ただ、やはりこちらのほうでの調査というものが完全に行われていたかどうかというふうなところもございまして、そういった形で、今年度より改めて調査をさせていただいて賦課をするという形になりますので、それ以前のものについての調査というものがなかなかできない状況でございますので、その点については行政側としての手落ちだというふうに思っておりますので、まずは今年度よりしっかりと調査をして賦課をさせていただくようにしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

10番 ちなみに、参考までに伺いますけれども、例えば誤納というか、過誤納があった場合、これは10年ほどさかのぼって返還をするというふうな規則になっていますよね。そういう場合、例えばもらうものをもらわなかったという場合は、そういった取り決めというか規則という

のではないんですか、あるんですか。

町長 基本的には、申告すべきものを申告しないというふうなことである場合については、3年間さかのぼることができるんだそうですが、こちらのほうでの調査不足というふうなところのことがあるものですから、3年間さかのぼるというふうなことは今回適用できないのではというふうなことで、今回はそのさかのぼることをしないというふうに決定したところでございます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

8番 今回は予算の伸びが11.3%伸びたということで、収入の大体見積もりが、今まではかたく見積もりをしておったわけですがけれども、大体実績ベースの収入の見込みということであります。18ページ上段の自動車取得税交付金、前年度は300万円あったんですけれども今年度はゼロ。これは公共の財源といいますか、その前の16ページ後半の自動車税環境性能割交付金、これにかわったのかどうか、その辺お伺いします。

総務課長 お見込みのとおりでございます。17ページの自動車税環境性能割交付金にかわっております。

8番 予算の収入を見ますと、大体決算ベースでやっておりますけれども、さっき4番議員、またなりましたふるさと納税の件でありますけれども、これも本来ならば決算ベースで上げるというのが本当の姿だと思いますけれども、今回3億円の収支見込みを上げましたけれども、ここ近辺、コロナウイルス関係でなかなか企業間、また個人の所得とかが大幅に減少されると見込まれる中、3億円をしっかりと上げていくためには、それ相当の、我々もはじめ役場の職員も本当に頑張っていたかかないと、目標にはちょっと不可能な数字かなと思っていますので、その辺の町長をはじめ役場職員の意気込みのほどを町長、代表してお伺いします。

町長 先ほども申し上げましたとおり、ふるさと納税の3億円につきましては、頑張っただけでその金額を達成しようというふうなことでございます。そういった中で、町内の人が舟形町に寄附をすることができません。したがって、町外の方々にこのふるさと納税を呼びかけるということでございます。職員はもちろんのこと議員の皆様からもご協力いただきながら、ぜひ舟形町のサポーターをふやしていただけるようお願いを申し上げますし、我々も努力してまいります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 28ページです。17-1-1 財産貸付収入で29ページの一番後段に医師住宅貸付収入ということがございます。今まで誰も入っていなかった住宅に、今度先生が入るようになったんでしょうか。お伺いします。

町長 医師が入るということではありません。現在武藤先生のほうは新庄市のほうに自宅がございますので、先生が入る予定はないんですが、原田先生が退去してから1年以上経過してお

りまして、このままでいくと、使われないと荒れていだけになってしまうということで、どうしたらいいかということで、町の住宅として貸し出しをしようと思ったところですが、これについては国の補助金を県を通して来ていただいているということで、県に確認をしたところ、医師または看護師等の住宅であればいいと。ただ、一般の方の住宅としてというふうなことになるすると補助金の返還が出てくるということがあるものですから、そういったことを鑑みまして、町の保健師さん、ご結婚なされて、今新庄に住まわれているんですが、その方は保健師という役職ということもありまして、その方が新庄からこちらに来ていただければ人口が2人もふえますし、住宅の維持管理というものもできるのではないかとということで、ことしの6月ぐらいから、その町の保健師の方を住まわせて維持管理、そしてこの医師住宅の使用料をいただくという形にしたいと思っているところでございます。

9番 1年前も空き家になるということで、そういう補助事業なので縛りがあるということでしたけれども、今の町長の説明ですと、保健師さんも看護師さんに該当するという理解で、そういうことで、それはちゃんと県から了解をもらっているんですね。

町長 正式に申し上げますと、診療所にかかわる看護師さんというふうなことになるんだろうとは思いますが。しかしながら、今の保健師さんというのは、看護師さんの資格を持って保健師さんになっていらっしゃるの、そういう意味でそこは大丈夫であろうと。これを突きつめて白黒はっきりしますと、県のほうもうんというふうなことが言いづらくなるので、お互いにまずは有効に使っていただけるようにということでございまして、町としましても、そのようなことで対応したほうが施設の維持管理上は非常にいいのかなというふうに思っているところでございます。

9番 維持管理については大変結構なことなんですけれども、一旦お願いして入ってから、それは何かそういう資格、条件が合わなくて出てくださいますなんていうのは大変なことになってしまうわけだから、そのあたり、余りはっきり県とやりとりして白黒つけないほうがいいという町長の判断で、余り大きい声で言うと隣に県の人がありますので、そのあたりうまくやっていただいて、ぜひその住宅を使っていたきたいと思うところでございます。答弁要りません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 ただいま9番議員と同じ款項目の財産貸付収入の中で、ここに診療所貸付収入115万8,000円、これは前年度と同じ予算になっていますけれども、決算ベースで136万円何がしというふうにはなっているんですけれども、決算からここに入ってきている収入でもいいのかなと思うんですけれども、何で115万8,000円にしたのか、お伺いします。

総務課財政係長 30年度の決算におきましては136万3,000円ということで収入を受けておりますけれども、この中には原田先生がいらっしゃったところということで、医師住宅の使用料もあ

わせて診療所貸付収入のほうで受けておりましたというふうなところが実績との乖離の違いかなと思います。

3番 原田先生がいるときと言いましたけれども、前年の予算では百十何がして、今回同じで、また今回診療所入りました。それで収入が前年度と同じというのは、ちょっとつじつまが合わないような気がするんですけども、どうですか。

総務課財政係長 武藤先生がいらっしゃったのが平成31年の4月からということで、今年度予算につきましても4月1日からの年間予算というふうなことで、そこは同額で変わりなしということでございます。ただ、30年度の決算につきましては、まだ原田先生の時代でございましたので、原田先生がいらっしゃったときに発生していた医師住宅の貸付収入のほうが増少になったというふうなことの乖離になってございます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 26、27ページ、農林水産の県の補助金の中で、27ページの産地パワーアップ事業補助金が今年度1,732万円から42%減の997万6,000円という金額が出ておりますけれども、これの下がった要因をお願いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

これにつきましてはリース事業でありまして、今年度の申請件数が減ったという減額であります。来年度。

2番 今現在は減っているというふうな実績だと思うんですけども、今後申請者がふえてきた場合ですけれども、これはアップする可能性があるというふうなところでよろしいでしょうか。

農業振興課長 件数がこのままふえれば、補正対応で今後対応していきたいなと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 それでは町債について質問したいと思います。令和2年度には10億1,530万円ということで1,900万円ほど減になっておりますが、予算書の144ページ、145ページ、この欄を見ますと30年度が41億8,900、そして令和元年度末の見込みで47億9,500、令和2年度末における見通しでは53億5,000ということで、かなりふえてきておりますが、これは大きな事業による借入れということで理由は分かりますが、今後公債費比率が令和6年度には16%になっていくという見通し、あわせてまして基金の残高が30年度末で17億8,400万円ほどあったのが、令和2年度末における見込み、これは14億7,100ということで、借入れはふえる、基金は減るといふふうなことを考えていきますと、これまでの大規模な災害があった後、令和2年度においては避難所とか防災センターをつくるというようなところでの負債というところが大きくはわかりますが、町が考えている、今令和2年度末における負債残高が、一般会計の当初の金額に匹敵するほどの額になってくるというふうなところで、町が考えているこの基金、あわ

せまして町債の残高はどの程度が妥当なのか、お考えがあればお聞きしたいと思います。

総務課財政係長 当初予算を編成した後にですけれども、昨年7月に推計しました実質公債費比率が令和6年度に16%に達するというふうな、そのデータの裏づけをとったところでございます。そうしましたところ、借入額、それから元利償還額ともにその推計値とほぼ似たような数字というふうになってございましたので、令和6年度の推計値16%というふうなものは、現段階ではそんなに差異はないのかなと認識をしているところです。次の推計値につきましては、令和元年度の実績が出た段階でまた推計値をお示しすることが可能かと思えますけれども、現段階ではそのような形で、前に出した推計値とほぼ似たような数字で推移をすることを考えてございます。

また、基金残高につきましても、確かに減少傾向ではございます。ただ、この中には平成30年度の大規模な災害の国庫補助金の分が少しかたく見ている部分もございます。制度上、令和2年度中に交付されるというふうな分もございますので、その分が入ってきましたら基金の残高も少し回復するのではないかなというふうな推計のもと、現段階では予算編成を進めているところでございます。

町債についてなんですけれども、どの程度が妥当なラインかというご質問だったと思えますけれども、全国の類似団体というものがございます。財務省管轄の財務事務所のヒアリングもございまして、そういう類似団体との比較というふうなこともあわせてヒアリングを受けるわけでございますけれども、大体その類似団体よりも若干低いぐらいの町債の残高というふうなのが30年度決算でございました。そこから借り入れが伸びているということで、類似団体よりも少し多目の起債残高にはなるかというふうには思いますが、今後はその点も注意しながら、また指標のほうも注意しながら、ハード事業の取捨選択というふうなもの、それから優先順位を決めながら、町債の残高を注視しながら財政運営を進めてまいりたいと思えます。以上です。

6番 今回こういう質問をしたというのは、町債の借り入れに対しての国からの交付税算入率、非常に高い算入率のものを借りているというのはわかりますけれども、借り入れ、借金を借金という考え方からしていくと、やはり当然借金すれば返していかなきゃならないというようなことを考えていくと、これから始まるであろう保小中の一貫教育の中での中学校の移転とか、さまざまな大規模な事業がこれから出てくる可能性があるわけです。そういった中で、やはり早期に町債の残高を減らすとか、基金をふやすとかというようなことをやっていかないと、この事業も頓挫してしまうんじゃないかなということを危惧するものですから、具体的に町の考えというものを聞きたかったというところで、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 6番委員さんのご指摘はごもっともでございます。町のほうとしても、第7次総合発展計

面に7つの基本目標を設定しておりますが、そのうちの7つ目は6つの柱を支える一つの基盤というふうなことで、財政基盤がしっかりしていなければだめだというふうなことがうたわれております。あえてこの7つ目にその財政基盤を入れたというのも、今後やはり将来見込まれる事業に対してしっかりとした財政運営がなされなければいけないというふうな思いの中で入れさせていただいたところでもあります。そういった意味で、現在平成30年度の災害に対応するべく財政的に財源を支出しておりますけれども、今後はそういった事業をある程度終えた段階で、もう一度事業的なものを見直ししながら、財源の安定的な財政の運営に努力してまいり所存でございます。

6番 そういう考えがあるとすれば、私たち議員にも町債の推移といいますか、こういう形で改善していきたいというふうなシミュレーション、またはそれとあわせて基金についても同じような形で、こういう形でやっていきたいんだというものを提示していただければ非常に安心するのかなというふうに考えているところです。なぜこういう質問をしたかという、近隣の町村の中で公民館をつくれなかったという事例もあるわけです。そういったことを、これもやっぱり財政的な逼迫が原因でつくれなかったということがありますので、もう少し我々にも安心感を与えていただくためにも、町債の推移なり、あと基金の推移なりを、こういうふうにして改善していくんだよというようなシミュレーション等を提示していただければありがたいと思いますが、この点についての対応はどうでしょうか。

町長 町の歳入を今審議していただいているわけですが、町税については4億円程度、それから交付税等についても17億5,000万円、特交を入れましても約20億程度でございます。その中で、50億を超える予算を編成しているというふうな中で、その必要な部分の財源について町債を借りていると。その町債についても、先ほど委員さんからもありましたとおり、過疎債等、そういった毎年毎年の返済額の約7割が返ってくるというような、そういうものをいただきながら財源の確保に努めているところでございます。そういった財源の見通し、町債の見通しあるいは基金の見通し等については、毎年度財政計画を財政のほうでつくって県に審査をしていただいておりますので、そういったもろもろのものを議会の皆様のほうにも提示することは、全然問題ないと思いますので。ただ、その指標を出すと、そこから動かなく、そこがもう固定されてしまうと非常に困るところでもございますが、やはり財政というものは、その都度都度の社会情勢等に大きく変動されるものでございますので、そういった中でもしっかりと住民サービスが提供できて、そしてその上で持続可能な財政運営ができるように努めてまいりますので、そういった計画等についても議員さんのほうにご提示できるものについてはご提示したいと思います。

9番 今の件ですがといいますか、6番議員からもありましたが、交付税で戻る分、臨財債100、過疎で70とか、そういう高いものを使っているのはわかるんですが、今回交付税で普通交付

税18億、特交で1億9,000万円、前年比より5,800万円ほど多いんですが、戻分というのは、この交付税の中でどれくらいというのはつかめるんですか。そうしますと、この今回の20億400万円の交付税の中で、地方債の戻分というのは幾らなんですか。

総務課財政係長 借り入れた分に対して交付税の戻りということですから、7月の普通交付税算定の際にはその数字をはっきりと押さえることができます。ただ、現段階で見込みというふうな段階で、その分をはっきりと見込んでいるということでは、若干その分も加味しながら予算編成をしたということですので、その総額をはっきりと見込んだというふうなところまではちょっと言い切れないかなと思いますが、その分は加味して増額の予算編成を組ませていただきました。

9番 ですから先ほど6番議員がそこを、戻る部分を強く言っているわけですから、加味した部分というのは今公表できない、大体これくらいだということも言えないですか。

委員長 暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時10分 再開

委員長 会議を再開します。

総務課財政係長 ご質問のありました公債費に対しまして普通交付税での戻りの金額でございますが、平成30年度決算になりますけれども、4億7,900万円ほどの戻りがあると認識しております。以上です。

9番 そういうふうに数字がつかめるのであれば、先ほど6番議員がおっしゃっている、どういった伸びがあつてどういう何だ、我々議員にも示してくれという話の中に、これだけの戻りがあるんですよというものを示していただくと、なおかつ、何といいますか、安心というんですかね、するんじゃないかなと思いますので、そのあたりこれからご検討いただければなと思っております。この令和6年でピークという話は、前もお話ししましたが、町民の方へ伝わっているんですよ。代表監査委員の決算報告の中で、令和6年がピークで、もう舟形は潰れるんだよという、そこまで話をしているんですよ。だから、その数字をしっかりとわからないで、理解しないで、町民の方々が令和6年のピークという話が、もうそのあたりで舟形の財政がだめになっちゃうんだよというところまで伝わっている話もあるので、そのあたりを何というの、うわさじゃないですけども、そういうものをなくするためにも、しっかりした数字の提示といいますか、そのあたりをご検討いただきたいと思います。

総務課財政係長 次回の推計の際には、皆様にわかりやすいような資料づくり、それから町民の方にもわかりやすい資料づくりというふうなものを心がけながら、公表をしていきたいと思っております。以上です。

町長 補足をさせていただきますと、令和6年がピークにはなりますが、償還のピークというだけでございまして、それで財政が破綻するというふうなことではございませんので、その点について、議員の皆様方からもぜひご承知おきをいただきながら、町民の方がそういった方でお話なさるのであれば、償還のピークが6年というだけでございますので、それで破綻というふうなこととすぐ直結するものではないことをご認識いただければと思います。

7番 話の流れなので、同じ質問をさせてもらいますけれども、令和6年で償還のピークが来るということですが、それは今までの現在の段階での話であって、これから防災センターを建てる、高齢者福祉施設、避難所を建てるための債務というのが積み増しされるわけですよ。それが二、三年猶予期間を置いた後に償還が始まるわけですよ。そうすると、ピークは6年じゃなくなるんじゃないですか。そこら辺のところをちょっと心配しているので、そこら辺のところの答弁をお願いします。

総務課財政係長 令和元年7月に推計値を皆様のほうに公表させていただいたわけなんですけれども、その際には、その部分も含めた形で借入れを見込んでの推計を立てておりましたので、今回予算審議していただく分がその分上増しになるというふうなことではないかなと認識をしているところでございます。以上です。

7番 例えば緊急に町に入ってくる予算がなくて、緊急の臨時財政対策債を発令して財政を組まなくちゃならなかったとか、そういう予想外の借金、つまり予定した工事に新たになに積み増さなければならなくなるようなそういう工事というのが出てくるんじゃないかなと、私は思うんです。そういったものは加味されていないと私は思うんですよ。ですから、そこら辺のところをちょっとあれなんじゃないかなと、何というんですか、現在の予定というよりも想定外のそういう、予定どおりに工事が進めばいいですけども、ちょっと大きくなった場合のそういう追加工事なり、そういう予定外のものが入ってきた場合、やっぱりもっとピークが延びるんじゃないかなという心配、そこです、私がしているのは。

総務課財政係長 毎年10月に各課の皆様の方から投資的事業というふうなことで、今後5年間のハード事業の調査をしております。今質問ありました想定しない事業というふうなものをいかに少なくしながらその財政計画を立てることができるかというところが一つ鍵かなということ踏まえまして、その計画を投資的計画のヒアリングを行っているわけなのでございます。ただ、災害ですとか、想定しないというものも必ずないというわけではないと思います。そういった場合に対応できるだけの体力というふうなものを加味しながら財政計画をつくる必要があるだろうということも念頭に置きながら、財政運営を進めてまいりたいと思います。

7番 なぜ私がそこを強く言うかといいますと、公営団地、第三地区、公営団地というか住宅団地を造成するに当たって、地方債をもらえるものだと思っていた事業がもらえずに、それは

借金をして単独で自分らが返さなくちゃならないという借金に組み替えになりました。そういうことがありましたよね。そういうことを心配するわけです。つまり、見込み違いの借金をしなければならなくなると。そういうことをやっぱりあらかじめ相当精査した上でやらないと、予定外の交付税算入を受けながらできる借金だったはずが、それはもう単独で、自分らの持ち出しでやらなくちゃならないという借金にかわってしまうと。でも、事業全体は私たちがいいと言ってしまったものだから、なかなかもう進んでしまっただめと言えない。こういう状態を心配しているわけです。今後、事業をやるに当たって、そういう見込み違いの借金をするというを十分に注意してもらいたいということです。町長、答弁お願いします。

町長 財源がかわるということについては、やはり県なり国とよく事前にお話をしながら、協議をしながら進めていかなければいけないというふうな、7番委員さんのご指摘のとおりだと思います。町のほうとしても、財源をしっかりと確保した上でその事業に取り組むというふうな姿勢を今後も持っていきたいと思います。ただ、それがなかったから新たな借金をするということではないので、そういった場合については、先ほど申し上げております財調であったり、公共施設整備基金であったり、そういったものを活用しながら、一般財源ということになりますので、その財源が使えなくなった場合については、新たな起債を起こすということではなくて一般財源が減ることであると思いますので、その償還のピークという考え方の中では、そのことについては違うというふうに思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

委員長 先ほど9番齋藤議員から質問ありました件で、担当の者が参りましたので、もう一度質問させていただきます。よろしいですか。

それでは齋藤議員、先ほどの質問、答弁がなかった質問ですけれども、もう一度質問をお願いいたします。担当者が質問を聞いていなかったものですから、もう一度質問をお願いします。

9番 それでは22ページです。22ページの15-1-1です。民生費国庫負担金。それと23ページの右のほうで介護保険料低所得者負担軽減事業負担金。これは国庫補助で、同じように県補助もごさいます。合わせますと五百何がしの予算計上でごさいますが、昨年度より大幅に増額になってごさいます。昨年度から変わるような事業内容になるのか。歳出のほうで出るかとは思いますが、歳入のほうでお伺いしたいと思います。以上です。

健康福祉課課長補佐 増額となった理由としましては、昨年の10月より消費税が8%から10%に上がったことに伴いまして、介護保険の1号保険料の低所得者軽減が強化されることになりました。介護保険料の所得階層は第1段階から第9段階までありますけれども、これまで第1段階の対象の方だけが軽減の対象となっておりましたけれども、昨年10月より第1段階から第3段階の方まで軽減対象が拡大されました。昨年度は10月から3月まで半年間の軽減に対しての国と県からの負担金だったんですけれども、令和2年度については、1年間分について負担金の対象となったということで、大幅に国と県からの負担金が増額となったということでもあります。以上です。

9番 大体大まかにわかったんですが、具体的にもうちょっと。何名の方が対象になっているんですか。

健康福祉課課長補佐 人数については、ちょっと今把握しておりませんので、はっきりとした人数はちょっとわかりません。

9番 はっきりした人数がわからなくて、増額が8から10になってその分だけでこれだけ何百万もふえるという、そういう積算なんですか。

健康福祉課課長補佐 人数は今把握しておりませんけれども、第1段階から第3段階までに拡充されたということで、保険料率が第1段階では0.45%だったものが0.3、第2段階では0.75だったものが0.5、第3段階で0.75だったものが0.7ということで、保険料率が下がったということに伴って軽減が増額しましたので、それに伴って負担金がふえたというふうな、中身に関してはそのようなことになります。

委員長 斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

9番 ですから、今補佐のほうから説明がございました0.45から0.3、0.75から0.5、0.75から0.7、このあたり、差が出たわけですよ。だから、その差の部分というのを数字に直すとどういふふうになって、この五百何がしになってきたのかという、そこをお聞きしたかったんです。だから、何%から何%、はい、わかりました、それでは全然この500万円というのは出てこないんじゃないですか。人数もわからないで。

健康福祉課課長補佐 ちょっと手持ち資料が今ございませんので、今の詳しい内容については、ちょっと今説明ができませんので、後で説明させていただきたいと思っておりますけれども。

9番 わかりました。じゃあ歳出のほうで、特会のほうでお伺いしますのでよろしくお願ひします。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、一般会計歳入の質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午前11時27分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出に入ります。

第1款議会費の読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第5款労働費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第5款労働費について質疑、審査を終結いたします。

第6款農林水産業費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

3番 84ページ、6-1-6農地費です。この中に、85ページにJR踏切改修等負担金とあります。これの説明をお願いします。

地域整備課長 JR踏切等の負担金でございますが、陸羽東線の紫山地区藤作踏切の改修工事に伴う負担金でございます。

3番 そうすると、これは今年度負担金を出して、踏切の改修はいつごろになる予定なんですか。

地域整備課長 令和2年度4月以降に入っていく予定でございます。

委員長 ほかにありませんか。

4番 88ページ、89ページ、体験実習館管理事業費の中の工事請負費449万5,000円とありますけ

れども、これはどういった工事を行う予定なんでしょうか。

まちづくり課長 体験実習館管理事業の工事請負費の内容でございますけれども、令和2年度、雪冷房システムの外扉、こちらが老朽劣化という状況でございますので、こちらの改修工事を行う予定としてございます。

4番 そうすると、雪で冷房するやつの扉が破損したということですか。わかりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 90ページ、91ページ、林業振興費の中の91ページの有害鳥獣被害軽減モデル事業費14万円となっていますけれども、県から10万円で合わせて14万円ですけれども、この内容をお願いいたします。

農業振興課長 今の質問にお答えいたします。

これにつきましては、電気柵の設備の事業費であります。

2番 舟形の町内では余りにしないんですけれども、やはりほかのところに行くと、田んぼなり、畑だったり、目にするところはあるんですけれども、具体的な場所が決まっていれば教えていただきたいと思います。

農業振興課長 令和2年度は2カ所予定をしておるんですけれども、1つは堀内地区の真木野地区です。もう1カ所が長沢の野地区であります。この2カ所を2年度は予定しております。

2番 2カ所でやってみて、結果がどうなのかと思うんですけれども、結果を見て来年度以降継続する可能性もあるという認識でよろしいでしょうか。

農業振興課長 委員のおっしゃるとおり、来年もよければやっていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 前のほうから。88ページ、89ページ、6-1-12、若あゆ温泉の工事の関係ですが、内容的にはコテージの工事かなと思いましたが、具体的にこの3,300万円もかけてどのような工事をするのか、お伺いします。

まちづくり課長 若あゆ温泉の令和2年度の工事予定の内容について、ご説明申し上げたいと思います。現在予定している工事内容につきましては、コテージの屋根改修工事、13棟分を改修したいということで考えてございます。そのほか受水槽の警報設備関係と、それから源泉の送水管の洗浄関係の工事、それからコテージのエアコンの改修工事、あとはコテージの入り口の看板が大分老朽化しているということでございまして、こちらの改修工事。以上のような内容を今予定してございます。以上です。

9番 13棟あるようですが、この工事の進捗はどういうふうに、1棟ずつやるんですか。屋根を一気にぱつとやるとか。私もたまに泊まるときがあるんですが、結構来ている方がいらっしゃるんですね。夏なんかは全然予約がとれない状態なので。その工事の進捗をどういうふうに、うまくやっていかないと、その利用に支障を来すんじゃないかなと思いますけれども、

そのあたりどうお考えですか。

まちづくり課長 議員ご指摘のとおりでございます。なるべく早い時期に発注を行っていきたくと考えてございます。夏期間でないとできない工事ということで、今回のコテージの屋根の改修工事についてはカバー工法ということで、現在の屋根に上からかぶせる方法で行っていきたくというふうな計画でございます。1棟1棟というふうなこととか、さまざま進捗を、改修工事を進めることになると思うんですけども、利用者に支障のないように計画的に進める必要があると思っております。特に夏場については、夏休み等も踏まえて利用が多くなるとお思いますので、そういったときに支障のないように、振興公社のほうとも連携をして進めてまいりたいと考えてございます。

9番 よろしくお願ひします。

それで、今回この3,300万円ほどでコテージの改修にかかる。その2年前から大ホールの工事。本年度、令和元年是さまざまな部屋の改修ということで、かなり資金を投入してございます。大体温泉については終わったのかなと思っているところでございますが、先ほどの財政の話もございませう。これからの工事等については計画的にしていかなければならないと思っているところでございませうが、そのあたり、今後の計画等ございましたら、お伺いをしたいと思ひます。

まちづくり課長 今後とも計画をしっかりと組んで取り組んでいきたくと考えてございませう。まず、今年度の事業にしっかりと取り組むということをお踏まえて、まだ課題が残っている部分もございませう。例えば温泉施設についても、おおむね部屋のほうの老朽化対策は進めてございませうけれども、屋根等については塗装を1回加えたというふうなところは承知しているんですけども、こちらのほうについてもまだ課題が残ったままというふうなこともございませう。また、コテージ群に関しては、センターハウス等、まだ課題も残っているというふうなこともございませうので、こういったところを計画的に財政というふうな視点も踏まえて取り組んでいきたくと考えてございませう。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 85ページの農業費の中で、新しく新規事業になりました園芸拡大スピードアップ事業補助金の事業内容をもう少し詳しくお聞きしたいと思ひます。

農業振興課長 お答えいたします。

園芸作物の拡大される方、あと新規に園芸作物に取り組む方への補助事業になっております。

8番 詳しくというのは、随分簡単に説明受けたんですけども。この内容は新規でありますので、余り皆よく知っていないので、今そんな質問をいたしました。この中で、今町で進めている基盤整備の中では、高収益作物に取り組まなくちゃならないという規則があると。その中でいろいろな形で高収益作物に取り組んでいるわけですけども、これとは違うメニューだと私は

解釈をいたしております。ここが今までの水田を畑地化するには地下水が高いとだめだとか、もっとスプリンクラーが欲しいとかという形の補助金の内容かなと私は理解しているんですけども、これは面積要件、あるじゃないですか。

農業振興課長 お答えいたします。

園芸拡大スピードアップ事業につきましては、機械導入の補助事業ではありません。特に対象となる経費なんですけれども、土壌改良、あと暗渠、種苗、あと資材、あと限定ではございますが機械の導入……という経費の内容となっております。

8番 これは機械の導入じゃなくて、作物をつくるための環境整備といいますか基盤でなくて何だ、何というんだと思うんですけども。1反歩でいいのか、4反歩欲しいのか、その辺のちょっと、面積の要件があるのかと聞いたかったんです。

農業振興課長 お答えします。

面積の要件というのはございませんが、増反する方につきましては販売額が今までの2倍以上の拡大が認められる、増販を行うものということで今のところ考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 関連で結構です。この園芸拡大スピードアップ事業ですか。これまでやってきたことを一部リニューアルして継続するというので、ずっと読んでいくと、暗渠、明渠、土壌改良、種苗、資材、これまでこの種苗等についていろいろな支援があったわけなんですけれども、今回一部リニューアルしたところの中身をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

農業振興課長 一番大きな中身の変更点につきましては補助率でございます。補助率が2分の1、3分の1、上限50万円とありますけれども、これについて、昨年までですと定額の補助でありました。これが2分の1と3分の1ということで、申請者によって変わるということになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは1点お願いします。

90ページです。6-2-1です。91ページの4番目、一番下でございます。林業振興費の一番下、森林経営管理事業でございますが、その上に森林経営等調査業務委託料というのがございます。これにつきましては、さきに質問させていただきました森林経営管理制度のことかと思っておりますけれども、この調査業務を委託というのはどういう形でやられるのか、お伺いします。

農業振興課長 お答えいたします。

これにつきましては業者に委託するわけなんですけれども、対象者になる人を最初、今年度抽出していただく作業となります。

9番 業者とはどこの業者かわかりませんが、そうしますと、町民の方が森林を所有され

ている方、そのデータといいますか個人情報全てその会社に知れ渡ってしまうということ
なんですか。

農業振興課長 現在もこの業者さんにはG I Sを通して守秘義務ということを課して作業を依頼
しているところであります。

9番 そうしますと、今年度は抽出ということですので、町民の方で森林を所有している方をた
だ抽出の委託だけ、それで230万円もかかるんですか。その後の意向調査というのはまた別物
で、それはまた経費がかかってしまうと。同じ委託先にお願いするという話なんですか。

農業振興課長 今後の意向調査の確認も含めましてやるんですけども、まだアンケートまでの
調査には入らないことになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 85ページなんですけれども、82の農業振興費で、85ページと18、右側の説明の2の食育地
産地消推進計画策定事業から下の5段目までの説明をお願いしたいです。食育地産地消推進
計画策定支援業務委託料、(「82ページですか」の声あり) これは85ページの右側になります
ね。2です。18-2から下の1、2、3、4、5、6、郵便料も含めた説明をお願いしたい
です。

農業振興課長 お答えします。

この事業に関して委託事業であります。これにつきましては、アンケートの調査及び前回ま
でここ3年間行ってきた実績の集計の委託業務になります。

1番 これは2の全部なんですけれども、30年度を見るとなかったもので、ちょっと確認のため聞
きたかったので、お願いします。

農業振興課長 大変申しわけございません。策定委員の報償につきましては、10名の策定委員、
年2回の6,000円の計算になります。消耗品については事務費関係です。印刷製本費につい
ては、計画書の印刷になります。郵便料につきましては、アンケート調査に行われる郵便の送
付料でございます。

1番 これは3年間ということで認識してよろしいでしょうか。

農業振興課長 大変申しわけございません。訂正させてください。3年間と言いましたけれども、
5年間です。大変申しわけございません。それで平成……だから今年度で4年目というこ
とで、来年度から5年目なので、新しく計画書を作成することになります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 84、85ページの右側のほうの稲生育管理システム管理業務委託料264万円なんですけれども、
これは衛星を利用しての米の管理かなと思いますが、前からやってきておるわけなんです
けれども、令和元年度における正式な成果は出ていないにしても米づくりは終わっておりますので、
令和元年度における成果がどうだったのか。あわせて、令和2年度のこの264万円でどのよう

なことを行うのか、お聞きします。

農業振興課長 お答えします。

成果につきましては、取り組み者の増加を図ってまいりました。あと、システムの精度を上げてきております。令和2年には、さらにシステムの成果を上げることと利用者の今後の拡大を図るためのものであります。

6番 利用者の拡大はいいんですけども、基本的にはこれを利用している方々にメリットがなければ、やっている意味がないんじゃないですかと思うんです。やはり一番は、こういう公費を使ってやっているわけですから、そのことによって、利用された方々にこういうふうなメリットがあったからこれはよいというふうな事業なので、令和2年度においてもこのような予算をとってやるというふうな方向づけなのかなと思ったところで質問したんですが、この辺の利用された方々の声といいますか、メリットはあったのかどうか。

農業振興課長 それにつきましては、うちの斎藤補佐より説明申し上げます。

農業振興課課長補佐 ただいまご質問のありましたメリットはどのようにあったのかということについて、お答えいたします。

初めにICTの機器を使いましてさまざまな稲の生育のデータについて可視化できるシステムとなっております。いろんな数値が自分のシステム、スマートフォンでも見られるということで、営農の効率化を図るために非常に役に立つシステムだという理解をいただいております。

それをこれからどのように活用していただくかについては、まだそこまでは成果のほうは出ていないところなんですけど、まずそのICTを農業の経営に利用していくというふうな第一歩に、今入ったところという段階になってございます。以上です。

6番 若い農業後継者にとっては、非常に何というか魅力があるのかなと考えているところなんですけれども、その輪が広がっていかないというところが、この事業は本当に必要なんだろうかと逆に疑問に思ってしまうわけです。意外と農家の方々というのは、このことによってこういうふうなメリットがあった、最終的には収入ですけれども、農業の所得がふえたというふうなことが確実に実践されていけば、口コミでばっとすぐ広がるはずなんです。これが広がらないというところが、まだまだ町が意図しているような目的が果たされていないんじゃないかというようなところで聞いたところなので、もう一回、今後具体的にどういう形でもう一回この事業を進めようと考えているのか、お聞きしたいと思います。

農業振興課課長補佐 今私のお答えした内容がちょっと足りなくて申しわけございません。これからの活用につきましては、ぜひ衛星を使ったシステムを使いまして、農業経営の中ではコストの削減に使うことがもちろんできます。これからは、さらに適切な肥培管理を、しかもシステムを使って行ったということで、商品化につながっていくような取り組みに町として

努めてまいりたいと考えているところです。以上です。

委員長 暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

委員長 会議を再開します。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

第6款農林水産業費について質疑ありませんか。

7番 それでは88ページの6款1項12目の若あゆ温泉管理事業。先ほどの質問の中での工事の先行きについて、それなりの工事という回答があったようですけれども、新庄の方で週に三、四回来ているという方とお友達しているんですけれども、何でそんなに舟形はいいもんだやと何人かに聞いてみたんですけれども、そうしたら当然なんですけれども、1番目に新しいからいいという答えでした。二、三番目ぐらいに湯がいいという話だったんですけれども、そういった方の話を考えてみますと、工事の展望に関して、やはりこの新庄最上地域においてはある程度新しいというイメージを保ちながら経営をしていくということが集客につながるんだなということを私は感じまして、この工事については、やはりそのとき、必要になったときという考え方ではなくて、そういう新しいというイメージを保てるぐらいの間隔での内装の工事なり、通路の工事なり、そういったものが必要なんだなと私は感じたものですから、そこら辺のところをもう少し詳しく、そういう話を聞いていたのかどうかかわからないですけれども、新しいからいいんだそうです。逆に言うと、新しくなくなったら客が離れるということだというふうに私は感じたんです。ということで、この工事の展望についてもう一度どういう考えを持っているのか、質問いたします。

まちづくり課長 若あゆ温泉の工事の展望はというふうなことのご質問でございますけれども、まず老朽化対策でこれまでもさまざまな改修工事を行ってきてございます。まずはそういった現状の施設の状況を踏まえまして、お客様にどのように快く利活用していただくかということが、委員おっしゃるとおり重要なことだと思います。

今後の改修工事も踏まえてでございますけれども、町の財政的な今後の状況もございますので、こういったところも踏まえて、また温泉という施設の主なところとしては、どうしても温泉の湯、こちらのほうが一番大事なかなと思っていますので、こういったところの機能とい

うものをしっかり把握しつつ、まだ改修工事が残っているという屋根とかのこともございますので、こういったところも長期展望の計画なんかにも必要なというふうにも思います。さらに、今年度駐車場に白線なんかも引きましたけれども、駐車場のほうも老朽化が進んでございます。こういった施設全体の状況を踏まえて、今後の財政的な視点からも考えていく必要があるのではないかなと考えてございます。

7番 新庄市に温泉等とかが来なかったという恩恵をこうむったのかわかりませんが、非常に混んでいると、にぎわいがあるということもありますけれども、何かしみずの湯だったか、また再開するというような情報もありますし、客は少なくなるんじゃないかなと思います。新庄でちょっと話が違うように聞こえるかもしれませんが、アパートが新築されると古いアパートの方は新築のほうに移って、どんどんこういうふう新しいもの、新しいものと移っていくというような話も聞いております。つまり、そういうものが好きな人たちがこの新庄最上地区にはやっぱりいるんだろうなというふうに、私は感じました。温泉がなぜいいのかと聞いたときに、新しいからいいという答えを出された新庄の方が多かったというのを聞いてみますと、私も考え方をがらっと変えまして、やはり集客というのを見込むためには、こういう大規模じゃないにしても、やはり定期的な内装の変更とか器具の変更とか、そういったものをやっぱりやっていって新しさというのをイメージとして出していく必要があると、こう思いますので、ぜひそういったことを盛り込むような、そういった予算案にしてもらいたいなど、今後もですね、そういうふうには思います。答弁をお願いします。

まちづくり課長 施設の老朽化等の状況も見据えて、また、先ほど申し上げたとおり、財政的な視点からいろいろと検討を重ねて対処していきたいと考えます。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

8番 先ほど質問いたしました85ページの園芸拡大スピードアップ事業の内容をもう一度お聞きしたいと思います。これ、我々この図面持っていますけれども、この中で補助事業の実施イメージという欄がありますけれども、産地パワーアップ事業補助金と園芸拡大スピードアップ事業の2つの補助金をもらえるのかどうか。その辺、まずお伺いします。

農業振興課長 答弁については、斎藤補佐のほうから答弁させます。

農業振興課課長補佐 ただいまの質問についてお答えいたします。

この事業につきましては、特徴的な部分として国や県の補助事業の補助残、自己負担額の分に充てられるという特徴がある事業となっております。ですので、今ご質問ありました産地パワーアップ事業の補助残に充てるのが可能となっております。以上です。

8番 もう1点、確認のために申し上げます。最近、アスパラガスの作物をつくっている方が多くおりますけれども、これも国・県の事業で残った自己負担分をスピードアップ事業負担金で使えるということで解釈しているんですね。

農業振興課課長補佐 ただいまのご質問は、現在アスパラガスを栽培されている方がさらに増反をした場合、この事業を使えるかというふうなご質問と思われませんが、その場合については活用はできますが、ただし条件がございまして、新規就農者の場合だと2分の1の補助というふうな有利な状況にしているんですけれども、増反者については3分の1の補助率で実施されるということと、あとは販売計画というか生産計画について、これまでの生産額のある程度の水準を保ったような計画が立てられるような方を対象とすることにしております。というのは、増反したからといってその販売額、反収が下がっては、その補助をするのにちょっと支障があるというふうなこともありまして、そういった条件を、新規就農と異なる条件をつけております。以上です。

8番 それでは面積要件、さっき聞いたんですけれども、これを見ますと、3年以内に年間販売価格が主に70万円を超える金額ということでありますので、アスパラを例にとりますと、大体1反歩当たり、3年ぐらいになると100万円近くになるということ、これから言うと10アールでも該当になるという形で理解していいんですか。

農業振興課課長補佐 こちら面積の要件というのはつけていなくて、おっしゃるとおり販売額になりますので、アスパラですとやはり10アール当たり、3年後には1,000円となりまして、100万円ほどの売り上げも見込めるということで、そういったことが可能となっております。しかしながら、若干まだ決定していない検討中のところがあるんですが、増反者の部分について、過去の販売額の2倍を見込めるとかそういう記載がその資料にはあると思うんですが、その辺の部分について、もっと詰めて設定をしていきたいと考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 84ページの、85ページの欄に6次産業化支援事業費補助金160万円とありますが、その具体的な内容等お聞きしたいと思います。

農業振興課長 斎藤補佐のほうより答弁差し上げます。

農業振興課課長補佐 ただいまの補助金の内容についてお答えいたします。

6次産業化の中でも、施設整備が2件ございまして、食品の加工所の整備のための件数が2件ございまして、あとは商品の改良という部分で2件予定してございます。以上です。

6番 そうしますと、今現在6次産業をしている方が今回この補助金を使って、さらに大きくしていくというふうなことなんでしょうか。

農業振興課課長補佐 議員おっしゃるとおり、今までの拡大の部分と、また新しい商品の開発に努めたいという方がいらっしゃいまして、そういう方の補助になっております。以上です。

6番 このたびのこの予算額についてはわかりましたが、やはり舟形町としてこういう補助事業があるんだというところをもう少しPRしていただいて、する人をふやしていただきたいなと思います。せっかくこういう補助事業があるとすれば、やはり付加価値を高めて、少しでも

も収入をふやすというようなところがもっともっと広がっていけばいいかなと思いますので、役場として、町としてももう少し、今後普及拡大に向けた取り組みがあるとなれば、お聞きしたいと思います。

農業振興課課長補佐 おっしゃるとおり、これまで周知が不十分な部分が十分あると思いますので、農政座談会が終わったばかりではございますが、いろんな折を見て農家の方々に周知を図ってまいりたいと、利用の拡大を図ってまいりたいと考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

8番 88ページ、89ページの日本型直接支払交付金について質問いたします。

中山間地域直接支払交付金事業と多面的機能交付金事業、2つの直接支払事業がありますけれども、舟形町耕地対象面積と、今組織が何組織あって、そして多面的機能支払は会になっておりますので会の数と、大体そこからいくとパーセンテージにおいて農地に入れる田んぼのうち、何ぼの組織があって何%しかいっていないということがありましたら、お伺いします。

農業振興課長 斎藤補佐のほうよりご答弁申し上げます。

農業振興課課長補佐 ただいまの質問にお答えいたします。

初めに面積からでよろしいでしょうか。農業委員会で報告をしている平成31年3月31日現在の田んぼの面積が、農家台帳上1,537ヘクタールございます。それに対してこちら日本型直接支払制度の実施状況になりますが、日本型直接支払制度の1つ目が、予算書上を見ると、中山間地域等直接支払交付金になります。こちらにつきましては、カバー面積というか事業実施面積で382ヘクタールになってございます。取り組みの団体については、集落協定という名前になるんですが、29集落協定というふうになっております。ただし、中山間地域等直接支払制度につきましては、今年度最終年ということで来年度からまた新たに変わりますので、取り組み団体またはカバー率等、変更になることがあります。

続きまして、多面的機能支払交付金事業になりますが、こちらについては事業実施のカバー面積が736ヘクタールになってございます。取り組み団体としては18団体、18地域保全会というふうな形になっております。こちらの事業については今年度が初年度ということで、これから5年間実施していくこととなります。このような形でよろしいでしょうか。以上になります。

8番 今説明ありました町の耕地面積ですか。1,537ヘクタールのうち382ヘクタールが組織で29ということでありまして、これはずっと前からあった補助金でありますけれども、いろいろな形で国の会計監査委員にも該当するとか事務的に難しいということで、最初制度設計になった当初よりは大幅に組織図が下がっていると思います。これは我々農家にとりましては、直接支払いで活動しながら個人の分配金もいただけるという結構有利な事業でありま

す。これをもっと七十、八十%ぐらいのカバー率まで上げてくれば、我々農家の所得もそれ相当伸びてくると思いますけれども、その辺の、事務をとる人がいないというのが現場の本当の声であります。その辺の事務権限もいろいろ、今まで何回となく制度改正になってなされてきましたけれども、この辺の事務的なことを町職員の方が結構事務局を担当しておりますけれども、その辺をもっともっとカバーできるような体制を築くような方法がありましたら、話ししていただきたいと思います。

農業振興課課長補佐 ただいまのご質問ですが、まず初めに、集落協定なり地域保全会の減少という部分についてですが、中山間については事業をスタートしてからほとんど減ってはいない状況にあります。しかしながら、多面的機能支払交付金、かつては農地・水と言われていた事業になりますが、こちら結構な数が減っている状況にあります。それはひとえに、やはり事務的に多面的、農地・水ですけれども、そちらが難しい、非常に複雑な事務処理になっているということが、まず実際問題としてございます。

それで、その件については全国的な問題となっております、その解決策の多いパターンとしては、土地改良区さんが請け負ってやっているというのが県内でも多く見られる状況になります。組織の広域化ということで、水がかりが同じ改良区さん、水利組合さんも含めてなんですけれども、グループ化をしまして、広域化という大きな組織に合併をして、そちらを土地改良区なりの事務局が受け持つというふうなやり方をしていることが多く見られます。また、そのほかに町内であるのは、土地連さんに業務委託をするというふうな部分が見られます。こちらについては書類の作成がメインになりますが、そのような形をとっている団体が町内においても3団体ほど見受けられる状況にあります。以上です。

8番 中山間直接支払制度は、ことし4期目を終了して5期目にことしの春から入る予定でありますので、その辺、町でも、集落の農家の方々に説明を密にしながら、全員がこの組織に入るような強力な指導なり活動なり支援体制、バック体制をよろしくお願いしたいと思います。

農業振興課課長補佐 そのように説明を十分に行いながら進めていきたいと考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

10番 それでは90ページですけれども、農業相談事業費、営農相談事業費ですか。この営農相談事業の中に営農相談所顧問報償費というのがあります。私の、間違っていなければ、かなり長い年数、この方を委嘱しているのかなというふうに思っているわけですが、この委嘱契約といいますか、任期というものがあるのか。それから、何を期待してやっているのか。その2点について伺います。

農業振興課長 斎藤補佐のほうより答弁申し上げます。

農業振興課課長補佐 ただいまのご質問についてですが、委嘱されている方については、任期は

ございません。町としてどのようなことをお願いしているかと……済みません、失礼しました。任期は単年度で、1年間ずつとなっております。それで、引き続きまたそれぞれ毎年、毎年契約しているような状況でございます。

それで、町として期待しているところというか、町として行ってもらっている業務ですが、特に新しい作物の普及という形で取り組みをいろいろと進めていただいております。行者ニンニクであったりつくね芋だったり、今まで町になかった作物についての取り組みを推進していただいております。以上です。

10番 今、新しい作物の導入というような話がありましたけれども、今列挙した作物、かなり定着してからも年月がというか数年になるのかなと思っております。先ほどから、農業振興についてはいろいろと衛星を利用した農業であるとか、さまざま進歩した、舟形の農業もこの10年間ではかなりさま変わりをしているのかなというふうに思っているところであります。それでこの営農相談室ですけれども、ある意味では町の農業振興のためにあるものだというふうに考えるところですが、そうした場合には、やっぱりもう少し刷新をした形で、これからの農業に即したようなものに取り組んでいくべきであろうと思うんです。そういう意味では、この営農相談室というのは限定された分野ですか。やっぱり幅広く、一つ町の農業全体をまず見渡すような形での相談室であるべきだと私は思うんです。そういう意味では、かなり時代おくれになっているのではないかと思います。一例を挙げれば、やっぱり最上管内においても、例えば最上の法人会の方々であるとか、そういう先進的な農業をしている方はたくさんおります。そういう意味では、やっぱりこの刷新を考えるべきではないかと思いますが、いかがですか。

農業振興課課長補佐 議員ご指摘のとおり、幅広い分野で対応した相談所というふうなあり方についても、十分これから検討の余地があると思います。上司と相談をしながらその内容の刷新の仕方について等の検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第6款農林水産業費について質疑、審査を終結いたします。

第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

7番 それでは94ページ、7-1-1、右のページの農林水産加工物施設運営費補助金514万円。

これと、7-1-3観光物産センター業務委託料690万円という数字が出ていますけれども、この委託先は振興公社ということで間違いはないかどうか、まずは質問させていただきます。

まちづくり課長 委員ご指摘のとおりでございます。

7番 そして、ちょっと款項目からは外れるんですけども、委員長判断でいいんですけども、その振興公社、今現在何々の業務に手をつけているのかというのがちょっとわかりにくくなってきている。つまり給食の業務員にもあったような気がしますし、また今年度当初予算にはふるさと納税の事務を行うというような話もありますし、その時々において款項目が出てきたときに質問させていただきますけれども、まず舟形町振興公社、温泉がどういった業務に手をつけているのか。その予算を補助金なり業務委託料に出しているのか。ちょっとそこを、質問するための質問という捉え方で、委員長、何とか答弁をお願いしたいんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

まちづくり課長 それではご質問にお答えしたいと思います。

今、どのような業務というふうなことでのご質問ですけども、まず温泉、それからあゆっこ村の経営ということが一つくりとしてあるのかなと思います。それから、今7款で審査をさせていただいている農林水産加工施設の運営、それから観光物産センターの業務ということで、舟形の駅というふうなことになります。それから、今年度から加わっている小中学校への業務員の派遣というふうなことがございます。内容的には以上かなと思います。以上です。

7番 そうなんですか。ふるさと納税の業務はやらないわけですか。いやいや、これからだけでも、委員長の采配でまずどういった業務を担うというか、そういうところを質問したつもり……。

委員長 ただ内容だけでいいんでしょう。どこどこをやるかという内容だけ。

7番 そうそう、それだけだったんですけども、まずはね。

委員長 現在の内容ということですか。

7番 これからも含めてよ。この予算書の中であれしているわけだから、審議しているわけだから。（「これからの予定も……」の声あり）予定も含めて。

まちづくり課長 令和2年度も含めてということでしたら、ふるさと納税も加わるというふうなことでございます。

委員長 ただいまの佐藤君の質問は、もう3回になりました。佐藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

7番 まず、おいおいほかの項目でも質問させていただきますけれども、5つの種類の違う業務を行うということで、この商工費の中では農林水産の加工施設、観光物産センターの業務委託料ということで、そういった業務を担わせるということがメインですけども、そのあと3つに、業務が足されているわけです。足されているというか、温泉では5つの業務を担うことになるわけです。そうすると、余りにも展望なき業務の追加ということになっているような気がするんです。私が見ると。果たして業務が行き届くのかというそういう心配が、

今私の中には出てきています。こういうものをしっかりと経営していくためには、きちんとした経営者というものを置いて、その方のもとにこういった業務を拡張するかとか、縮小ということはこれからないでしょうけれども、そういった社長というのをきちんと展望を見据えた形で置いて経営していくものというふうに思いますけれども、余りにも業務が追加、追加で多くなってきてしまっているんじゃないかなという気がします。そこら辺のところについてどういう展望を持ってやっておるのか、質問いたします。

まちづくり課長 どういうふうな展望を持って振興公社の経営に当たっているのかというご質問になるかと思いますが、今年度から町のほうからも職員を1名派遣して、社長となっていて、振興公社の経営全般にわたり、細部にわたりまして指示を出したり、検討を重ねて運営に当たっているというふうに理解してございます。町と連携を十分にとりながらさまざまな課題解決に向けてさまざまな町の需要に、また、町民の負託に応えながら取り組んでいくということで、これからも検討を重ねながら進めていきたいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 同じ94、95ページ、4款町資格取得支援事業補助金30万円とありますけれども、前年度100万円ついていたようなんですけれども、減った要因というか、利用者が、使う方がいなくて減額になったのか。その辺をお伺いします。

まちづくり課長 ご指摘の町資格取得支援事業補助金30万円という当初予算の計上でございますけれども、前年度100万円ということで70万円減額の予算を提示してございます。今年度の3月の補正でも、この事業に関しては減額の議決をいただいているところでございます。実績としまして、今年度資格取得の件数としては4件、金額として補助金が11万5,000円という見込みでございます。さらに30年度の事業というふうな実績でございますけれども、こちらについては17件、62万円の実績でございます。年々減少傾向にあるということと、また、この資格取得というふうな要項につきましては今年度までというふうなこともございます。この資格取得の意義というものを改めて見直しを考えてございまして、本当に資格取得をされる方がその企業にとって、例えば給与アップであったりとか、その企業に要する資格なのかと。さらに、その企業が本来雇っている従業員の方に対して、会社として本来ならば負担しなければならない資格ではないのかというふうなところも、さまざまな検討を加えて今後取り組んでいきたいということもございまして、今年度30万円という予算を提示させていただきました。以上です。

4番 といいますと、ことしでこれが最終年度という認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 これまで3年間、一定の要項で取り組んできたものの令和元年度が最終年ということですので。要項の見直しをして、さらに令和2年度についても資格取得の補助事業を行っていくというふうなことでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 94ページ、7-1-2猿羽根山公園管理費ですけれども、ちょっとこれに該当するかわからないんですけれども、縁結びの道というのがあると思うんですけれども、何年か前に行ったときに非常にきれいに整備されているんですけれども、この猿羽根山公園管理とは、あの縁結びの道の道路の整備というのは違うんでしょうか。

まちづくり課長 猿羽根山公園の管理事業の中の例えば用地管理事業であったり、済みません。公園用地借り上げ料、こちらのほうが縁結びの道の借り上げ料になってございます。さらに、その上の公園管理業務委託料、こちらのほうでもこの縁結びの道の整備を行っているというふうな内容でございます。

3番 せっかく縁結びの道といういい道があるので。それで、あそこは前のスキー場の上のほうに出てくる道路だったなと確かに記憶しているんですけれども、せっかくならば、やっぱりあそこで途切れないで周回できるような、そんな感じのコースをつくっていったら、また利用する方もいるのかなと思います。縁結びの道は当初、これは町ではなくて県のほうの事業か何かだったと思うんですけれども……。わかりました。できればそんな感じで、教育委員会のほうでもハマグリ沼とか亀割の登山道とか整備しているので、なるべく縁結びの道も周回できるように、今後きれいにやっていただけたらと希望します。

まちづくり課長 まず、縁結びの道の整備についてでございますが、シルバー人材の方で現地を熟知している方がございまして、こちらの方が西堀のほうからさらに実習館の駐車場のほうまできれいに整備していただいているのが現状かなというふうに理解してございます。さらに、この道については港区のサマースクールでも散歩をしていただいているルートでもございますので、今後もこういった整備を続けていきたいというふうに考えてございます。

3番 それについて、できればもう少し看板というかルートの標示板をもう少しつけていただいたほうがいいのかというふうに要望します。以上です。

まちづくり課長 やはり冬期間におけるさまざまな破損であったりとか、倒壊であったりとかというふうなこともあるかと思っておりますので、現状把握をして、縁結びの道の標示ができるように考えて、検討していきたいというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 94、95ページの観光費の中で、町観光物産協会補助金、ことし100万円ほどふえておりますけれども、この中身について伺います。

まちづくり課長 観光物産協会への補助金でございますけれども、今年度、これまで観光物産協会の活動に関しては、なかなか思うような活動ができていないというふうなことがございまして、観光物産協会の会長さんとも1年を通して検討を重ねてきたところでございます。検討を重ねてきた上で、新たな事務局というふうなことを担っていただける方を選定したり、

今後の観光物産協会として会を維持運営していけるというふうな事業について真剣に考えていただいた上で、こちらのほうに会の運営費の補助として今回計上させていただいたものがございます。

10番 ぜひ頑張っていたきたいと思うところですが、一つ、町で発行しているといひますか、観光のPRとか、それから町の物産品のいろいろなパンフレットがありますよね。それはこの観光物産協会で行っているんですか。

まちづくり課長 このパンフレットにつきましては、町のほうで印刷をさせていただきます。

10番 そうすると、文書広報費とかに入るわけですか。

まちづくり課長 款項目につきましては、観光総務事業の印刷製本費、こちら等が観光のパンフレットの印刷代というふうなことで、予算書のほうで言えば93ページの観光総務事業の需用費、こちらのほうの印刷製本費ということになります。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 先ほどの観光なんですけれども、今課長が言いました、失礼しました、93ページのその項目についてちょっと伺いますけれども、実は町長でしたか、副町長でしたか、湯沢道路の促進フォーラムのときに、グーグルでしたか、いわゆる映像配信を利用した町のPRと、そういうふうな講演を聞いたところでもありますけれども、ぜひこれからはそういった映像を利用した観光PRを考えていただけないかというふうなことであります。やっぱり結構製本もかかりますし、投げられてしまえばそのまま無駄になるというふうな、紙であればこともあります。そういう意味では、やっぱり今、言葉が正しいかどうかわかりませんが、いわゆるユーチューバー的に、舟形というふうなことを入れれば、例えば1分とか30秒の映像が流れると、そういうふうなのがこれからの時代にはやっぱりインパクトがあるのかなと思っております。そういう考えがないのかを伺います。

まちづくり課長 最初に私のほうから説明をさせていただいて、不足の点がございましたら町長のほうから答弁をお願いできればと思います。

今、映像等を活用した観光PRというふうなものもこれからの時代に必要なのではないかなというふうなご質問になるかなと思います。実際にこういったところができるかどうかを含めてなんですが、款項目で言いますと2款のほうで、今年度新しい事業で取り組むデジタルファースト推進事業、こちらのほうの内容にも関係してくるのかなというふうにご考えてございます。いろいろと今後のITの活用というふうなこと、あわせて情報発信力の強化というふうなところで、町全体を横断的にも職員等からいろいろと参画をしていただいて、今委員からご提案あった内容についても検討をするというふうなことのご意見をいただいたものと思っておりますので、今後そういったところも含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

町長 10番委員さんのおっしゃるとおり、湯沢において道路の決起集会の中でグーグルの方からお話を聞きました。大変私もそのとおりでなというふうな思いで、早速その講演をいただいたグーグル本社の方にこちらのほうからメールをさせていただいて、アポイントをとって、町の職員8名と私と行って、その内容等をさらに詳しく聞いてきたところであります。そういった意味で、今後やっぱり紙媒体というふうなものよりもデジタル、特にユーチューブを含め、そういったものが今後の情報発信のキーとなるということでもございました。その点について、やはり今後は町としてそのように進んでいかなければいけないというふうなことで、先ほどまちづくり課長のほうからもありましたけれども、デジタルファースト推進事業ということで取り組ませていただくということで、今後、第7次総合発展計画の中にもそれを位置づけさせております。ICTとともに今度舟形町がわくわくするような未来をつくるためには、そういった最新技術というふうなものも必要でありますので、それらを含めて積極的に推進していきたいと思っております。

10番 話によりますと、そんなに経費的にもかかるものでもない。それから、全国的にも先進事例というのがかなりあるということですので、ぜひ進めていただきたいと思えます。

委員長 答弁は要りますか。

ほかに質疑はありませんか。

6番 94ページをお開き願いたいと思えます。7-1-4商工振興費の中で95ページのほうに町商工業活力アップ推進事業補助金、金額では200万円とありますけれども、農家の場合ですと園芸拡大云々で補助金がありますけれども、この内容ですと販売額で70万円ふやすとか、前向きなことに対する補助というふうなことがありますけれども、ここにある町商工業活力アップについては単なる更新的なものまで該当してきたように私は感じているんですけれども、この内容等について令和2年度においてどういうふうな制度設計の変更があったのか。前と同じなのか。その辺お聞きしたいと思えます。

まちづくり課長 この事業につきましても令和元年度が3年間の事業最終年度の要項になってございます。これまでこの活力アップ推進事業に関しましては、あくまでも持続可能な企業の設備投資であったり、また中小企業のにぎわいの創出であったり、さまざまな事業のメニューを組ませていただいております。こういったところで小規模商店街であったりとか、商工業者の今後の維持継続、それから革新も含めての事業というふうに理解してございます。

6番 そうしますと、まず基本的には経営を長くやっていただくというふうなところもあるかと思えますけれども、単なる更新というようなところをもう少し審査を十分していただいて、でき得れば少しでもいいから、これを売り上げ増につなげるような対応と伺いますか、この辺についてもう少しやっていただきたいなと思えます。そういったところで、町の考えをお聞きしたいと思えます。

町長 そうというようなことも理想的には非常に必要というふうに思います。ただ、やはり高齢化していてその設備を新しく更新することも今後将来的なことを考えるとできないと足踏みをしている方々に対して、背中を押して支援をしていくということもございます。やはり先日の議案の中でも申し上げましたが、その商店がなくなるということだけの問題ではなくて、その商店がなくなることに於いて、周りの住民のお年寄りの方とかが非常に困ってくるというふうなこともございますので、一つは売り上げアップを目指すこと、そして持続可能な限りということで持続性を持つということがやはりこの事業の大きな狙いだと思いますので、委員さんのおっしゃられることをまず肝に銘じながら、しかしながらもそういった持続可能という部分も尊重して、事業運営に当たっていきたいと思います。

6番 そこまで町のほうで考えているとすれば、継続できるような後継者育成事業等も絡めながらやっていただければ、効果があるんじゃないかなと思いますので、この辺を検討の上、進めていただきたいと思います。回答はいいです。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 96ページ、97ページで、4目の企業誘致対策事業です。29万円ほど予算計上してございますが、この件については毎回会議があるたびに力を入れてほしいという話をしておるんですが、数字だけ言っちゃあれなんです、前年より若干下がっています。このあたり、今年度、令和2年度、どんな対策を講じようとしているのか、そのあたりをお伺いします。

まちづくり課長 企業誘致に関しては、町としてもなかなか難しい課題の一つと考えているところでございます。これまでも企業誘致に関しましては、この積雪という大きな課題がある中でも、それでも企業が進出してくれるところがあればというふうなところでの考え方を示しているというところでございますけれども、まずはいろんな機会を通じて移住定住の事業であったりとかそういったところも含めて、また都市との交流事業など都会のほうとも、東京等を訪問した際にさまざまな周知に努めていきたいと考えてございます。

9番 本町単独では大変非常に難しい課題かなと。8市町村の中でも首長の集まりとかあって、あと福田山工業団地内でもそういう、何というんですか、推進会議ですか、そういうのもあるかと思いますが、そのあたりも一緒になってやらなければ進まない話ではないかなと。今課長のほうから東京交流云々とございました。この舟形の周りを見ましても、例えば金山さんとか最上町さんとか、さまざまな企業が入ってきていますよね。ああいう入ってきている実態を、何というんですか、勉強じゃないですけども、相手がいることですのでこちらからどんどん働きかけるだけでは成立しないかもしれませんが、そのあたりもう少し他町村の動向とかを見ながら、先ほど言った8市町村の対策なり工業団地の対策なり、一緒になってやらなければ進まない話だと思います。そのあたり、ざくっとした形でどういうふうにお考えなのか、町長のお考えをお伺いします。

町長 委員さんおっしゃるとおり、福田山工業団地をはじめとしまして8市町村長との意見交換会等もごさいます。その中で一番話題になってくるのは、やっぱり労働力不足ということが言われております。最上地域においても労働力が足らず、航空電子さんなんかはベトナム人を東根に住まわせて、毎日送迎をしているというふうなお話も聞いております。また、福田山工業団地の会長をしていらっしゃいます山形メタルの社長さんなんかも、新たに外国人を入れてというふうなことがあるようでございまして。一つはやはり労働力不足ということが一つ大きなポイントになってしまうということはあるようでございまして、やはり町として、金額は少ないんですけども、今後やっぱり企業誘致については8市町村まとまってこの対応に当たらなければいけないというふうなことについては、今後とも引き続き頑張っていきたいと思っております。また、個別のほうとしまして、去年はちょっと実現できなかったんですが、こういった企業進出関係等については金融機関の支店長さん等が非常に詳しいということもございまして、今年度、町のいろいろな施策と金融機関の支店長さんたちとの情報交換会を今年度は4月か5月の早々に持ちたいなと思っております、そういった中でいろんな情報をいち早くとることが大事かなと思っております。特に金山のアキレスという会社につきましては、鈴木町長の高校時代の同級生というふうなつながりもあってというふうなこともあるようでございまして。残念ながら私にはそういう同級生がちょっといらっしゃらないものですから、そのほかのネットワークを探しながら企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

9番 やっぱり企業を持ってくれば、そこで働く方がすぐ、企業は持ってくるけれどもすぐ集まらないという、そういう課題もございまして、今町長からあったベトナムの方とか向こうの方が、今ちょこちょこ来ているようです。人数的には少ないですけども、私が知る限りで本町で来年度からベトナムの方を採用して働いてもらうということで、その住まいを探している方もおります。そういう形でさまざま前と変わってきていますので、そのあたりの情報も入れながら町として積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第7款商工費について質疑、審査を終結いたします。

第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第8款土木費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 それでは100ページの道路改良費ですが、その中の道路新設改良事業というのがございまして、2,980万5,000円ございまして、この中身じゃなくて、ちょっとお伺いしたいのは、先般の定例会で町内会から道路の陳情がございました。太折地区の災害時の避難道路ということでありまして採択になりましたが、その件については、この新設の道路事業費の中に含ま

れておりますか。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、道路新設改良事業の中には含まれておりません。以上でございます。

9番 そうしますと、私は先ほど申し上げたその件については、令和2年度の予算ではどこでも計上になっていないということなんですか。

地域整備課長 太折地区の道路でございますが、令和2年度の予算には入っておりません。以上でございます。

9番 私の記憶違いか、ちょっとあれですが、何かの機会で町長の挨拶の中で、その太折の避難道路の件と徳洲苑の裏の洪水になった対策について考えていきたいようなご挨拶を受けた記憶がございますが、町長、どうでしょうか。

町長 災害対策としてその2点について対応していくというふうなことであります。太折道路の件については、一つは、まずその土地が最上広域の土地であるというふうなことでありますので、昨年の方からこういう要望があつて、まずはご協力をお願いしたいというふうなことで事前に相談は申し上げました。これから概略設計をして、その後基本設計、実施設計ということになっていくかと思いますが、まずはその財源というものの中で、今年度県内で一番早く計画をつくりました国土強靱化地域計画というものがございます。これにまずのらないと補助事業の対象にならないということがございまして、今年度策定をさせていただきました。これをもって、こういう計画にもっているのです、この事業を進めたいということで県・国、そして最上広域のほうに陳情を重ねていきたいと思っております。太折町内会の窮状というものについては私も重々自覚しているところでございますので、一刻も早い道路の完成を目指してということになるんですが、やはり財源的なものというふうなものがございますので、一応今年度の当初予算にはのっておりませんが、順次こういったものについては地域計画にのっているということを前面に押し出して、国の補助事業等を受けられるように頑張っていきたいと思っております。

7番 それでは、98ページの8-2-1道路維持費の中で大きい項目の中で質問させていただきます。近年道路の管理状況が悪いということで、けがを負ったり車が壊れたりというような事例が何件か発生してきているように思います。前も言いましたけれども、我々議員にこの道路を直してくれとか、そこを直してくれというような相談も来ます。前も申し上げましたとおり、それはすぐ課長に言うわけですが、大概課長の答えというのは業者に発注していますけれども、業者がまだ来られませんというのが結構多いです。そうすると、ここにタイム差が出てくるわけです。実際に穴があいていたり、ふたがかかっていないというところの、直すまでのタイム差があるところで事故が起きてしまわないように、やっぱり処置をとらなくてはならない時代が来ているかなと思います。この相談を受けてから発注

して、本当に業者が来るまで、この間のそういう道路の整備の不備なところ、その不備なところ、これをどういうふうに解消していこうと考えているのか、質問いたします。

地域整備課長 ご質問の道路の維持管理のことだと思います。今委員おっしゃるとおり、やっぱり業者のほうもなかなか忙しいものですから、すぐ対応できないというのが実情でございます。そんな中で、町としましてはなるべく早く対応していただきたいということは何度となくプッシュしております。あとは、地域整備課のほうも決められた少ないスタッフで動いておるものですから、なかなか直接職員が出向いてなかなかできないというところもございます。作業はできませんが、例えばコーンを置くとか、ちょっとしたことはできます。そのようなことはなるべく早急に対応してまいりたいと思います。現在もそのような箇所があった場合は対応はしておるんですが、なかなか数も多いものですから回らないところもあります。今後は、そういうのも含めまして道路の維持管理に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

7番 少ないスタッフで箇所が余りにも多過ぎるということ、理解はしますけれども、やはりそこでけがを負って、たまたまけがぐらいで済んでいただいたからよかったものの、やっぱり死亡事故とかにもつながってしまったりすれば一大事なわけですから、せめて穴があいていたら、見に行くときに砂利ぐらい持って行って詰めてくるとか、あと、アスファルトのやわらかい袋詰めみたいなやつを最初から用意して持って行って、それである程度大事故にならないくらい埋めてくるとか、そういう対応が必要なんだろうというふうに思いますけれども、そういった考えや準備というのは今現在あるんでしょうか。質問いたします。

地域整備課長 そういう簡易的な合材、レミファルトというんですが、そういうのも町で購入しておりますので、できる限りそういう場合も対応するように頑張りたいと思います。以上でございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 102、103ページ、3－1河川災害防止対策事業620万円とありますけれども、場所と工事の内容をお聞かせください。

地域整備課長 ご質問の河川災害防止対策事業でございますが、先ほど別件で町長がご回答した中にございました葉の木沢川、徳洲苑の裏になるわけなんです、その水路の改修事業を考えております。それが葉の木沢、徳洲苑の裏の葉の木沢から富田堰へ合流をする部分の改修でございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 じゃあ同じページで、今の徳洲苑の上です。河川公園管理事業で一番下に河川公園管理委託料、これは毎年業者さんのほうに一括で委託している委託料だと思いますが、前年より70万円ほどふえてございますが、その上の環境整備委託料というのは、これは相手先はどこな

んですか。

地域整備課長 環境整備委託料でございますが、河川公園の、今まで施設の管理委託料のほかに草刈り等を別に賃金としてお支払いしておりました。今回令和2年度から賃金がなくなりましたので、こここのところに環境整備委託料という項目で計上させていただいております。以上でございます。

9番 今までは草刈りも含めて一括で業者さんのほうに委託しておったと私は認識しておったんですが、以前までの草刈り部分というのはまた別なんですか。

総務課長 今、地域整備課長から賃金が委託料にかわったというふうなお話につきましては、昨年12月議会で会計年度任用職員の制度が設定されまして、4月1日から施行になります。7款の草刈りの賃金につきましては、委託料のほうに移行したという中でこの委託料に入っています。なお、手で鎌を持って刈る分については報償費とかそういうものでいいんですが、機械を使ってするという作業については委託料に入るという指導でしたので、このたび賃金から委託料のほうに移行になったということでの計上でございます。

9番 昨年度までは管理委託料で一本ですよ。その中の草刈り部分が外れて環境整備委託料に分けたわけですか。去年より本体のこの管理委託料が665万円で70万円ほどふえているんだけど、そのほかにまた今度、今まで草刈りをやっておった部分がまた別に150万円も草刈り部分とふえてくるわけですか。じゃあ今までは700万円、800万円かかっていたという話ですか。

委員長 暫時休憩します。

午後2時16分 休憩

午後2時17分 再開

委員長 会議を再開します。

総務課長 済みません。ちょっと私の勘違いでありまして、この款につきましては、この款というか河川費について、賃金は昨年はございませんでした、ちょっと私の勘違いで発言してしまいました。取り消しさせていただきます。先ほど、賃金から委託料にかわったんですという話でしたが、昨年度の計算につきましては、賃金は河川費に入っておりますので、ちょっと私の勘違いでございました。

今回の委託料につきましては、地域整備課長のほうから改めて答弁させていただきます。

地域整備課長 大変申しわけございません。私のほうもちょっと勘違いしておりまして、河川費のほうには賃金は置いてございません。それで、河川管理委託料が昨年より高くなった要因は、消費税も10%になりましたし、そこら辺も含めまして精査した結果、665万円となっております。あと、150万円の環境整備委託料でございますが、河川公園の多目的広場がございま

す。多目的広場というのは若鮎まつりの会場、一昨年災害復旧で舗装した箇所に、今年度ペイント事業ということで、絵を描くことの事業でございました。その分について委託料ということで計上させていただいております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第8款土木費について質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

委員長 会議を再開します。

第2款総務費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第2款総務費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 44、45ページ、2-1-1の空き家対策事業についてです。前年度300万円の予算に対しまして205万3,000円の実績になっているようですけれども、今年度900万円というふうな大幅増になっておりますけれども、これの特効薬的な効果、策があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

住民税務課長 空き家のほうになります。当初予算を要求する以前に9件のご相談を受けておりました。住宅9軒の100万円掛ける9軒で予算を積算しております。それで、元年度につきましては、今のところ14軒で、おおよそ1,000万円を使用する見込みでおります。要綱については全然変えておりません。

2番 それでは、年々要求があるので伸びたという解釈でよろしいでしょうか。

住民税務課長 毎年ちょっと要求というか要望が多くなりまして、当初につきましては、今回900万円を計上しております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは54ページ、ふるさと応援事業について質問いたします。この3億円という事業費の中で、これは振興公社でやるというふうに先ほど答弁されたわけですが、この項目の中で、そうしますとふるさと公社に行くべき支出の金額というのは、どこの項目になるのでしょうか。郵便とか消耗品とか手数料とか、さまざまのついていますけれども、振興公社の利益となり得る部分の何というんですか、金額というのはどこの部分になるのでしょうか。質問いたします。

まちづくり課長 この予算書上でいきますと取扱手数料、こちらが振興公社に行く予定でございますが、全てが行くということではございませんので、ここについてはご理解をいただきたいと思っております。あくまでも3億円ベースでの取扱手数料でございますので、寄附額に応じた事務手数料というふうなことになります。

7番 取扱手数料5,731万円、3億円の売り上げがあったとすれば、この金額が振興公社の利益になるというような感じだと思わすけれども、ぜひ成功していただきたいんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、この振興公社……。まず次の質問か。じゃあまず、この旧富長小学校の跡地に持っていきたいという説明でありましたが、そこは何名の人員で、前にもさらっと説明がありましたけれども、何名の人員体制でこの業務を行おうとしているのか、質問いたします。

まちづくり課長 現在考えている体制についてでございますけれども、富長小学校の校長室を事務室として、常時2名体制で取り組んでいきたいというふうな計画でございます。

7番 2名体制でやると。あそこには加工所があって、そこにも何名かの従業員がいて、違う業務の中で同じ振興公社の職員として働くと、こういうような体制ができてくるわけですがけれども、先ほども申し上げましたとおり、業務が数多くなり過ぎてきているんじゃないかなという懸念がありますので、そういったところでやっぱり業務を整理しながら、これを、全部人員の把握を、振興公社の事務所が多分温泉の事務所になるんじゃないかなという気はしますけれども、そこは本当に1つで離れた会社のこの2つの業務をとり行っていけるのかなというところも心配であります。そこら辺のところをきちんとやっていく展望があるのかどうか、質問いたします。

まちづくり課長 さまざまな分野の業務範囲になるというふうなことで、これをしっかり掌握して滞りのないように行っていくのかというふうなことだと思います。まず遺漏のないように取り組んでいくというふうな回答をさせていただきたいと思っておりますし、旧富長小学校、現在の富長交流センターにつきましては、加工所と今回新たにふるさと納税の事務も取り扱うということで、こちらのほうも2つの業務ということで職員もふえるということでございますので、こういったところで職員間の連携というふうなものがさらに出てくるのかなというふうにも思いますし、温泉のほうの事務室というふうなところと大分距離もございますが、こちらのほうも滞りのないように行っていきたいと考えてございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

3番 38、39、2-1-1でございます。39ページの下からいったほうが早いのかな、系統町村会関係負担金でございます。この系統町村会に該当する町村とは、これはどんな内容の負担金なのか、お聞きします。

総務課長 これにつきましては、全国の町村会というものがあまして、その下にまた県の町村

会で、そういう町村会という系統の中での負担金でございます。全国……負担金というふうなことです。

3番 負担金は負担金だと思うんですけども、どんなようなための負担金なのでしょうか。

町長 県内ですと、町村会22の首長さんが入っておりますけれども、県の町村会の活動として、県内の社会情勢等において、それぞれの自治体でいろいろな要望活動をしております。それを全国に上げて、全国の町村会のほうでさらに国のほうへ要望しているということで、それら一連の活動費がこの系統町村会という形の負担金になっております。

3番 そうすると、これの取りまとめはどこでやっているのでしょうか。

町長 県の町村会が、県庁の前に自治会館がございまして、そこに事務局が入っておりますので、そこで取りまとめております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 それではお願いします。48ページ、49ページです。2-1-10です。総合行政システムでございますが、この中の右のほうの説明の中で一番下でございます。社会保障・税番号制度中間サーバー利用負担金、あと社会保障・税番号制度カード発行負担金、国庫補助のようでございますが、この、何でしたっけ、デジタルファーストプロジェクトとかそういう関係かと思えますけれども、ちょっとこの資料を見ただけでは何をやろうとしているのかわからないです。ましてやこのマイナンバーを利用した各種事業とかという話で、前回も質問しましたが、マイナンバーが余り普及していないこの状況の中で、こういった国庫補助を使って何をやろうとしているのか、お伺いします。

総務課財政係長 それでは、2つの負担金の内容をご説明申し上げたいと思います。

まず、中間サーバー利用負担金というものですけれども、マイナンバーを使いまして、連携しまして、各町村、市町村間が、税の情報でしたりそういうふうな情報を各自治体に問い合わせをすることなく、町にある総合行政システムというものの中でその情報を取得することができます。他市町村にある税の情報なども取得することができます。その情報というのは、国が整備している中間サーバーというところに全ての情報が集まったものを町がそのデータを出力しに行くというふうな仕組みになってございます。その中間サーバーというものは国で整備をしたものなんですけれども、その利用負担金というものは、各自治体が負担金を出し合しましてその中間サーバーを運用しているというふうな内容になってございます。

続きましてカード発行負担金なんですけれども、カード発行については国、それから自治体が発行するものとなってございますが、その事務を外部団体であります、ちょっと名前を忘れてしまったんですが、J-LISという機構さんなんですけれども、そこに委託をしております。その委託をするという形から、J-LISのほうに町がカード発行枚数に応じた負担金をお支払いしているというふうな内容の2つの負担金になってございます。以上です。

9番 話はちょっとよくわからないんだけど、ほかの事業もそうかもしれませんけれども、国から補助金をもらって国の中間サーバーの負担金をまた払うというのは、何か矛盾していませんか。わざわざそんなことをする必要はないんじゃないかなと。それよりはマイナンバーをどんどんふやしていくような施策をしていったほうが、下でティッシュを配っているようですが、あれだけでは何かよくわからないこの事業なんですけど、これとこのデジタルファーストプロジェクト、これがリンクするんですか。ちょっと私がわからないのか、町長、わかったら教えてください。

町長 それでは、詳しい内容については財政係長のほうからお話があると思います。デジタルファーストとのリンクということでございましたので、直接的にはマイナンバーのカードについては、そのデジタルファーストを推進するというふうなところでいくと、直接的なところとしては余り関係ないんですが、いずれマイナンバーを使った取り組みというのが出てくるだろうというふうな意味では、デジタルファーストと全く関係がないというふうなことでもないということでもあります。まず、町の取り組むデジタルファーストというものは、今後どうあるべきかということをもっと検討しながら、紙媒体から電子媒体のほうへ移っていくとしておるというふうなことがございますので、それに国で進めているマイナンバーカード等を、これからどうやってそういったものの中で活用していくかというふうなことの検討が、これからなされるというふうに思います。内容は。

総務課財政係長 それでは、ただいま49ページの歳出のほうを確認していただいていると思うんですが、予算書の23ページの歳入のほうに15款2項1目というところに総務国庫補助金ということで、個人番号カード交付事業費補助金318万9,000円。それから、その下の社会保障・税番号制度中間サーバー運用費補助金220万8,000円とございます。この補助金が49ページの先ほどの負担金のほうに充当されるというふうな内容の予算編成になってございます。

マイナンバーにつきましては、国が積極的に強固に推し進めたというふうなこともあり、地方にその負担を強いらぬという方針のもと実施しておるようでございます。今のところ、町が負担するものは負担するんですけども、その分は国のほうできちんと手当をしますというふうな形で国庫補助金、ましてや国庫補助金ですとか普通交付税の中に算入されたりしながら全額を国のほうの財政手当していただいているというふうな内容でございます。

また、カード発行を伸ばすという取り組みですけれども、町のほうとしてはというよりは国全体としてというふうなほうがいいと思うんですけども、私ども公務員につきましては、現在発行されています医療保険証、医者にかかるときに提示する保険証なんですけれども、こちらのほうは共済組合の保険証というふうなものになってございますが、これが令和3年からマイナンバーカードで代用するというふうなことで、全員取得するようにという指示が国のほうから来ております。この流れは国民健康保険ですとか社会保険にも波及していくと

いうふうなことを伺っておりますので、マイナンバーカードがなければ保険証を持っていないのと同じというふうな大事なカードに今後なっていくのかなというところも踏まえまして、町のほうとしてはその事務を遺漏なく対応していくと。また、カード取得に際しても積極的にPRをしていくということでございます。以上です。

9番 何か難しい話ですよ。さっきの中間サーバーの件ですが、200万円入ってきて400万円払うんですよ。それはもう自治体の負担だということなんでしょうね。係長の話を知っていると、保険証云々という話になってきたんですが、それは国の施策であって、マイナンバーが余り普及しないから保険証も一緒につけてやらないと国民がどんどんつくっていかないという話でそういうふうになっているんじゃないかなと思うんだけど、ちょっとこれからの話なんだろうけれども、令和3年から公務員の方々はなるのですか。それを見据えながら、前も総務課長と話をしたんだけど、今の段階で何とかマイナンバーをふやしていくような施策といいますか方法といいますか、そっちのほうがい早いんじゃないかなと思うんだけど、そのあたり総務課長、どうですか。

総務課長 マイナンバーにつきましては、国のほうでもいろんな国民の資産というふうなことで管理的な思考があるのかなと思惑は見えるんですが、先ほどうちの財政係長が申しあげました共済組合に町職員は皆入っているわけですが、その保険証の発行についてマイナンバーに統一するというふうなことで、令和3年からという通知が来ています。これについては総務省のほうからの要請といいますか、ありまして、それをもって今役場職員のほうにも呼びかけて、マイナンバーを持つようにと。保険証はご存じのとおり、役場職員だけではなくてその扶養者も入っての交付ということになりますので、そういった面での何といいますか、コストの削減にもつながっていくのかなということと、あと国のほうではいろいろマイナンバーで、1番議員からも前に質問がございましたとおり、普及させるためにポイントを付与するとか、そういった国のいろんな仕掛けがありますけれども、町としていわゆるそういうポイント制についての商工業者の理解といいますか需要といいますか、そういった面での難しいところもあつたりするんですが、町としての今回のここに上げておりますサーバー利用負担とか税制制度、カードの発行負担については、国の国庫負担とか、あとは地方税制措置がありますというふうなことで、そういう国の流れに従って町も負担をしていくというところでの予算計上となってございます。

委員長 ここで、午後3時まで休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後3時02分 再開

委員長 休憩前に復し、会議を再開します。

第2款総務費についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 50ページの住宅推進事業費の右側の11の2となるかな、説明のほうの2の婚活推進事業の件ですけれども、先ほどふるさと納税の件で温泉、なったということで、ちょっと確認なんですけれども、これはまちづくり公社で事業をしていたと思うんですけれども、ふるさと納税の母体が振興公社に行くとなった場合に、この婚活推進事業というのはどこに行くのでしょうか。

まちづくり課長 まちづくり公社、現在お願いしている部分については、結婚サポートセンターの業務委託ということで、こちらのほうを担っていただいているということでございますけれども、こちらについては主要な事業の委託内容を検討いたしまして、フレッシュライフさんのほうに今後は移行していきたいというふうなことで、今ある事務のほうを詰めているという現状でございます。

1番フレッシュライフさんというのがちょっとわからないんですけれども。

まちづくり課長 説明が足りなくて申しわけございませんが、以前地域おこし協力隊で活躍していただき、舟形町に定住していただいた出井さん、こちらの方が起こした企業というところで、こちらのほうと調整を今図っているというふうなことでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 46ページ、47ページ、デジタルファースト推進事業でありますけれども、ここの中にICTアドバイザー支援業務委託料269万5,000円とありますけれども、ここはどのような会社なんでしょうか。

まちづくり課長 この件については曾根田補佐より回答させていただきたいと思います。

まちづくり課長補佐 ただいまの質問にお答えします。

ICTアドバイザー業務委託料の中身なんですけど、一つはICT活用事例の情報収集、2つ目が現在の現状と課題の把握と整理、3つ目が町内でワーキングチームを組織する予定です。ワーキングチームの運営の支援と、4つ目がICT活用方針の検討、最後にICT活用に向けた研修等の実施といった内容になっております。業者、今詰めて相談させてもらっているところはドコモさんに、今のところは相談させてもらっています。

4番 今、業者さんのほうがNTTドコモということでしょうか。わかりました。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

1番 進行状況がちょっと、先ほど順番が7個言った件もありますけれども、ちょっと今の質問の内容で婚活事業と、あとそのふるさと公社でやっていたヒストリックカーで事務局的なものもやっていたと思うんですけれども、ちょっとさっきの7項の商工に戻りますけれども、その辺はどのようなふうか。

まちづくり課長 ヒストリックカーを含めた形での事務局体制というところでございますけれども

も、ヒストリックカーの運営につきましては、まず実行委員会を組織した上で、その事務局の一端を担っていただいているというふうなことでございますけれども、こちらについても観光物産協会のほうで事務局員のほうをお願いして、そこで進めていくというふうなことで、こちらのほうも、令和2年度についても実行委員会を組織して行っていくというふうなことでございます。まちづくり公社さんにつきましては、今年度、観光物産協会の事務局は辞退したいという申し出等もございましたので、こちらにつきましてもフレッシュライフさんといろいろとご検討をいただきながら、観光物産協会の事務局とあわせて、さらにヒストリックカーのほうについてもご尽力いただけないかというところでお話をさせていただいているところでございます。

1番 今年度からまず検討しながら進めていくという形で、振興公社さんとフレッシュライフさんの事業的なものがふえていくような認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 ふるさと納税につきましては、これまでも申し上げてきたとおり、振興公社というふうなことでございますけれども、フレッシュライフさんのほうには、町としましては今の婚活の事業のほうをサポートしていただきたいということで考えてございますし、観光物産協会につきましては観光物産協会のほうからということでございますので、町としてはまずは財政的な面で支援をしていくということで、区分してご理解をいただければなと思います。

委員長 いいですか。ほかに質疑はありませんか。

3番 50、51ページ、2-1-15定住推進事業費、51ページの婚活サポートセンター業務委託料で今回120万円予算を計上していましたがけれども、前年より半分ぐらいになっていますけれども、これの何で半分ぐらいになったのか、お願いします。

まちづくり課長 これまでですと、日常的にずっと窓口を開いてというふうなことでございましたけれども、もっともこの結婚サポートセンターの業務を理解していただいて、会員数をふやしたり、婚活というものに結びつけていただけるような事業を展開していただきたいということで、内容的には婚活支援のコーディネート、それからお見合いマッチングシステムの管理、それからホームページの更新、通信交通費、需用費というふうな内容でお願いをするということでございます。一番は、この婚活支援コーディネートというふうなことで、相談料であったり仲介手数料であったり、こういったところが主な活動の内容と。あわせてホームページの更新というところが、今回情報発信も含めて力を入れていきたいという中身の予算になってございます。以上です。

3番 ホームページと今言いましたけれども、このサポートセンターの業務の中でそれに取り組んでいくというようなことだと思えますけれども。これに男性とか女性とか何名か登録とかというのは、この中になっているのでしょうか。

まちづくり課長 町で管理をしているマッチングシステム、こちらの管理をお願いするというこ
ともあわせてお願いしているというふうなことです、こちらのほうに男性、女性の登録
があるということでございます。

3番 過去に何組か、これによって実績があったと思うんですけども、ちなみに何組がマッ
チングしたのか、お願いします。

まちづくり課長 なかなかその、個人情報ということもございまして、カップルが成立した件数
まで追跡調査ができるというふうなものではございませんので、改めてこちらのほうにつ
いては不明ということでご理解をいただければなと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、52ページ、53ページです。2-1-17公共ネットワーク事業ですが、ここに新
たにホームページ管理運営委託料というのが出てきました。今までこの項目はなかったか
と思いましたが、どこかに委託をして町のホームページを管理していくのか。あわせて、上のシ
ステム改修委託料がございまして、このホームページにかかわってこのシステム改修が発生
したのか、その辺りをお伺いします。

総務課長 今現在使っています公式のホームページにつきまして、更新時期で更新作業というこ
とで、今回予算計上させていただきました。

9番 更新時期というのは、更新というのは何年というのは決まっているんですか、今回計上し
たということで。さっき質問したのとあわせて、この上のシステム改修もこれにかかわっ
てきているんですか。

総務課財政係長 それでは、53ページのシステム改修委託料、780万円のほうからご説明申し上
げますけれども、公共ネットワークにつきましては、町の公共施設を閉じられた回線、イン
トラ回線と呼ぶんですけども、そちらのほうで結ぶ。それによって、その長沢学習センタ
ーですとか、堀内農村環境改善センターなんかをつないでいる独自の線があるわけなんです
けれども、それが平成17年に整備したということから、年数もたちましたので、通信が途絶
えないようにというふうなことで機器の更新をするものでございます。その経費が780万円と
いうことでございます。その下のホームページ管理業務委託料につきましてですけれども、
町のホームページを新庄市にあります業者さんのほうにサーバーを置きまして運用をしてお
ります。そのサーバーも平成20年ごろに整備したものでございまして、10年を経過してい
るということもございまして、そのサーバーの改修も含めた形で、管理運営とはござい
ますが、サーバーの更新というふうな意味を込めての予算措置ということになってござ
います。以上です。

9番 その上のシステムについては、町の公共施設のネットワークだという話はわかったん
ですけども、今サーバー云々とありましたけれども、サーバーの改修と、ホームページを管理

するという事は一緒なんですよ。さっき3番議員からあったホームページ云々と出てきましたよね。あれもこの中に一緒に含まれているといたしますか、一緒の管理になっているんですか。

総務課財政係長 先ほど3番委員のほうからありました婚活のシステムにつきましては、町のシステムはございません。民間業者のシステムということでございます。ここに計上させていただいているのは舟形町の公式ホームページというものの運用管理ということで、ご理解いただければと思います。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 58ページの2-3-1の、59ページの3のこどものみらい祝福事業59万4,000円。この事業内容について説明をお願いします。

住民税務課長 こどものみらい祝福事業になりますが、いわゆる記念品になってございます。出生の祝い品として時計を25人分、あと婚姻の祝い品としてめおと箸を一応15組分ということで、59万4,000円を計上させていただいております。

7番 それで私の一番の疑問なんですけれども、一番といっても大体の回答は予想できますけれども、戸籍住民基本台帳費の中からの、これからの支出というのがやっぱりまいち、民生費とかそういったところからなら理解もしやすいんですけども、ここになっている理由というのはわかりますか。質問いたします。

総務課長 出生もしくは婚姻につきましてはの手續は戸籍係のほう窓口になっておりまして、窓口の一本化というようなこともあつたりしますので、そういったところで直接的に手續ができるようにというふうなことで、このところに計上してあるものです。

7番 そして、この予算が59万4,000円とか五十何万円とかという数字が毎年のように出てくるわけなんですけれども、実質的には決算ベースでいうと30万円とか30万円弱ぐらいの決算ベースなんじゃないかなと思います。こら辺のところもある程度出生数とかは予想ができるんじゃないかなと、出生数なりに基づいた記念品の数なんていうのは予想できるんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺の予算の積算、こら辺のところをきちんとしているのか、質問いたします。

住民税務課長 出生につきましては健康福祉課のほうからおおむねの人数だけ聞いておりますが、年間分におきましては、あくまでも推測でしか計算できません。あと、婚姻につきましても前年の状況と過去の実績を見ての計算になって、不足することのないように計上してございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

6番 50ページの2-1-15定住推進事業の中で、きのうの一般質問の中でも質問しましたけれども、危険ブロック塀等撤去費補助金、令和2年度では100万円の予算にしておりますけれど

も、このことについては舟形町の建設業協会の方々から点検をしていただいた経過があったのかなというふうな記憶をしておりますが、現在のところ、この危険ブロックに指定されている箇所が何カ所あるのかと、もしいっぱいあるんだけれどもなかなか撤去が進まないというふうなところで、町の働きかけはどのようなことを行っているのか、お聞きしたいと思います。

地域整備課長 初めに、令和2年度の100万円の予算の根拠でございますが、まずは5件分を予定しております。さらには、ご質問の危険なブロックの箇所数でございますが、委員おっしゃるとおり、町の業者さんからボランティアで点検をしていただきまして、一応町全体のブロックの状況等々を確認、点検していただきました。その結果、レベル1、2、3と3パターンに分けております。そんな中でレベル3というのがまずは一番ひどい状況でございますが、これらについては、今現在、まずはひび割れであったり、傾きであったり、損傷がある、そういう、まずは見た感じで危険だということの箇所ではありますが、65カ所ありました。さらにその中で特に本当に危険だと、倒れる寸前といいますか、そのような状況のブロック塀については6件ございます。その中で、令和元年度で1件処理していただきました。そのような形になっております。レベル1と2でございますか。これらについては、レベル2が38件、レベル1が28件になっております。このような形で、数的にはかなり膨大な数になっておりますが、まずは個人の所有物であるということでもありますので、町としましては、引き続きその持ち主の方にいろいろお願いをしながら、解体、撤去等の工事を進めていただくよう働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

6番 かなりの多さにびっくりしているんですけども、これら3、2、1というのがこれだけの件数がある中で、該当される方々への通知といいますか、あなたの家はこれだけ危険ですよというようなところの通知というのはきちんとやっているんでしょうか。

地域整備課長 一昨年、今年度、一応特に危険なレベル3の方々については、個々にコンタクトをとりまして、いろいろとお話をさせていただきました。ただ、壊すに当たっては業者さんとかも伴いますので、今年度は、ご存じのとおり災害復旧事業で業者さんがなかなか回ることができなくて進捗しなかったかなと思っておるところです。引き続き広報紙等も使いながら、この制度を令和2年度も行いますので、周知しまして、事業の進捗に努めてまいりたいと思います。以上です。

6番 そうしますと、令和2年度でとった5件分というのは、レベル3でも特にひどい、6件のうち1件が令和元年度で解体されておるので、まだ何しろ5件が残っていると。この部分について予算化したということですね。そこまでしているのであれば、個人の問題だけでは済まない状況になっているような感じがします。結局、そこら辺を歩いている方々にも危険が及ぶというようなことを考えていけば、やっぱりこれだけの補助制度があるということの

周知をしながら、強力に進めていく必要があるかと思いますが、この辺について再度回答をお願いします。

地域整備課長 今おっしゃったとおり、予算編成については、特に危険な5件を計上させていただいております。持ち主のみならず周辺の方々も、道路に面しているわけですから、そこら辺も含めまして周知、危険防止、安全のための周知に努めてまいりたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 56、57、2-2-2で57ページの固定資産評価事業で不動産鑑定業務委託料232万円ありますけれども、これの根拠をお聞きします。

住民税務課長 積算根拠につきましては、標準宅地不動産鑑定時点修正の業務委託料が約26万円、あと固定資産のコンサル調査ということで路線価格の調査をおおむね200万円ということで積算をしております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 最後かと思いますが、58ページ、59ページで上のほうです。2-3-2です。戸籍台帳事業で、またここに社会保障・税番号制度が出てきましたけれども、これは前の総合行政システムでは見られないといいますか、切り離さなくちゃいけないわけですか。総合行政システムは全部、町のシステム関係は一体化になっているわけじゃないんでしょうか。

住民税務課長 こちらにつきましては、戸籍システムのほうにマイナンバーを導入するための整備委託料になってございます。総合行政と戸籍システムはちょっと別になっておりますので、戸籍のほうに計上してございます。

9番 そうしますと、この委託料の委託先は行政システムと違う先なんですか。

住民税務課長 戸籍のほうにつきましても総合行政と同じ業者になってございます。

9番 それぞれ縦割りで違うから、これを分けるしかないのかもしれませんが、何かややこしいかなと思ってお伺いしたところでした。

それでは、この231万円の財源は何になるんでしょうか。国庫補助なんですか。

住民税務課長 国庫補助はつく予定でございますが、まだ具体的な補助率等は出されておられませんので、予算のほうにつきましては概算で計上させていただいております。

2番 済みません、私の勉強不足なんですけれども、48、49ページの2-2-12の交通安全事業で、県内初めて高齢者の自動車の購入時の補助金ですか、それが町で始まっているわけですが、今年度から国のほうでもやっているようです。その辺の申請して使われ方ですけども、国のやつもオーケー、町のやつでもオーケーというふうな認識でよろしいのでしょうか。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

住民税務課長 新車購入につきましては、現在うちのほうで5万円ほどですが、国のほうの制度のほうが有利でございますので、国のほうを選択していただくような形になるかと思いますが。

あと、中古車と後づけにつきましては、現在5万円補助をしておりますが、国のほうではそこまで補助になっておりませんので、一応その差額分を支払う予定で、今のところ要項の改正のほうを進めてございます。

2番 新車を買うときは町でも5万円あるんですが、国のほうが有利ですよというふうな回答でいいですね。そのほか後づけとかは国ではないので、町のほうで補助をしますよという認識でよろしいでしょうか。

住民税務課長 ちょっと説明不足でございます。新車購入につきましては、国の補助金を選んだほうが補助率が高いので、国のほうを選択していただきます。中古車と後づけにつきましては、今現在5万円支給していますので、国のほうで4万円支給だったり、実費で5万円にならない部分等がございますので、その差額部分を町のほうから補填していく方向で検討してございます。

2番 大変わかりました。ありがとうございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。いいですか。

1番 42ページのまちづくり推進費の右側の13の右の説明の3番、地域おこし協力隊事業でありますけれども、ことし5月から新たに雇用すると先ほど伺いましたけれども、この地域おこし協力隊について、最初の段階では何か地域をいろいろ渡りながらその地域のことを考える人がいて、その後から順に追ってくると何か固定場所の起用的なものになってくるんですけれども、それは町が募集したことに対してそれに準ずる人が来ているような形なのか、それとも自由度というのが、協力隊員にとってどういうふうな行動ができるのか。その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

まちづくり課長 地域おこし協力隊の制度でございますけれども、まず制度の概要としてを既にホームページ上で掲載しているというところからすると、さまざま地域の課題等についていろいろと住民の方々と一緒に活動しながら取り組むというふうなことと、都会から過疎地域、条件不利地のほうに来ていただいてこういった活動をしていただくというふうなところが前提としての定義でございます。その市町村独自でさまざまな工夫を凝らして活動内容に取り組んでいただいているというふうなことでございますので、固定されている場合もありますし、固定しているものから発展的に活動を展開しているというふうなこともさまざまあるかと思っておりますので、その自治体ごと、その活動ごとに判断していただければよろしいのかなと思っております。

1番 では、今回5月から来られる方については、どのような形、どのような場所に考えているのか、お聞かせください。

まちづくり課長 町で募集したテーマというふうなことで、町の特産品の加工ということで募集をしていただきましたので、加工所というもの、さまざまなこれまでの特産品の開発という

ふうなものを見ていただきながら、この地域おこし協力隊の趣旨というものでいろいろと地域でのさまざまな活動状況を知っていただいたり、課題に向き合っている町内会との意見交換、町民との触れ合い、こういったものも含めて活動していただければと考えてございます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 52ページ、53ページです。2-1-16公共交通の関係ですが、右のほうの説明の中で、新しく県地域交通データプラットフォーム構築負担金というのが出てきましたが、どういった事業の負担金なのでしょうか。

まちづくり課長 ちょっと負担金の名称と事業がイメージしにくいと思いますので、少しお時間をいただければと思います。

まず、この内容につきましては、県と連携して計画を策定するための負担金になります。策定される予定の計画の名称でございます。山形県網形成計画、魚を捕まえる網、舟形の形、成る、網形成計画というふうな計画となっております。この網形成計画の内容としましては、地域公共交通の現状であったり、問題点、課題の整理を踏まえて、地域全体の公共交通網のあり方や住民や交通事業者や行政の役割など、地域交通の取り組みの基礎として位置づけられる計画となっております。この計画策定につきましては、これまで各市町村で策定すべきものとされてきたようではございますけれども、政府の方針では県が主導して計画策定を求めているというふうなことがございまして、このほど県主催の会議で説明がございまして、令和2年度、県主導で計画を策定する予定という説明がございましたので、県が目指すこの計画としましては、広域的な計画を市町村と一体となって策定していきたいという方針を示していることから、舟形町としては協議調整を図りながら、県と連携してこの計画策定に取り組むこととして予算を計上してございます。

この網計画策定に係る名称として、この予算に計上している県地域交通データプラットフォーム構築負担金というふうな名称でございます。県内の35市町村が加わって計画策定をする予定となっております。

9番 そうしますと、今の説明ですと、今まで各市町村でやっておったと。舟形町でもつくっておったんですか。

まちづくり課長 これまで舟形町でこの網形成計画を策定はしてございませんでした。県の説明によりますと、県内でこれまで策定してきたところとしましては9市町村が策定済みというふうなことでしたけれども、11月に県からいただいた通知の中では、全ての市町村が取り組む予定ということで連絡を受けてございます。

9番 そうしますと、これを県と連携しながらやっていき、最終的には舟形町にとってどういう形で事業効果といいますか、そういうものが発生するのでしょうか。

まちづくり課長 今後予定されている舟形町としての効果ですけれども、さまざまな国庫補助事

業、こういったところにこの計画が生きてくるものと考えてございますので、県の説明でもこういった計画がないと補助事業の対象から漏れるというふうなこともございますので、重要な計画に位置づけられるものというふうに考えてございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 さほど難しくないので、43ページの地域おこし協力隊事業の中で職員報酬192万円、月額で言うと16万円のようにすけれども、初年度16万円、2年度18万円、3年度が20万円まで支払うことができるわけですが、この辺について町の、これから来る職員の能力も見て判定するのか、ちょっとわかりませんが、今の段階での報酬の考え方について聞いておきたいと思います。

まちづくり課長 まずは令和2年度の予算について計上させていただきましたし、令和3年度以降、どのように募集について考えていくのかということについては、今委員おっしゃるとおりの内容等について、検討を重ねるべきだと思いますので、そういう点については上司と相談をしながら報酬の額を決めていきたいと考えてございます。

6番 ぜひ考えていく際には、管内の地域おこし協力隊の報酬の支払い状況等も調査をして、検討していただきたいと思います。以上です。回答があれば……。

まちづくり課長 いろんな形で郡内の市町村でも地域おこし協力隊を採用しているところがあるかと思いますが、そういった市町村を参考としながら検討の材料としていきたいと思えます。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第2款総務費について質疑、審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

次回は3月9日午前10時より開会します。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時43分 散会

令和2年3月9日（月曜日）

予算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和2年予算審査特別委員会第3日目

令和2年3月9日(月)

出席委員(10名)

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 奥山謙三 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 斎藤好彦 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | |
|--------------------------------|------------|---------|
| 町 長 森 富 広 | 総務課課長補佐 | 沼澤 一 征 |
| 副 町 長 庄 司 雅 人 | まちづくり課課長補佐 | 曾根田 健 |
| 会 計 管 理 者 須 貝 孝 子 | 住民税務課課長補佐 | 大 場 正 江 |
| 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 伊 藤 幸 一 | 住民税務課課長補佐 | 相 馬 広 志 |
| まちづくり課長 小 野 芳 喜 | 住民税務課課長補佐 | 大 場 君 博 |
| 健康福祉課長 沼 澤 伸 一 | 健康福祉課課長補佐 | 佐 藤 仁 |
| 住民税務課長 伊 藤 茂 樹 | 健康福祉課課長補佐 | 森 祐 子 |
| 地域整備課長 伊 藤 武 美 | 健康福祉課課長補佐 | 東 村 貴 恵 |
| 災害復旧対策室長 兼防災拠点整備室長 伊 藤 秀 樹 | 農業振興課課長補佐 | 斎 藤 雅 博 |
| 農 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長 八 畝 照 光 | 地域整備課課長補佐 | 伊 藤 英 一 |
| 総務課財政係長 八 畝 幸 仁 | 地域整備課課長補佐 | 八 畝 俊 勝 |
| 教 育 長 齊 藤 涉 | 地域整備課係長 | 松 本 正 人 |
| 教 育 課 長 鍛 冶 紀 邦 | 教育課課長補佐 | 高 橋 真 澄 |
| 代表監査委員 齊 藤 徹 | 教育課課長補佐 | 豊 岡 将 志 |
| 監査事務局長 相 馬 昇 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

- 議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

午前10時09分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の予算審査特別委員会を再開いたします。

議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

委員長 第3款民生費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第3款民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

質疑なしと認め第3款、ありますか。

9番 済みません。じゃあ1点だけ。ページが70ページです。3-2-2の保育所費の関係ですが、71ページのほうに、説明の中で下から6番目に保育業務委託料とございます。これと、次のページの73ページ、説明の一番下でございます保育業務運営管理等負担金、この関係といえますか、かかわりをお伺いします。

教育課長 今ご質問にありました委託料と負担金の件でございます。保育業務委託料につきましては、これまで社会福祉協議会のほうに委託しておりました業務の経費でございますけれども、令和2年度からはこの業務範囲を保育業務というところに少し絞っての委託料の算定としております。昨年度までは、保育業務、それから給食関係の業務についても委託料として支払っておりましたけれども、来年度、次年度からは給食の業務につきましては町で責任を持って行うということに、業務内容のちょっと切り離したことを行いました。それにかかわりまして、給食関連の職員につきましては、社会福祉協議会ではなくて、町のほうで舟形町振興公社さんからの出向職員を配置しまして行うということで、保育業務の1,400万円の負担金のほうにつきましては、舟形町振興公社さんのほうに人件費として支払われる分の経費になります。そちらのほうと、9,427万3,000円のほうが社会福祉協議会で、保育業務の関連で保育士等の雇用ですとか、そういった部分の人件費等に。あと、運営費のほうに充てられるということになります。以上です。

9番 大体わかりましたけれども、ちょっと数字こまいことを言って申しわけありませんが、この保育業務委託料、前年と比べますと2,400万円ほど落ちていますよね。先ほど町のほうに次のページで切り離したといえは1,400万円、またこれ1,000万円ほど前年から比べると差があるんですが、この差というのはどういうふうに考えればよろしいですか。

教育課長 昨年度までは保育所関係の経費として、給食業務のほうに係る経費として賄い材料費、食材を購入する経費も全部社会福祉協議会のほうに委託という形で出してございましたけれど

も、今年度は給食業務を切り離しましたので、町のほうの賄い材料費という、需用費の中の賄い材料費に908万6,000円、こちらを町のほうで予算化しております。昨年度は賄い材料費の部分と消耗品の一部を含めて社会福祉協議会に委託しておりましたので、予算化しておりませんでしたから予算書には載っておりませんでしたけれども、そのうちの給食消耗品の一部の部分、給食に係る部分、それから賄い材料費の部分、こちらのほうを今回予算のほうに計上をさせていただいております。以上です。

9番 そうしますと、昨年度までこれは全然賄い材料費ということで見ていなかった分、この約900万円を今回ここで計上をして、これと、裏の1,400万円と900万円と足して大体昨年と同じくらいだということですか。わかりました。済みません。

7番 それでは、66ページの3款1項3目かな、老人憩の家管理事業。この項目の67ページですけれども、憩の家管理事業の環境整備委託料、老人憩の家管理事業の事業内容等を少し説明していただいた後に、この環境整備委託料13万6,000円、この内容についての説明をお願いします。

健康福祉課長 ただいまの老人憩の家管理事業についてご質問あった点についてお答えいたします。老人憩の家については、舟形駅前にございます清流荘のことでございまして、そちらに係る管理料がここに計上になっております。そのうちの環境整備委託料につきましては、雪囲いの設置や取り外し代、あとは草刈りのシルバー人材センターへの委託料などが計上というふうになってございます。以上です。

委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

9番 誰も聞かないので、済みません。さっきと同じ保育費なんですが、70ページですね。3-2-3ですか、ちょっと73ページに説明がございまして、一番上に保育所の工事請負費640万円ございますが、このたびのこの工事等の内容をお伺いします。

教育課長 今回の工事請負費の内容ですけれども、保育所建物の壁面、それから屋根の一部、こちらの塗装関係の工事となっております。今回、壁面の塗装につきましては、保育所の外側、内側の広場のほうでなく外側は既に以前に行ったんですけれども、内側の面のほうにつきましては塗装改修をしておりませんでしたので、次年度で塗装をさせていただくというための予算でございます。

9番 工事内容はわかりました。壁やりますね、屋根も一緒にやるんですか。屋根全部ふきかえとかやるんですか。これ600万円で足りるんですかね。

教育課長 こちらにつきましては、全部ではなくて、雪の滑りの関係で雪がちょっとたまってしまふ部分がありますので、屋根の一部ということで、一番真ん中にたまりやすい曲がりの部分のあたりで、そういう雪の滑りをよくするためにそのように対応をしようと考えております。以上です。

9番 工事の内容でやりとりしようとは思っていませんけれども、屋根の形状を変えるんですか、そうしますと。雪の滑りというのは、例えば雪切りをつけるとか、何かそういう工事をしなければ雪の滑りなんて簡単に変わらないと思うんだけど、そのあたりどんな感じなんだろうか。

教育課長 済みません、わかりにくい説明で申しわけございません。屋根の塗装を一部分行うことで雪の滑りをよくするという意味でございます。屋根のほうに老朽化のために少しさび等も浮いている部分がございます、それによって雪の滑りが悪くなっているという現状がございますので、その少し手直しをしたいということでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 じゃあ、その同じ工事費の件についてお伺いします、保育所ですね。近年、あのあたりに定住の支援住宅なり住宅団地なりを造成して、当然若い方が入ってくるんだろうというふうに思いますけれども、以前から保育所の手狭な部分について部屋の工事等を行ってきているというふうに思いますけれども、今回この工事がこの屋根の部分だということなんですけれども、そういった将来的な見通しの中で、そういう団地の造成なり支援住宅なり、若い人の子供が入ってくるそういう部屋とか、そういった保育所の整備状況というのを念頭に置きながらこういった工事を行っているのかどうか。そこら辺のところをご質問いたします。

教育課長 保育環境の一環としてという話ですけれども、令和2年度のほうで福祉避難所の施設を計画しておりますけれども、将来的にはその福祉避難所の一部の部屋を活用しまして子育て支援センター、今保育所の中に子育て支援センターということで教室を使っているんですけれども、その部分を引っ越しするというか、移動するというようなことを考えておまして、その部分を今度保育の部屋として活用することができれば、現状の保育室のほうの面積も広がっていくというふうに考えております。以上です。

7番 ある程度見通しがあるということですがけれども、保育所が小学校の脇に建設されたときの随分前の話ですけれども、最初から手狭であるということが言われておまして、そのとき伊藤町長だったかと思うんですけれども、そういう手狭な部分は小学校までの、体育館近いもんですから、そこに通路をつくって、そういったところでの行事等も考えているなんていう、こういう発言があったんですけれども、知っている方はほとんどいらっしやらないかなと思うんですけれども。こういう施設を利用した形での保育所を運営していくという、そういうことには合致していると思うんですけれども、私の中では、小学校と隣接しているから保育所の一部を小学校で使うというものが絶ち切れになっているなというふうに私考えているんです。例えばそういう、あそこの狭い遊戯場というんですか、そういったところでのものを本来ならば、一番最初の建てたときの構想であるならば小学校の体育館なりを使用するというような考えがあったのを私は鮮明に覚えているもんですから、将来的にそういう、そ

これこそ保小中一貫教育ならば施設利用型の教育というものを考えていってもいいんじゃないかなと、こういうふうに思うんですけども、そこら辺のところを急に言われても答えが出るかわからないですけども、昔そういう話もあったということもありますし、どういう考えでいるのかももう一度お伺いします。

町長 確かに保育所を建設するあたりに関しましては、そういう話があったような記憶が私にも少しはございます。ただ、現在の3歳児から5歳児までの園児数というふうなものについては、昨年、令和元年度、30年度の子供の出生数を考えても、現在の5歳児、4歳児、3歳児、2クラスずつございます。その部分については人数的には問題ございません。先ほど教育課長が言ったのは、今未満児の入所数がふえてきておりますので、ゼロ歳児から2歳児。しかもゼロ歳児と2歳児では行動パターンが違います。要はずっと1日寝ている子供と、はいはいする子供と、もう立って歩ける子供とというふうなことで、それが混住しているというふうなことについては危険もあって、子育て支援センターが今使っている保育所の一部の部分を福祉避難所のほうに移動することで、有効的にといいますか、安全に保育ができるというふうなことでございます。したがって、委員さんのほうから言われました相互利用というふうなことでいきますと、現在のところではさほど支障がないというふうに思いますし、保育所の運動会なんかも小学校のグラウンドを使わせていただいて運動会をしているというふうなことでございます。今度、福祉避難所ができた場合については、屋内の遊ぶ場所、さらには屋外に遊ぶ場所もできますので、そういった活用もできるというふうなことでありますので、改めて小学校とというふうなことの、渡り廊下をつくるというふうな。ちょっと建築基準法上いろいろと問題もあるようなことを聞いておりますので、そういったことも鑑みながら対応をしていきたいというふうに思います。

7番 一般質問でちょっと言いそびれましたけれども、やはり施設を有効的に利用したこれこそ一貫教育というのを目指してほしいなというふうに思います。それぞれ新たなものばかりつくっていくという考え方ではなくて、そういった小学校のグラウンドを使っただけの保育園の授業とか、高齢者福祉避難所を利用しての一貫教育とか、そういう施設利用型の一貫教育というのを目指してもらいたいもんだなと、こういうふうに思いますんで、そこをもう一度、その一貫教育に組み込むということをどういうふうに考えているのか、施設利用型というものをですね。そういったものをどういうふうに考えているのか、再度お伺いいたします。

教育長 施設利用型というのは、やはりこの町の課題が何なのかというあたりを再度全員で捉え直した上で、どのような活用ができるのかというあたりが根本的に大事なのかなというふうにして思います。それで、この間も申し上げたんですが、やはり現状と、それから狙い、目標、それからこういうふうな舟形の教育にしたいという、そういった願いをもとに施設をどのように有効的に活用していくのかというあたりが出てくるんだろうと思います。施設が隣

にあるから一貫教育だでなくて、そういった狙いとか目標とか夢とか、そういった課題を十分見きわめた上で話をしていかないと。すぐ脇にあるから4つが統合したから保1つ、小1つ、中1つになったから一貫教育だ、そういうふうな議論でなくて、今言ったようにどういふふうなものを狙いとしていくのか、子供たちにとって一番いいのはどういう姿なのかということをも根本的にみんなで議論をして有効利用というものを考えなければならないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第3款民生費について質疑、審査を終結いたします。

第4款衛生費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。質疑はありませんか。

2番 80ページになります。一番上に該当多分しないと思うんですけども、済みません。81ページの一番上のリサイクル推進事業のところですけども、一応町の中で、各町内数カ所にごみ出しするステーションですか、それが何カ所かあると思うんですけども、そこに出す人の各住民の名前表記があります。それもかなり亡くなられた方あるいはいなくなった方等々があつて、その名前の整理といたしますか、見直しですね。その辺を整理して最新の表示をしていただきたいと思うんですけども、それがちょっとどこに該当するかわかりませんが、その辺の考え方をぜひお聞きしたいと思います。

住民税務課長 ステーションの名前の整理のほうなんですけれども、毎年3町内会ほど順次整理をして今のところ修正をしております。その支出につきましては、衛生組合費の補助金のほうから支出してございます。

2番 済みません。どこの費用から該当するというふうな今回答でしたか。

住民税務課長 支払いにつきましては、衛生組合の補助金のほうから支出してございます。

2番 それは毎年3地区ごと改正をするというふうな答弁だったと思うんですけども、今年度も何地区か、今年度といたしますか、来年度ですね。予定しているというふうな内容でよろしいでしょうか。

住民税務課長 2年度のほうにつきましても予定してございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 それでは、74ページです。4-1-2予防費ですが、右のほうの説明の中でさまざま予防の委託料がございしますが、この中で風疹予防接種委託料56万3,000円計上してございしますが、前年度から見るとかなり減額になってございしますが、今年度、今年度といたしますか、令和元

年度も風疹が蔓延して一応話題になったことでもあります、この辺、減額した理由というのは何なのでしょう。

健康福祉課長 ただいまの風疹予防接種事業委託料についてでございますけれども、実績を見ましてこのようになっております。昨年といいますか、元年度の予算では200人の予定で計上したんですけれども、実際に受けた方が31人というようなことで、その実績を見まして、今期につきましては一応70人というようなことで予算を組んだところでございます。以上です。

9番 さっきも申し上げましたけれども、この風疹、ましてや今はコロナで大変騒がれております。こういうものは実績を見て予算計上をするのはそれは当然かもしれませんが、そのあたり、もう少し弾力的にこういうものについては見るべきではないかなと思うところでございますが、昨年度200人ほど予定をしておいて30人という話ではございますが、このあたりの考え方が違うのかわかりませんが、どんなもんなのでしょうかね。そういう見方をするしかないんでしょうかね、こういう予防接種についても。どうなのでしょう。

健康福祉課長 風疹のみならず予防接種については、広報紙であるとか、あとそういうもので啓発をして、受けてもらうようにというふうには啓蒙をしております。

また、この風疹の件につきましては、対象者が年齢で決まっておりますので、その方々に対しては個別に通知というようなことで、受けてくださいというようなことで通知をしておるわけですが、なかなかそこら辺の周知はしておるんですけれども接種する方向につながないというのが現状であろうかと思っておりますので、予算の少ない多いにかかわらず、そういった周知についてはきちんと住民の方にお知らせするように努めていきたいというふうに考えております。以上です。

9番 この風疹についてここで私言っているのもそれにちょっと限定しますけれども、この200人見ておいて30人しか予防接種をしなかったという、その要因というのは何なのでしょうかね。課長の話ですとどんどん町のほうからこの対象者に通知、案内をしているということなんですけれども、それに応えてくれない町民の予防接種を受けないという最大の要因は何なのでしょうかね。インフルエンザ等々も含めてどんなもんなのでしょう。

健康福祉課長 済みません、ちょっと私の個人的な考えも入ってしまうのかもしれないですが、対象者が、元年度に限ってですけれども、昭和47年から54年生まれの方が対象になってございます。ということは、30代から40代後半ぐらいになるんでしょうか。というふうな方々が対象というようなことで、お仕事もあろうかと思えますし、いろいろ忙しい世代でもあるというようなこともありますし、余りそういった、今さらというふうな考えもあるのかなというふうに思いますが、ちょっと申しわけないですけれどもはっきりした分析というものは行ってないんですけれども、なかなかそういう、面倒がって行かないという方が多いのかなというふうにはちょっと思っているところであります。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

6番 ページが74ページの4-1-3診療諸費であります。昨年4月1日から武藤先生が来ていただいてこの舟形町の地域医療を担っていただいておりますが、このようにして機器の購入についても支援していくというのは非常に大事なのかなというふうに思います。

まず、第1点として、今回令和2年度において、この医療機器整備事業補助金937万円とありますが、この内容と。

一昨年に原田先生がやめまして、4月1日までの間、3カ月強の空白期間があったときに、かなり舟形診療所から離れて別の医者に行ったというようなことがあるようなんですけれども、もう少しで1年経過するわけですけれども、一旦舟形診療所から離れて、また今回舟形クリニックのほうにほとんどの方が帰ってきているのか。私見る限りでは、以前の原田先生のとくよりは若干患者さんが減っているのかなというような感じしますけれども、町のほうではどのような捉え方をしているのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 ただいまの1点目の医療機器整備事業補助金に対してのご質問からお答えしたいと思います。こちらにつきましては、昨年、武藤先生がおいでになるときに新たに設置した機器類に対しての補助金でありまして、例えばレントゲンでありますとか、あとは泌尿器のカメラなどの医療機器類を中心に5年間リースをしていただきまして、それを昨年度から、30年度から5年にわたって補助金という形で町で支援していくというふうなものでございまして、これについては3年目の補助金というようなことでございます。

あと、2点目の、3カ月間の空白期間で大分お客さんが減ったのではないかとこの点ございましたけれども、昨日と申しますか、2月の後半に先生とちょっと意見を交換させていただく場もありまして、ちょっとお話をさせていただいたんですけれども、当初は大体40人ぐらいの1日平均でいらっしゃっていたということだったんですけれども、失礼しました。済みません。開業当初は20人程度のお客さんという平均だったんですけれども、先日、お話ししましたところ、最近は40人から50人ぐらいになっているというふうなことでございます。実際、武藤先生の感じでも新庄市の廣野先生であるとか、あとは東山の先生だとかに移られた方がいるようだけれども、徐々に戻っている方もいるというふうなことを先生のほうからは伺っているところでございます。以上です。

委員長 6番委員に申し上げます。一問一答になっておりますので、1問ずつの質問をお願いします。

6番 大変ありがとうございました。せっかく舟形町の地域医療を担っていただいておりますので、ぜひとも町で支援できるものはして、長く病院としてやっていただけるようお願いしたいというふうに思います。終わります。

委員長 答弁は要りますか。

ほかに質疑はありませんか。

9番 今の6番委員の質問、医療機器の関係なんですが、そういうことで町に来ていただいて十分にやっていただけるのであれば、こういうものはよろしいかと思えますけれども、今回900万円、前年度1,000万円で、令和元年から令和5年まで債務負担行為で約4,000万円近く見ておるわけですが、今回900万円で、それ以降も計画的にどういう機械を入れてという話はもう町として先生のほうから受けておるのでしょうか。

健康福祉課長 開設するとき入れて以降、これからこういうものを入れたいというふうな先生の意向は出ておりません。ありません。

9番 なくてこういうの、例えば令和2年のこの900万円というのは、先生のほうから、その都度その都度こういうものを設置してほしいという話があるわけですか。債務負担行為の5年まで4,000万円という中で、町のほうでは、はい、わかりましたということでそういう話し合いをしているだけで。これ、計画的なものはないんですか。

健康福祉課長 この医療機器整備事業補助金につきましては、最初、入れた機械類の合計、全額を5年間で分割で払うというリース契約をしていただいております。その月々の支払いがあるわけですが、その1年分を補助金として先生にお上げしている。それを5年間続けるということでございます。既に導入した機器についての補助金です。これから入れるという機械ではないです。

9番 勘違いしました。そうしますと、債務負担行為、5年の中で4,000万円、それを年間約1,000万円ずつ負担をしているということであって、これから何を入れるとか、そういう話ではないと。わかりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 それでは、78ページの衛生費でありましたね、4-2-1の不法投棄防止対策事業ということで5万3,000円。余りにも安い事業なんで、ちょっとどういった事業をやっているのかなということで質問をさせていただきます。

住民税務課長 不法投棄に係りましては、年に2回ほど町内を回っております。そのとき使用するゴム手袋などの消耗品、あと家電4品目の処理手数料、そのほか、最上地区協議会の負担金という、この3つになってございます。

7番 そうしますと、果たしてそれで不法投棄の防止対策、これ対策事業なんで、対策になっているのかなというふうな気がするんですけども、ペーパーを使つての周知なり、あるいは人を使つてその不法投棄のある場所を探してみたりとかという、そういったところには費用はかかっていないと、こういうふうな見方でよろしいのでしょうか。

住民税務課長 不法投棄の部分につきましては、衛生組合長さんのほうから連絡があったり、その都度対応をしているところでございます。何もしていないということではありません。行

事的にやるのは年2回で、あとは見つかり次第報告いただいて、回収に行っているという状況にあります。

7番 調査したりする部分は衛生組合長がしてくれているというような話ですけれども、とりに行くと今言いましたけれども、そういった調査はある程度衛生組合長がやってくれるんでしょうけれども、職員がみずからそういったところに調査に行ったりとか、さっき言いましたそこを回収してきますといったときに、そういった費用も全然かからないのかなというふうな気がするんですけれども。そういった自分らがそういう報告を受けてとりに行ってきたものはやっぱり処理するんだというふうに思うんですけれども、そういった処理費用とかがここに入っていないような気がするんですが、そんなに不法投棄のあれというのはないものなんでしょうか。実際どっかでそういった処理費用というのが発生しているような気もするんですけれども、そこら辺のところはどうなっておるのか質問をいたします。

住民税務課長 回収してきた不法投棄のものにつきましては、今現在、役場のピロティーのほうに保管してございます。それにつきましては、役場の分と一緒に今のところ処分していただいている状況でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 78ページです。4-1-7環境衛生費ですが、前のほうの説明で合併浄化槽の関係ですが、157万5,000円。前年も同額で計上をしておって、先日の3月補正で全額減額してございます。なぜこの事業は進まないのか。相手の方があってのことかと思えますけれども、昨年度もお伺いして、5人槽を1基、7人槽を1基という話も伺っておりますが、これ何で進まないという、相手のことだからちょっと無理無理あれなんでしょうけれども、そのあたりどんな感じなんでしょう。

地域整備課長 令和2年度も5人槽1基、7人槽1基の計上をしております。浄化槽の普及については、なかなか昨年度も申請がゼロで実績がございませんでした。しかしながら、浄化槽区域がございまして、個人の申請になるんですが、町としてはそういうふうな浄化槽等をつけていないところはつけるようにということを周知等を努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

9番 課長も大変苦しい立場でしょうけれども、町としてもその相手の方にこういう補助金もあるからどうだという話は毎回やっておると、相手もあることなので余り無理を言えないということなんでしょうけれども。わかりました。いいです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

6番 ページが78ページの4-2-1の中で、79ページのほうにごみ減量化対策推進協議会負担金、金額は2万6,000円ですけれども、このごみ減量化対策のためにどのような活動と申しますか、町では行っているのかを聞きたいと思います。

住民税務課長 2万6,000円につきましては、地区の協議会のほうに負担しております。その中で原因とかいろいろ調べておりますが、やはり一番多いのが紙ごみでありまして、ごみの量の50%を超しているということになってございます。それをもちまして、町のほうではリサイクル運動補助金等を確保して回収していただくように努めてございます。あと、そのほか、今回のカレンダーにつきましては、今月末配布する予定ですが、特に生ごみの水切りということを強く強調してカレンダーをつくってございます。今のところは以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

3番 78、79ページ、4-2-1清掃総務費。79ページの1番、清掃事業の中で清掃監視指導員報酬でございます。この清掃監視員というのはどのような方がなられているのかお伺いします。

住民税務課長 清掃監視指導員につきましては、衛生組合長さんになってございます。36名になります。

3番 その清掃指導員36名いますけれども、これは定期的にやっているのか、その都度監視しているのかお伺いします。

住民税務課長 この分につきましては年間分になっていますので、年間を通じまして衛生組合長さんのほうにお願いしているところでございます。

3番 先ほどの質問にも関連しますけれども、そうすると、その都度報告あった段階でその回収とかに伺うというようなことになるのでしょうか。

住民税務課長 衛生監視指導につきましてはステーションの件でございまして、不法投棄関係につきましては目のついた衛生組合長さんからご報告をいただいているということになります。清掃監視指導員報酬につきましては、ステーションの分の監視指導という形になりますので不法投棄とはまた別個で、不法投棄につきましては報酬等は支払っておりません。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第4款衛生費について質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前10時59分 再開

委員長 会議を再開します。

第9款消防費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第9款消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 108ページ、109ページ、都市防災施設事業12億8,500万円とありますけれども、この内容をお聞かせください。

災害復旧対策室長 12億8,593万8,000円の内容につきましては、福祉避難所と防災拠点施設につきまして、国の補助事業で総事業費14億円で今計画されております。令和元年度につきましては補助対象事業費として1億6,000万円で、令和2年度につきましては、残りの計画されている補助対象事業費の12億4,000万円全てを要求しているところでございます。これにつきましては、国、県と相談の上、本来であれば補助事業の計画上は今年度、令和2年度、令和3年度の3カ年計画であります。予算確保という意味において来年度、残りの金額を全て要求するという形でこのような金額になっております。内訳は、2,200万円が測量設計費、これにつきましては建築、管理の設計費、あと外構工事の設計費になります。工事請負費は、建物の工事請負費、防災拠点施設、福祉避難所、あと外構工事が入っております。調査、器具費1,800万円という形で12億8,500万円ですので、補助対象外としてはおおむね4,500万円程度の単独費になっている状況でございます。

4番 福祉避難所と防災センターということで、わかりました。しかるに、福祉避難所に対して、私も賛成した経緯もでございます。しかし、防災センターに関しては、前に町長が就任したその議会だったと私の記憶の中にはありますけれども、ここに今建設している予定地には町長は建てないと。地盤が強固でないから、地盤の強固な長沢の学習センターあたりを考えているという答弁があったのを私記憶が鮮明にあるわけですけれども、いつから長沢でなく、ここに新しい防災センターを建てると気持ちが変わったのか。町長、お伺いします。

町長 長沢のほうに建てるとは多分申ししていないというふうに思います。長沢の生涯学習センター等の検討の余地といいますか、施設の有効利用という部分では分散してもいいのではないかというふうなことで申し上げたかというふうに思います。

防災庁舎の建設につきましては、平成26年度にそのための用地買収をしているようでございます。その後、やはり私が28年に就任したときも申し上げましたが、財政的な裏づけ、根拠がなければ、財源の裏づけがなければ建てることはできませんよと当時の加藤議員の質問にもお答えをしているはずだというふうに思います。そのように私のほうでは認識をしております。

4番 私もそういうふうな認識でございました。予算的な危機を国の補助金というものの活用を考えてのことだと思うんですけれども、やはり2年にわたり災害が起き、町の財政もそんなに芳しくない今この現状の中で、そのような大規模な事業が、福祉避難所だけでもかなりの金額になるわけです。それに防災センターというものを建てるとするのは、私としてはちょっと早過ぎるもの、拙速なんではないかという考えがありますので、ここは私の勝手な思いではありますけれども、防災センターの予算を削除をしてもらいたいなという考えがあります

けれども、その考えについてはどのようにお考えでしょう。

町長 財源の確保が大事だというふうなことであります。現在、全国的にいろいろな災害がございまして、国のほうで、社総交の中の都市防災事業の中で、こういった庁舎建設がようやく補助対象になったというタイミングでございます。今後この補助事業が継続されるというふうな見込みもございません。

さらに、一番大事なのは、平成30年8月の2度にわたる豪雨災害がありました。その中で、一番最初の8月5日、6日の災害において、この防災拠点となる庁舎が冠水をし、そしてその防災の拠点であるところの電源が失われたという事実がございまして。これを何とかしなければいけないというふうなことがあって、防災庁舎をというふうなことで踏み切りました。活断層の話も申し上げましたが、それについても破線と実線というふうな考え方の中でいろいろ検討をした結果、問題的にはないだろうと。さらには地盤調査等も進めながら、ここでも大丈夫だというふうなことでございましたので、しっかりとした防災拠点というものが非常に大事だと。議員さんの中でも、夜中2時、3時、さらには朝方もこの役場庁舎の災害対策本部に来ていただいた方がいらっしゃいますが、今住民税務課の前で現在対策本部をついているような現状でございます。それが長く続けば住民のサービス、窓口業務に支障を来すというふうなことでございますので、これは早急に防災庁舎を建てなければいけないというふうな思いがございまして、その点、補助事業のタイミング、さらに住民サービスというふうなこと、さらには災害に対する備えというふうなことで、このタイミングでしか補助事業がなくなるのであれば、ぜひこのタイミングで建設をさせていただきたいというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

7番 それでは、同じ項目で質問をさせていただきます。今、町長からちょうどよく断層の話が出ましたので、ちょっと断層、私もそこが随分気になっていたもんですから調べてまいりました。新庄盆地断層ということで、何本かこう走っておる、何本かというよりも随分多く走っているようなんですが、まさにこの議場の真下あるいは脇ぐらいのところを舟形断層が走っておって、高速道路の西側に沖の原断層、さらにその下に長者原断層というのがこうあると。そういった断層の中で、政府の地震調査研究推進本部、これが出している資料によると、その東側、こちら側ですね、13号線よりこちら側の断層が非常にやっぱり地震があったときに隆起してくる可能性があるというような見解が出されているようです。そういったところを十分に審査というかな、調査。大丈夫だって町長は答弁していましたがけれども、こういった経過で会議を開いて大丈夫だというふうになったのか。そこら辺のところを質問をいたします。

災害復旧対策室長 断層帯に対する安全性ということであろうかと思うんですけれども、委員お

っしゃるとおり、舟形町には舟形断層、これは役場付近にあるものなんですけれども、推定活断層と言われるもので、所在が明確に特定できないものであります。舟形町にはほかに、委員おっしゃるとおり、沖の原断層、長者原断層がありまして、県で示されている被害想定では、舟形盆地断層帯については、東部、長沢方面は震度5強、中部から西は震度6弱から震度6強となっております。さらに、山形盆地断層帯の地震の場合は影響を受けまして、山形盆地断層帯につきましては、震度6弱から震度6強の範囲で舟形全域に地震が起きるような地震想定となっております。

それらに基づきまして、建築設計においては、大地震等後、構造体を補修することなく使用できることを目標としております。これは、国交省の官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の定めによりまして、施設の性質ごとに耐震目標が定められております。また、ボーリング調査においては、地層に地震等による乱れが確認されておりませんでした。これらのことを踏まえて、防災拠点におきましては、国交省の基準におきましても最高ランクの耐震基準を求められておりまして、それに基づきまして建築設計しているところで、最大限の安全を見ているというふうに考えております。以上です。

7番 るる大丈夫だよという説明をしてくださったわけですけども、これが例えば百年に一度という言葉の中で想定しているものだったらいいんですけども、町長がこのごろどちらかで研修してきて千年に一度の災害に備えてという、千年に一度なんて誰が想定できるんだというぐらいのところを想定しなくちゃならない時代になってきているわけです。

私を持っている地震調査研究推進本部のこの内容の資料によると、私も見てびっくりしたんですけども、この新庄盆地断層地帯というのが、この山形県に7つか8つある地震の断層地帯の中では一番地震の確率が高いように記載されているんです。ということは、まず山形県の中では一番被害を最初に想定しなくちゃならないこの庁舎付近あるいは下の断層地帯であるわけだから、そこら辺の近くに建てるのはいかなもんかなという気持ちがずっとこうあったわけですね。もし可能であるんだったら、費用を抑えるという面も含まれるかもしれないですけども、高齢者福祉避難所に可能であるんだったら一体となれないもんだらうかとか。あるいは、今まだ建てていないんだったら、ここを駐車場にして、もっと安全なところに建てるべきなんじゃないかとか。そういった考えも私には出てきているわけです。そこら辺の千年に一度のこういった政府が出している地震の推計に対応したものが本当にできるのかなと。実際に災害あったときにそこの災害本部に行けるのかなという心配もあるもんですから、そういったほかのところへの候補地というんですか、もっと安全なところなり、高齢者福祉施設との合併なりというのは可能ではないんでしょうか。そこら辺のところを質問をいたします。

災害復旧対策室長 千年に一度の災害に対応できる場所ということでの質問であろうかと思

うんですけれども、先ほど申しあげましたとおり、県の地震想定によりますと、新庄盆地断層帯あたりで地震が発生しますと、長沢方面を除いて震度6弱から震度6強になってきます。さらに、山形盆地断層帯の想定でありますと、舟形町全域が震度6弱から震度6強になってきますので、実際建てる場所を別の場所に移動してもこの想定の外にはちょっと行けないなという部分もありまして、あとはもうこの想定の中で最大限、あと国交省の建築の指針の中で最大限の安全性を見て、さらには本庁舎と防災拠点施設の利便性、利便性というか、使い方の利便性等々、費用対効果になってくる部分はあると思うんですけれども、そこら辺を考慮した上で保健センター南側の敷地が最も望ましいのではないかと考えております。

7番 本庁舎が被災したということの状況の中で言えば、そういう地震があったときに本庁舎が被災する可能性があり、さらにそれと連動した防災拠点施設、連動していれば必ずそこも連動して被災するわけですし、逆に離しておけばどっちかが潰れてもどっちかは残るという考え方だってあるんだろうというふうに思うんです。そういう意味では、やはりこんなに正直手狭なところで、役場の駐車場もないと言われているようなところに建てるよりは広いところ。さらに、4番委員が言ったような財政的なことが懸案されるんだったら、高齢者福祉避難所の3階とか、そういったところでも代用できるものなんじゃないかなというふうに私考えるんですけれども、それはもう完璧に無理なんですか。質問いたします。

町長 検討は町のほうでも行ったところでございますが、やはり現在あります役場庁舎との関連性というのが重要かというふうに思っているところでございます。そういった面を考えたときに、防災庁舎がどこにあるべきかというふうなことがまず一つ。現在の庁舎の近くというのが大前提であろうと。

もう一つは、地震の想定線の話でございますが、実際いろいろな線、破線の中でこの部分になっていることは承知しておりますが、その許容範囲というのは、前にも一般質問でお答えしましたが、数百メートルまでの許容範囲があるというふうなことであります。そうした場合になってきますと、今現在、示されている線がその活断層で、そこがまた地震の発生源になるというような確立のものではないというふうなことでありますので、そうした場合に福祉避難所に持っていったからといって、その範囲がどれだけ違うのかというふうなことは、実際の現在の示されている想定線の中では確実に言えるものではないというふうに思いますので、やはり現在この耐震化を終えています役場庁舎と、それから今度建てる防災庁舎というものもやっぱり関連づけが必要でありますし、平成26年に用地を購入しているというふうなこともございますので、これらを鑑みて、防災庁舎は現在の星川旧医院の裏のところに建てさせていただければというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 じゃあ109ページの防災費の中で、このハザードマップの作成業務委託料400万円ほどあり

ます。去年は地域防災計画改訂業務委託というふうなことで470万円ほど払っております。その中で、この防災計画なりハザードマップ策定に毎年400万円から500万円というふうな金額を払っているわけですが、この委託先というのはほとんど町外のというか、専門的な調査会社等になるんだと思うんですけども、本来、やっぱり詳しい避難危険箇所なり避難通路とかというのは、地元の人が一番詳しいんじゃないかというふうに思うわけです。そんな意味で、何でこれだけの業務委託の中で値段が上がる、400万円、500万円になる。その一番の要因というのは何なのかなというふうなちょっと疑問があるんですが、それを伺います。

住民税務課長 ハザードマップ作成業務委託料につきましては、国及び県の浸水想定区域、あと県のほうの土砂災害警戒区域、そのほか、町で作成しているため池のほうのデータを全て落とし込んで作成する予定でございます。この400万円の中には、町内全家庭に配布する分のいわゆる印刷製本費のほうも込みでございます。専門的なデータを取り込むということもございます。

あと、各地区のほうにつきましては、作成された後、各地区町内会、防災組織のほうで再度ご確認いただければなというふうに思っております。もし必要であれば、そのハザードマップのほうにも取り込んでいきたいと思っております。

10番 今の課長の答弁ですと、その作成してもらったやつをまず地域で見てもらったら、不備な点はもう一回、再度改正をするというふうなちょっと話にもとれるんですけども、そうなるとうちにお金がかかるんじゃないかなというふうに思います。

それから、もう一つは、委託業者さん、もし差し支えなければどういう会社なのかをお聞きします。

住民税務課長 完成品をつくるまでに、事前に各町内会、防災組織に提示するという方法もございますし、それをもって、もし必要な場合につきましては入れ込んでいくということが必要かと思っております。今年度、国交省の指定を受けまして町丸ごとハザードマップ事業をしまして、実栗屋、堀内、あと瀬脇地区について危険箇所のほうも提示されておりますので、そういったことも取り入れていきたいと思っております。

業者につきましては、当初予算につきましては住宅地図を使うということで予算要求をしております。業者につきましては、今後1枚びらにするのか、いろんな方法があるかと思っておりますので、まだ全然選定とか、そういうのはございません。あくまでも住宅地図を使うということで、今回当初予算のほうに計上をさせていただいております。（「業者、どういう業者」の声あり）済みません。当初予算につきましては、住宅地図をつくれる業者のほうから見積もりをいただいております。

10番 決まっていないということよろしいですか。

それと、もう一つは、その作成段階で、地域の例えば自主防災組織なりとの協議もあるとい

うふうに理解をしてよろしいですか。

住民税務課長 避難所を明示する関係もございまして、今のところ避難所のほうがまだ整理がついておりません。その関係もありまして、一旦、個人的には、町内会、自主防災組織のほうに提示したほうがいいのではないかというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 106、107ページの9-1-2消防設備費です。107ページのほうに自動車購入費2,000万円、2,005万3,000円ですか、計上されていますけれども。今年度、令和元年度ですけれども、1,756万2,000円というふうな計上をされていたと思いますけれども、249万円ほど、115%アップしているその内訳を教えてくださいと思います。

住民税務課長 2台分の要求になってございます。大きな理由につきましては、排ガス規制の関係で車体のほうが変更になりまして値上がりしている点、1点と。あと、ポンプにつきましては、自動継ぎポンプのほうを載せるという予定で要求しておりますので、その分が今年度との差になってございます。

2番 排ガス規制とか、いろいろ今年度と変更になっているようなところあるかと思うんですけども、具体的に例えば車でどこが違う、ポンプでどこが違うというふうなところ、わかれば教えてくださいと思います。

住民税務課長 車体につきましては、排ガス規制の関係上、10センチメートル程度大きくなっているというふうに聞いてございます。

ポンプにつきましては、いわゆる自動継ぎポンプ、継ぎポンプする際に自動で継ぎポンプできる機能があるというポンプのほうで積算をしております。

2番 ちょっと済みません。余りこまいところわからないんですけども、そういうふうな設備、車は、消防団ではそういう車がいい、そういう車のほうが性能がいいというふうな要望があつてなのかどうか。その辺も含めてお願いします。

住民税務課長 車につきましては、軽タイプか、それとも通常の3.5トン未満のタイプになるかと思っております。2年度に入れる町内会につきましては、規模的に1カ所は団員数が多いということで、今までどおりの車体にしております。もう1カ所につきましては、経壇原になるんですけども、経壇原の消防団及び町内会に確認したところ今までどおりの形状にしてほしいということで、今までの車体の大きさでしております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 今の自動継ぎポンプなんですけれども、

委員長 関連ですか。

1番 関連で、済みません。自動継ぎポンプでございますけれども、今後、車両的なもので、継ぎポンプというのは、そこだけ自動になっても、その前段階で自動じゃない限りは1台だけ

自動にしてもちょっと意味がないと思いますけれども、それが今後ほかの消防の分に関して
も普及していくのか、今後その車両に切りかえていくのか。その辺お答えください。

住民税務課長 継ぎポンプにつきましては、各分団に1台ぐらいなるように検討をしております。
全部にまで入れるという計画ではなっていません。とりあえず7分団までございますが、
各分団に1台ずつというふうに考えております。継ぎポンプにつきましては、前のほうで消
火に当たれば中継に関しては自動的にやっていただけますので、その部分に立って、いわゆ
る無線で叫んだりという手間を省くために今回導入の計画をしております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 1点だけ確認をお願いします。107ページの防災費の、去年までドクターヘリの休日雇
い上げ賃金というふうな、ここにあったと思いますが、今回は作業員報酬というふうになっ
ています。これは、このドクターヘリの休日雇い上げというのはなくなったのか、それともこ
の名称が変わったのかだけお願いします。

住民税務課長 令和2年度より会計任用職員制度が入ってきます。その点で賃金という概念がな
くなりましたので、今回より作業員報酬ということで予算のほうを計上させていただいてお
ります。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第9款消防費について質疑、審査を終結いたします。

第10款教育費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

3番 108、109ページの10-1-2のほうですね。事務局費で、111ページをお開き願いますと、
17番に備品購入費が100万円計上しています。何を買うのかお聞きします。

教育課長 ただいまご質問の備品購入費100万円の件ですが、こちらのほうが111ページの日本一
の給食食育推進事業費の中における備品購入費ということになります。この経費につきまし
ては、給食をよりおいしく食べるための器具機材というところのために整備する経費と考
えておりまして、例えば更新が必要になってきております食器ですとか、あと給食を食べるた
めに保温機能を高めるための機材ですとか、そういった部分の購入等を検討をしているとこ
ろでございます。以上です。

3番 100万円も予算計上しているんで、前回は何かトレーを買ったとかというような話もござ
いましたけれども、100万円も計上しているんで一応これがこれがというふうなことがあると
思うんですけども、今課長の答弁だと何かいまいちよくわからないんですけども、再度

お願いします。

教育課長 給食事業につきましては、給食の施設整備の部分とあわせて考えておりまして、学校給食の給食費のほうの経費で購入すべき備品であったりというものもあるわけですので、そういった支出先、どこから買うのが適正かということも含めて、購入する際には再度検討をしながらということになるかと思えますけれども。今回この100万円の購入の部分につきましては、そういった給食をより温かい給食、温かいままでとかという趣旨であったり。あとは、給食の食器等の老朽化の対応も順次していかなければならないということで、経費的には、例えば食器を全て変えるとなると数百万単位の予算が一気に変えるとなるとかかってしまうわけですので、そういったところを順次更新というふうな計画もございます。それを一気に更新というわけにもいきませんので、そこを年度の優先順位を直近の学校とも相談しながら決めていくという流れの中で、内容につきましては今申し上げました給食食器の更新ですとか、給食を温かく食べるための機材のほうに充てていきたいというふうな考えでございます。

3番 そうすると、この100万円と、金額にこだわるわけじゃないんですけれども、これに関しての根拠というのは余りないということではよろしいですか。

教育課長 この100万円というところの明確な、これに幾ら買うので100万円というふうな根拠という意味では、そこは根拠はございません。こういった先ほど申し上げましたような趣旨で機材を整備していきたいという内容の振り分けについては、今後検討をさせていただいて、この予算の範囲の中で整備していきたいというふうな考えでございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

4番 122ページ、123ページ、10-4-3文化財保護費の中の国宝「縄文の女神」関連事業の中に事業協力者報償費150万円とありますけれども、この内容をお聞かせください。

教育課長 国宝「縄文の女神」関連事業に係る報償費でございます。今回この事業につきまして、縄文の女神を活用したイベント等の企画とか立案とか、そういった業務に関しての謝礼ということで考えております。具体的には、令和2年度につきましては、まずその第1弾としてペーパークラフトのデザインコンテストというものの実施を考えておりまして、そういったことに絡む企画の実施等に係る経費として、まずはこちらの報償費のほうから支払っていきなりたい。なお、この縄文の女神の活用をしていくという趣旨のもとに、その後、いろいろな提案、事業のほうも寄せられるかと思っておりますけれども、そういったところにも対応ができるように150万円という金額で今回予算措置をさせていただきたいと考えております。以上です。

4番 ただいま課長の答弁だとペーパークラフトをやるための、一つの案としてなんでしょけれども、まだまだこの1つのイベントだけで150万円とはあり得ないと思っておりますので、今後さ

まざまなイベントを、まだ企画段階でものはできていないけれども、そういうものに使いたいという予算措置ということでよろしいのでしょうか。

教育課長 例年、この縄文の女神の事業のほうで講師謝礼等をつけている部分もございます。今回150万円が全く新規というわけではございませんけれども、そういった例年行っている事業に加えまして、新年度はペーパークラフトを中心としたものをまず1つ考えていると。そのほかにも今後こういった縄文の女神を内外にPRしていくための方策としてのいろんな提案に対応をしていくための予算ということですので、それだけでこの金額ではないということとは委員のご指摘のとおりでございます。以上です。

4番 私もあそこを毎日のように通るわけですが、やはり県外ナンバーも結構見受けられるんです。ただとまって何かあるのかなという、眺めているだけなんだろうけれども、やはりちょっと寂しいかなと、舟形町として。せっかく国宝まで上り詰めたものを持っていながら、カーナビなどで検索しながら県外の方がやってきていただいているのだなという思いもありますので、今後ともやっぱり縄文の女神も活用したまちづくりに寄与していただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

2番 116、117ページの10-2-3給食費が今年度の予算と比べて倍以上増額しています。その内訳をみてみますと、117ページの庁用器具費が今年度60万7,000円から344万円ということで大幅増になっていますけれども、これも先ほどの質問にあったように、どういうふうな内容を予定しているのか教えていただきたいと思います。

教育課長 こちらの小学校給食事業における備品購入費ですけれども、次年度は老朽化、更新が必要となっております食器洗浄機の更新を予定しております。以上です。

2番 規模が違うと思うんですけれども、食器洗浄機1台ですか。

教育課長 済みません。食器洗浄機1台ということで、330万円程度の見積もりの中で予算の要求をさせていただいたところでございます。

2番 その食器洗浄機ですけれども、今現在使っているやつは何年前に購入して、あと次年度購入する予定のやつは何年間ぐらいもつのか。その辺、教えていただきたいと思います。

教育課長 食器洗浄機の導入時期ですけれども、現在の舟形小学校が建築当時に導入しております。耐用年数については、大体15年から20年程度というところでの耐用年数と考えているところです。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

1番 112ページの10-1-4スクールバス管理費でありますけれども、スクールバスの管理等につきまして、特に冬場なんですけれども、洗浄とか、そういうのというのはもう運転手に任せているのか。ある程度マニュアルがあって、町でこうしてくださいよというような形で

とっているのか。というのは、車両によってやっぱりさびが目立つ車両とかもあって、どう
いうふうな体制で管理をしているのか、ちょっとお聞かせください。

教育課長 スクールバスの洗浄の部分でございますけれども、こちらは基本的にスクールバスの
委託している運転手さんのほうでバスの清掃等を行っている状況でございます。特にどうい
った手順とかの清掃のマニュアルというものまでは町のほうからは指示していない状況でご
ざいます。

1番 では、冬場に関しては、運転手のまず業務ということで、洗車する人と洗車しない人が出
てくるという認識でよろしいでしょうか。

教育課長 基本的にバスにつきましては、管理のほうも、そういった清掃も含めて運転業務のほ
うにお願いしているところですので。

なお、運転を業務委託している皆さんの中から管理主任という方を1名任命しております。
そういった方がまず一番上に立って、運転手の方々にいろいろと町との連絡調整であったり、
指示、指導の内容であったりというところも伝えていただいたりしておりますので、皆さん
でやっぱり町営バスがきれいに長く管理して使っていただけるような状況になりますように
町のほうでも毎年の会議の中では指導をしておりますけれども、その回数の制限ですとか、
そういったところまでは直接指導が至っていない状況でございます。

1番 ぜひともやっぱり冬場に関しては、融雪剤とか、もう毎日まかれているような状況ありま
すので、冬期間につきましてははなただけ車両維持のためにそういう指導を加えていただけ
るようお願いしたいと思います。

教育課長 今、委員からご指摘ありましたとおり、特に冬期間については、そういった状況も踏
まえまして、運転業務を行っている運転手の方々に伝えていきたいと思えます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

6番 私の聞き違いなのかも含めて、再度確認で質問をしたいと思います。ページは122ページ、
10-4-3文化財保護費で、4番委員が2番の国宝「女神」の関連事業で事業協力者報償費
150万円というふうな回答の中で、ペーパークラフト云々というような回答があったように感
じましたが、この主な事業、当初予算の概要には、ちょっと金額が同じなんで、河川公園女
神ペイント事業、新規150万円とありますけれども、これとは全然違うというような理解でい
いんでしょうか。

教育課長 今の河川公園の女神ペイント事業につきましては、内示会のほうで説明資料に載って
いたかと思えますけれども、この河川公園の女神ペイント事業というのは地域整備課のほう
で、河川公園の駐車場にペイントをする事業ということで、今回の教育委員会のほうの10款
の事業とは別の事業になります。

6番 わかりましたけれども、150万円の中にはこのペーパークラフトが入っているというよう

なことでもいいんですか。もし入っているとすれば150万円では足りないわけです。あと、どういった事業があるのか。

教育課長 縄文の女神関連事業の経費につきましては、例年、縄文の女神まつり等を実施しております。そういった部分で毎年予算化して使っている部分がございますけれども、今年度も引き続き女神まつり等は実施いたします。そのほかに新たな事業として今回増額させていただいたところでございます。以上です。

6番 すると、この協力者報償費150万円というのは、毎年行っている縄文まつりの協力者への報酬と謝礼と、このペーパークラフトの合計額というふうなことでもいいんですか。

教育課長 今、委員が示していただいた経費に加えまして、あと今後想定される事業に対応できる報償費という部分も加味してございます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 それでは、126ページの10-5-1 2020東京オリンピック・パラリンピック応援事業、これ、どういう事業をやろうとしているのか。88万円の内容の説明をお願いします。

教育課長 2020東京オリンピック・パラリンピック応援事業ですけれども、こちらは主に、2020年度の東京オリンピック及びパラリンピックが日本では行われますけれども、それに関連した経費をここに計上をさせていただいております。

まず、謝礼につきましては、パラリンピックの火というものを国のほうでもパラリンピックの聖火式といいますか、そういったものを考えているようですけれども、その火を各県から集めて1つの火にするという構想があるようです。それを踏まえまして、県のほうでも各市町村からの火を持ち寄って県の火にするというような構想がございます。そのために町のほうで、町の火として、縄文の女神まつりの中で縄文の火という形でおこした火をパラリンピックの火ということで、身障者施設の利用者の方々から協力をいただいて町のほうで火を移しまして、そのおこした火を県のほうに持っていくという計画を今考えているところですが、その火をおこすための謝礼として係る経費のところをこれに充てようというふうに考えております。

消耗品につきましては、パラリンピックの火であったりする部分を町のほうで保存しておく必要がございます。今、縄文炎祭の中で火をおこした火をパラリンピックの県のほうに持っていくのがちょうど8月14日ごろ、お盆のころでございますので、その間、その火のほうを展示したりというようなことも考えてあります。そのためのランタンであったりというような経費。それから、消耗品につきましては、オリンピックの聖火リレーが新庄地区でも行われるわけですが、そのときに小中学生に対する記念品という形で考えている部分でございます。タオル等の記念に残るものを購入するための、経費としては消耗品を計上してございます。

それから、負担金の部分ですが、上段の東京オリンピック聖火リレー、新庄最上地区セレモニー負担金14万5,000円。これにつきましては、新庄市で行われますオリンピックの聖火リレー、これの実施を最上8市町村が協力して実施するということを考えておりますので、新庄市だけが負担するのではなくて、8市町村でみんなで協力しながらそのオリンピックを盛り上げるという意味で、その新庄最上地区のセレモニーを実施するための負担金として14万5,000円の計上でございます。その下の東京オリンピック聖火リレー、山形県セレモニー負担金11万5,000円ですけれども、これにつきましては、県のほうで県内の聖火リレー等を実施するに当たって予算化している経費がございますけれども、それに対して全市町村へ経費負担の要請が来ております。実際に走行する自治体しない自治体というふうなところがありますけれども、そういったところを踏まえて各市町村のほうに負担配分の要請が来ておりました、この県への負担金としての11万5,000円という内容でございます。

7番 そうしますと、この東京オリンピック・パラリンピックの応援事業というのは、縄文の女神まつりと抱き合わせでやっていくというような回答のように聞こえましたので、そうですね。ぜひ町民を挙げて、久方ぶりの夏のオリンピックですので、違いの。(発言する者あり) まず、縄文の女神まつりにあわせてこれをやるというふうに聞こえましたけれども、まず、ぜひ成功をするように、町民を挙げて成功するように呼びかけを行って、一大イベントになるようにやっていただきたいというふうに思います。

教育課長 今回の機会、やっぱり一生に一度の経験となるイベントかとも思いますので、そのあたりはみんなで盛り上げていけるようにいろいろ考えていきたいと思います。

なお、先ほど説明の中で、ちょっと伝わりにくい部分があったので申し上げますけれども、東京オリンピックの聖火リレーとパラリンピックの聖火というものは全く別の、同じものではなくて別に準備されるものでございます。オリンピックにつきましては、もうオリンピックの組織委員会のほうが全部仕切ってやるわけですので、ほとんど町のほうでその聖火に関して口出しをする余地はないというようなところでございますけれども、パラリンピックにつきましてはある程度裁量が認められているということがございまして、パラリンピックの火については、町のほうで縄文の女神まつりとタイアップしながら、それをPRしながらやっていきたいという考えでございます。よろしくお願ひします。

委員長 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 再開

委員長 休憩前に復し会議を再開します。

教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 午前中、オリンピックの件が出ました。予算の中身については、先ほど7番委員のほうからあったのでわかりました。予算ちょっと離れて申しわけありませんが、この聖火リレーの件なんです、全国から応募して選手というんですか、その代表者を決めたようなんです、新聞報道に出たときに、舟形町と川西でしたか、西川でしたか。どっちか2町だけ決まっていないう新聞報道がありました。あれは何か理由があつて舟形が決まっていなかったのか。その後、決まっとうまくいっているのか、そのあたりからお伺いします。

教育課長 聖火リレーのメンバー選考につきましては、最終的にはオリンピック組織委員会のほうが決めて通達をしてよこすというような流れになりますので、公募ランナーとあと県の推薦ランナーというくりもあるんですけども、舟形町のほうでもそういった公募に基づいて選考されたランナーが、舟形中学校生が発表されたわけですけども、前段で発表されなかった理由につきましては、ちょっと私どもの県のほうから聞いている説明では、マスコミ報道の前に、個別に本人に対して発表してよろしいか意思確認をしたというような段階を踏んだそうです。その時点で、保護者の、その個人のほうから発表はちょっと控えてほしいというような要請があつたものですから、一番最初に発表されたときには名前が載らなかったというようなことを聞いております。その後、いつ、じゃあどの段階で発表するのかというようなところを確認していたときに本人の了解が得られたので、次回で発表しますというような経過があつたということを伺っております。以上です。

9番 そうしますと、舟形の代表者も決まって、私ちょっと確認していなかったんで、その後、新聞か何かで発表になっているんですか、この名前。特定しなくていいです。なっているんであればいいですけども、なぜ舟形だけ名前が出てこなかったのかなと、何か町長でも出るのかなと思って不思議に思っておつたんですけども。

あとそれから、舟形でその応募をされた方はどれくらいいらっしゃるか。というのは、先ほど7番委員からあつたように、みんなで盛り上げましょうという話なので、舟形でもみんなそういう参加をしようという意思があつて、そういう応募をされた方はどれくらいおつたのか、おわかりですか。

教育課長 公募の状況につきましては、町の広報のほうでも、こういった県のほうで公募をしているというような情報を流しながら、たくさんの応募を募ってきたところなんです。その実際の応募の数につきましては、これは公表をされていないということですので、もうちょっと頑張ってくれという話は県のほうからはあつたんですけども、そちらのほうの公表についてはできないという状況でございます。以上です。

9番 残念ながら、舟形では足りないからもっと出してくれという県からの要請はあつたということなんです。私の知り合いも応募をしたんですが、その方はBGを通して出しています。ですから、BGで把握しているのかなと思ってそこを伺ったんですけども、何人が何人

だからというわけじゃないんだけど、どれだけみんなこのオリンピックに興味を持ってそういうものに応募をしているのかなと。ましてや今課長の答弁ですと、舟形について、県のほうから足りないからもっと出してくれというような話もあったので、そのあたりから全体としての盛り上げがちょっと、さっき縄文の女神のあれで盛り上げようとしているようですが、ちょっと盛り上げが足りないのかなと思ったところでしたけれども。

町長 今回の聖火ランナーのほうにつきましては、前回の東京オリンピックとは違いまして、各市町村を連携しながらこの聖火ランナーを市町村境界でバトンタッチするというような仕組みでないというふうなことで、かなり商業オリンピックの色彩が強いというふうなことであります。先ほど鍛冶課長のほうで説明がありましたけれども、下のほうの山形県セレモニー負担金については、舟形町民が200メートルを走るための負担金が11万5,000円で、最上地区全体で、今のところ公表はなっているんだよね、コースはね。最上公園から新庄駅のアビエス広場まで来るというふうな、それを連携するんですが、8市町村プラススポンサーランナーが走りますというふうなことでありまして、そのスポンサーランナーを含めて最終的にアビエスで来たときに少しイベントをするというのが、上の最上地区のセレモニー負担金というふうなことになります。

したがって、最上公園から新庄駅前までの聖火ランナーというふうなことで、町のほうとして走るランナーが200メートルということで、まだ走る区間等も決まっていないうんですが、その沿道には、中学生が走るので中学生を応援にというふうなことで、その際に、先ほど鍛冶課長が説明をしました東京オリンピックの公式タオルというのがあるんだそうです。独自につくろうとしたらそれもだめというふうなことで、そのタオルをその沿道の中学生に配付しながら、記念プラス、その走る聖火ランナーに対しての応援でタオルを振って応援しようというふうなことで設置しているところがございます。なかなか今回の東京オリンピック・パラリンピックのオリンピックのほうについては、聖火ランナーが走る区域が限定されること、さらにはいろいろな警備の問題等もございまして、制約事項が多く、なかなかみんなで盛り上げましょうというふうになっていないのが残念ながら現状でございます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

9番 じゃあ、違う項目でお願いします。110ページ、111ページです。10-1-2教育委員会事務局事業の中で、右の説明の中で中段のあたりに委託料がございまして、この中で放課後わかあゆ塾実施委託料でございまして、前年から比べると若干増額になってございます。このわかあゆ塾について、これを実施した成果といいますか、そのあたりはどのように見ていらっしゃるのか。教育長からお願いしたいと思います。

教育長 放課後わかあゆ塾は、中学校と小学校のほうに実施しております。それで、これまで基本的には、中学校は数学、小学校が算数というふうなことで実施しておりまして、ただ、そ

の成果としてあらわれているのは、例えば全国的な学調とか、県の学調にも少しはかかわるかと思うんですが、そういったところだと思うんですが、今年度につきましては、まだ若干、県の平均には少しだけ届かなかったんですが、ほとんど県の平均に近づいているというふうなところで、これまでかなりマイナスだったのが向上してきているなというふうに捉えております。

それで、来年度につきましては若干ふえているというのは、英語につきましては少し見ていきたいというふうなところを加味した結果でございます。

9番 そうしますと、この委託料については、成果といいますか、徐々に上がっておるということで、今後、英語についても取り組んでいくということで増額をしたということでございますが、前に一般質問で6番議員からあったかと思えますけれども、全国的に、ちょっと言い方はあれですけれども、レベルを見ると山形県が若干劣るという話がありました。そのあたり、今本町ではこういう取り組みをしているわけですけれども、県全体として何か特別な取り組みをやっているのか、そのあたりは、わかればお伺いします。

教育長 県としては、一番今力を入れてきたなというふうにして思うのは、授業方法でございます。いわゆる探究型学習というふうなところに県を挙げて取り組んできております。これは、子供たちが積極的に自分から進んで勉強をする方法、これをまず第一義に考えなければならぬというふうな方針のもと、県のそれぞれの重点学校にそういった指定校を設けながら研究を重ねてきまして、ある程度そういったところの研究成果が見えたのです。それで、今後もそういったことは踏まえるというふうなところはありますが、県のちょっと次年度以降、若干そういった中に、これまでのそういった自分からというふうなことのほかに、さまざまな意味で積み重ねの部分ももう少し大事にしていかなくちゃならない。いわゆる自分から進んでというふうなことでやっていく授業形態が形式的になっているところがないかというふうなことを踏まえて、そういった意味でもう少し子供たちのほうに継続的な勉強をする場であるとか、時間であるとか、そういったところを設けていかなければならないというふうなことで、次年度以降、重点、少しだけ変わってくるのかなというふうにして思いますが、いずれにしてもやはりそういった意味での授業改善というふうなところが一番目だろうというふうにして思います。

それからあとは、さまざまな意味で県教委で重点的に取り組んでおりますのは、授業の中で先生方の向上、資質、能力向上、授業力向上というような意味でですね。どのようにしてレベルアップを図るかというふうなことを鑑みまして、ベテランの先生を指導者にして、その先生が授業を行って、各学校でさまざまな面で指導的な授業を行っていくというふうな、そういった授業改善の方法を県教委として独自に取り組んでいるというふうなことがございます。大きく考えましても、そういうふうな授業に結びつけた形で行っていくというやり方で

今後とも進めていくというふうなことになるかと思えます。

我がほうでは、小中とも同じ授業形態で進めておりまして、いわゆる先ほどの一番目に挙げたような子供たちが積極的にお互いにかかわりながら授業をつくっていくというふうな、そういうところを取り入れておりまして、ある意味でその授業形態についてはかなり進んできているなというふうにして思いますが、我がほうではちょっと層がいろいろな層があるんですが、十分でないところにつきましては、ちょっとまだ低く、ちょっと伸びがないあたりの理解が低いところの集団を、もう少しレベルアップしていく方法というあたりを今後力を入れながらやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

9番 今教育長の答弁で、県教委で授業の方式ですか、やり方ですか、ちょっと具体的に私よくわからないですが、それを今度、令和2年、新年度から取り入れるということで、本町の小中の授業体制についてもそのような形でやっていくということでございますので、そのあたり十分精査をしながら、先生方と話をしながらといいますか、中心になるのは先生方でしょうから、そのあたり十分に連携をとって進めていただきたいと思えます。

また、余談になりますが、あすはまた高校の受験です。いまだかつてないマスクをした状態での大変緊張した受験になるかと思えますが、今後とも町の教育発展のために教育長のほうからご尽力いただきたいと思えます。答弁は要りません。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 それでは、123ページの縄文の女神関連事業に関してですけれども、やっぱり先ほどから何度か出ているように、最近、この特に外部に向けた発信というふうな事業に関しては、少し停滞しているのかなというふうに思っているところです。以前は東京オリンピックの聖火台のデザインにというふうな、真剣にそういうふうな試みもあったわけですがけれども、そんな意味で、町長はそういう国宝を持っている自治体の協議会とか、あと縄文文化なり、そういう土偶の関連の団体との交流もあるようですがけれども、そんな中でこういうアイデアもというふうなのがあったら、ひとつ聞かせていただきたいというふうに思えます。

町長 舟形町としましても、縄文関係の国宝を持っている関係自治体、5自治体でございます。北海道の函館、青森の八戸、そして山形の舟形、そして新潟の十日町、長野県の茅野市というふうなことで、5自治体とともにいろいろな連携をしながら、残念ながらちょっとオリンピックの聖火台についてはその答えが返ってきていないようでございますが、一昨年だったと思えますが、郵便株式会社の本社のほうにお伺いしまして、2020年に国宝の記念切手を出していただくというふうなことで、十日町それから茅野市と3自治体で要望をしまりました。そのときの状況が変わらなければ、その当時の社長さんともお会いしまして、いいだろうというふうなお話をいただいております。したがって、先日、郵便局との総括的な協定を結ばせていただいたんですが、その際も申し上げられたのは、記念切手がことし発売さ

れる予定であるというふうなことであります。それが一つ、1点と。

それから、先ほどから話題になっているペーパークラフトでございます。今までですと、土でつくっている土偶、それからクリスタルの土偶というふうなものがございました。ともに重いというふうな難点がございます。今回は、1枚の紙から切ったり張ったりをしますと、立体的になるペーパークラフトの土偶ができるというふうなものをペーパークラフト作家の畑野さんからつくっていただいております。それは色がそもそもが白い、でき上がると真っ白の土偶になるんですが、そこにさまざまな現代人が模様をつけるというふうなことで、いろんなデザインが考えられるだろうというふうなことでそれを全国的な募集にしていきたいと将来的には思っているんですが、そういった募集のコンテストをしながら。また、そのペーパークラフトにつきましては軽いというふうな利点がございますので、お土産等にもできますので、そういった町の物産的な取り扱いもできるというふうなことで、そういったコンテスト、さらには、そういったお土産としての物産品として活用というふうなものも踏まえての先ほどの150万円何がしの委託というふうなことになっているわけでございます。

いずれにしてもやはり国宝が出土した町でありますので、それを最大限使わない手はないというふうに思っております。今年度から始まるデジタルファーストというふうなデジタル推進を含めまして、総合的に国宝の縄文の女神を売り出していきたいというふうに思っているところでございます。

10番 このペーパークラフトのコンテストの開催も一案かなというふうに思います。以前に縄文ストーリーでしたか、そういうようなのでこの物語を募集したことがありましたよね。優勝者というか決定しているわけですが、例えば今町長からあった、いわゆる映像発信の中で、その物語をひとつアニメ化をして1つの映像をつくるとか、そういうこともいいんじゃないかというふうに思うわけですが、やっぱり単発的な行事でなくて、やっぱりずっと関連性を持ったそういう事業にしていくべきではないかというふうに思うわけです。どうでしょうか。

町長 ペーパークラフトの関係のものについては、例年、毎年毎年続けていこうというふうに考えております。

また、先ほど縄文のストーリーというふうなことで、舟形町60周年記念で行われたものだというふうに記憶があります。やっぱりそういったところで記念すべき70周年とか、そういうところでまた募集をするというのも一つの手でありますでしょうし、60周年のときにつくった縄文のストーリーをアニメ化するというふうなものもひとつ大きな案でないかなというふうには思います。そういったところを総合的に今後どのように発信したらいいのか、職員の中でつくるプロジェクトチーム等を活用しながら、さらには、よそのほうからもいろいろな意見をいただきながらつくっていききたいというふうに思いますし、今後そういったことで積極

的にPRをしていきたいというふうな思いでございます。

10番 一時期は舟形のほうに県立博物館の分館をとというふうな話まで出たわけでありましてけれども、その時期には最上地域でも、商工会でしたか、商工会議所でしたか、応援をしたいというふうな話も出ました。そんな中で、1つの例ですけれども、今この最上地域、東北中央道の絡みでこのゲートウエーをぜひ建設してはというような、県のほうでかなり積極的な運動をしております。その中で、例えばゲートウエーのシンボルとしてそういう縄文の女神の展示館をとということもひとつ要望をしてはどうかなというふうに思いますが、町長、どういうふうに考えますか。

町長 今、県をはじめ最上地区の民間団体の中で、ゲートウエー型の道の駅というふうなことで、そのマスタープランといいますか、その中でその縄文の女神の展示館があるというようなことは承知しておりますが、多くの不特定多数の人が利用する中でいて、学芸員の問題であったり、国宝というふうなことでありますので、警備体制。それから、国宝であるがために展示できない日数というのがあります。そういった制限のことをいろいろ考えてみますと、あそこはレプリカでもいいのかなというふうに思っているところでございます。したがって、本物は舟形町に持ってきたいというふうな思いでございます。そのために、県立博物館の移転に伴いまして最上に誘致するというふうなことでありまして、そのことについては我々も積極的にその運動に参加をしていきたいと。ただし、山形にあるのも、例えば県立博物館が新庄にやってきた場合でも、よそにあるのには変わらないので、ぜひ舟形に持ってきたいというふうに思っております。そのためには、入れる箱をしっかりとつくらないとだめでありまして、もう一つは学芸員等の配置というふうなものも必要になってまいります。あと、見せ方というふうなものもあります。いろいろ第1回の総合戦略会議の中でも出てきたのが、ファンドの利用等々の話もありました。資金を集める方法についてもいろいろ検討もこれからできるのではないかとこのように思っております。ぜひ本物の国宝は、出土した自治体がないのが舟形町だけでございますので、ぜひ舟形町に持ってこられるようにこれからも努力してまいりたいというふうに思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 それでは、116ページ、117ページ、10-2-4です。児童交流の関係ですが、右の117ページの交流関係の一番下に交付金164万4,000円ほど計上になってございますが、この金額については昨年とほぼ同じ額でございますが、前回お伺いしたときには、令和元年はホームステイをやりまして、令和2年以降は、ホームステイから集団宿泊に変えていくという話を、私間違っているのではあれですけれども、そういうふうな話を伺っておりますが、こういう形態を変えてほぼ計上額は同じということなんですが、集団宿泊はどんな方法を想定しているのかお伺いします。

教育課長 児童交流の形が新年度は変わるというお話で、前年度も話題になったかと思いますが、令和2年度につきましては、宿泊先を東京の子供たちは神室少年自然の家のほうにみんなで泊まるというふうなことを考えてあります。その際に、今回計上しております秋季児童交流の交付金の部分につきましては、ほとんどが東京に行く際の児童生徒への旅費関係の経費となりますので、舟形町で実施する際の大きな負担、町の支出の負担にこちらの交付金が大きく絡んでくるというわけではございません。この今回の事業費の中でいきますと、諸車借り上げ料というのを計上してあります。67万4,000円です。こちらの経費が今回その児童交流の泊まる先を変えたということに大きく絡んでくる経費でございまして、行き来する際のバスのレンタル料ということになります。スクールバスだけでは通常の小中学校の活動もございまして足りないということで、今回こちらのほうを運行経費として計上させていただいて、その宿泊の場所が変わるといふ大きな変更に対応させていただきたいと思っております。以上です。

9番 わかりました。そうしますと、この160何がしというのは東京へ行く電車賃だということで、こっち、山形に来て集団宿泊するのは神室自然の家なので、その移動の分しかかからないんだということのお話でございしますが、子供たちはホームステイが一番楽しみで来ているわけなんだけれども、子供たちのこの人数が少なくなってきて、東京とこっちのほうバランスがうまく合わないということでホームステイもままならなくなってきておって、集団宿泊という形になってきているわけですが、今後、この東京との児童交流についての考え方といいますか、このままでいくしかないかもしれませんけれども、どんなふうに町としてこれからこの交流事業についてお考えなのかお伺いします。

教育課長 ただいまご質問ありましたとおおり、舟形の児童数と世田谷の児童数の差というものが顕著になってきておる関係で、次年度につきましては、舟形の児童1に対して世田谷の児童が5.2という今のところの計算になっておりますので、ホームステイが大変厳しいという形です。その中で、やっぱり集団でホームステイ、舟形の家にはホームステイしないで、泊まる場所だけを別に確保してというやり方を両者協議して決めてきたところですが、この交流の深まりといいますか、交流熱というものについては絶対に後退しないようにという思いが舟形町も世田谷も同様でございました。そういう中でも物理的な問題で今回そういう措置をするわけですが、今後もこの人数比というものはさらに大きくなっていく傾向でございます。そういった中で、ホームステイではなくて別の施設に泊まっていた中でも熱い交流ができるということを目指していくところには変わりはないんですけれども、今回もできる限り家庭のほうで食事も夕食も食べてお風呂にも入れた上で、ただ泊まりだけは別の場所というようなことも考えておりますので、できるだけ家庭で子供同士が過ごす時間というものを大切にしながら、今後もこの児童交流という事業の深みといいますか、大

切な部分、こちらが損なわれないように努力しながら、協議しながら進めていきたいというふうに思っているところです。

9番 やっぱ一番この事業のネックは子供、東京とこっちの子供の人数の差というのが一番問題であって、それがうまくバランスとれなくなってきたので、そういう集団宿泊というのは仕方がないかもしれませんが、子供たちが楽しみにしている事業でもあります。できるだけ継続をしていただいて、なおかつ、自然の家もよろしいんですが、今課長からあった、うちでご飯を食べて風呂入ってから泊まるだけというような、そういう話も。そういうことをできるのであれば、体験実習館とか、コテージとか、テントを張るとか、さまざまありますので、できれば町内のこの施設を利用したその体系を考えられないかなと思っておるんですが、そのあたりは無理でしょうか。

教育課長 町内の施設を利用した宿泊というのは、教育委員会同士でも検討をさせていただきました。ただ、そのときに、町内に宿泊するときに1カ所にまとまって宿泊できないというか、受け入れ人数的に体験実習館ですとどうしても少ない。若あゆ温泉のコテージと分けても足りないというような物理的な問題があります。なお、そのキャンプ等もどうかというアイデアも今いただきましたけれども、例えばそういう外で宿泊であったり、例えば学校の体育館に雑魚寝といいますか、そこに布団を敷いてみんなで泊まるであったりというような検討もさせていただいたんですけれども、いろいろなセキュリティー上の問題であったり、あと衛生上の問題であったり、やはりふだん泊めないところに泊めるということの問題もありまして、最初の物理的な問題とあわせて、今年度につきましては神室さんのほうにお世話になるということに決めた経緯がございます。

なお、今後につきましては、宿泊場所も引き続き、もう決まったということではなくて、今後もずっと神室に行くということではなくて、体験実習館等。あと、神室はちょっと遠いので、もっと近くでもそういった施設がないかということも調べながら、できる限りそういった移動時間を短くできるように、子供たちの時間を長くとれるような形で対応していきたいというふうに考えております。先ほどの質問にあった提案、提案といいますか、アイデアの部分につきましては、今年度は検討の上、実施できなかったということでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、10款教育費について質疑、審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第11款災害復旧費について質疑、審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第12款公債費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 公債費の130ページで、財源の内訳で、その他4,661万9,000円ございますが、減債基金で2,300万円予定していますが、その残りも、その他というのはどういうものなんでしょう。

総務課財政係長 財政のほうで毎年行っております決算統計というふうな事務がございますけれども、そのルールの中で、住宅使用料、町営住宅の使用料になるんですけども、それを公債費のほうに充当できると。住宅として借り入れをした分に対して、その住宅の使用料は充当をできるというふうなルールがございます。ですので、予算書でいいますと、歳入のほうの21ページに公営住宅使用料2,361万9,000円とございます。滞繰り分についてはまた別に住宅費のほうへ充当しているわけなんですけど、この住宅使用料を公債費のほうに充当をしているというふうな内容になります。以上です。

委員長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費について質疑、審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、第13款予備費について質疑、審査を終結いたします。

これをもちまして議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審議を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午後1時41分 休憩

午後1時43分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。なお、質疑に当たりましてはページ、款、項、目を明言され、簡潔をお願いします。質疑ありませんか。

9番 ページ176ページ、177ページです。6-1-1です。右の説明の中で、下の特定健診受診率向上対策事業委託料277万9,000円ですが、前年度の予算から見ると大幅に増額になってございますが、また新しい事業を何か考えていらっしゃるのかお伺いします。

健康福祉課長 特定健診受診率向上対策事業委託料のご質問でございますけれども、こちらにつきましては、2年度から取り組もうとしております特定健診受診率向上対策事業ということで計上したものでございます。数年前から県のほうでは取り組んでいる事業なんですけれども、2年度から当町を含めまして最上管内では、新庄、最上、あと最上広域連合のほうで取り組む予定となっているようでございます。中身としましては、国保のほうで持っています健診のデータなどを利用して、それをAIなどコンピューターのほうを使ってより詳しく分析して、それによって個別ごとに必要な健診の勧奨をしていくという事業でございます。中身としましては、そのデータ分析の抽出などと、あと郵送による勧奨、その郵送による勧奨分のはがき代などを含んだ委託料というふうになってございます。以上です。

9番 そうしますと、国保のほうで持っているその我々町民の健康診断のデータ、それを分析をして、またちょっとここを治したほうがいいんじゃないというあたりをその町民の方個々に郵送か何かをしてその受診を促すという、そういう事業なんですか。そうしますと、その委託先というのはどこなんですか。

健康福祉課長 今、委員おっしゃられたとおりであります。委託先は、県の国保連合会のほうに委託するものでございます。

9番 ちょっとこの仕組みわからないんですけども、県の国保連合会とうちの下の健康福祉課のデータ、つながってリンクしているわけ。それで、国保のほうでも我々の町民のそのデータというのはすぐ把握できるという仕組みになっているんですか。

委員長 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

午後1時53分 再開

委員長 会議を再開します。

健康福祉課長 町のほうでは健診を受けたデータはございます。ですが、データが行くのは健診センターで、実際受けたものを町のほうから国保連合会にやって、それを分析してもらおうというふうな形になってございます。

委員長 斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

9番 今健診センターから行くという、健診しなければそのデータは発生しないわけでしょうけれども、県内各市町村のそのデータはどんと県の国保連にぼんと行って、それを全部処理できるんですか。こんなそれだけの件数で、件数でというか、どれだけの件数あるかわからないけれども、この町内での受診がかなりあるかと思えますけれども、それが県内全市町村のデータとなると相当の膨大な量になると思えますけれども、それを国保連で処理できるんですか。国保連自体がそれをやるんですか。国保連がまたどっかに委託をするとか、そういう話なんでしょうか。

健康福祉課長 国保連のほうでは、その処理ができるということでございます。処理は、処理というか、分析自体もその国保連の中でやるということで、ほかに外注とか、ほかのところでするということではございません。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

10番 それでは、161ページ、4-1-1のこの県の交付金ですけれども、特別交付金の中に保険者努力支援制度交付金とありますが、この保険者努力支援制度というのはどういう内容かお聞きします。

健康福祉課長 保険者努力支援制度交付金でございますけれども、これは保険者である町がいろんな健診などを向上させるために取り組むことございまして、例えばさっき言った健診を向上させるための奨励をどれぐらいやったかとか、あとは税のほうの収納率がどれぐらい高いかとか、そういった保険者が取り組む努力した点について評価して、それに応じて金額が交付されるという中身でございます。

10番 今の課長の答弁から見ますと、町のほうでこういう事業をやったと、そういうふうな事業の評価について来るものではなくて、県のほうで一方的に、そういった事業内容なり、そういった保険啓蒙活動への努力をした分について一方的に評価をしてこの金額を出すと、そういうふうな仕組みなんですか。それとも、さまざま基準点というか、そういうものがあるんでしょうか。

健康福祉課長 いろんな点数がつく項目がたくさんありまして、それをどれぐらい取り組んだかというふうなことで点数がついて、それで幾らというふうに計算になります。例えば医療費を適正になっているのかとか、レセプトを点検何件したとか、そういったための会議を何回したとか、そういった細かい取り組みの基準がいっぱいありまして、それを総合して決まっ

てきます。

10番 じゃあ舟形町のレベルといいですか、去年あたりで結構ですんで、県内の市町村の中ではどの程度になっていますか。

健康福祉課長 済みません、きちんとした何番目というデータ、今ちょっと持ち合わせてはいないんですけども、県内でもかなり上位のほうだというふうには聞いておりますので、半分よりは上かというふうに思っておりますけれども。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

2番 164ページ、165ページ、歳出の1-1-1一般管理費の右側、委託料のところですけども、今年度181万3,000円に対して381万円。そのシステム改修委託料、今年度が44万円に対して246万4,000円というような金額になっていますけれども、その内容、説明をお願いします。

健康福祉課長 システム改修委託料246万4,000円についてお答えいたします。これについては、オンライン資格確認などのシステム改修委託ということで、これはレセプト関係の改修、審査支払いなどの改修にかかわるものと。あと、マイナンバーの関係で、保険証の番号に枝番がつくというふうな変更が出てくるようでございます。それに伴う改修というようなことでの昨年より大きい委託料の増加というふうになってございます。以上です。

2番 このはね上がった金額は、来年度単年度の金額で、その後、ある程度の定期的、周期的に発生してくるような仕組みなのか。お聞きしたいと思います。

健康福祉課長 今回の改修費については、2年度単年度だけで終了というふうな予定になっております。以上です。

2番 じゃあ、その後、例えば5年後、6年後というふうな、定期的にそういうふうな費用がかかるというふうな認識はなしでよろしいでしょうか。

健康福祉課長 制度の改正によりましてその時々に出てくると思われますので、とりあえずこの事業については2年度で終わりですけども、3年度以降どのようなものが出てくるかについては、今のところ把握しておりませんが、出てくるものと思っております。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長（朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長 質疑なしと認め、議案第16号 令和2年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

委員長 議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長（朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありますか。

9番 済みません、わからなくて。いっぱい聞いて済みません。212ページ、213ページです。1-1-1です。右のほうの説明の中で、介護保険事業の中で一番下、事業計画策定支援業務委託料というのがございますが、この委託料とありますが、この委託先とあと事業の内容についてお伺いします。

健康福祉課長 ただいまの事業計画策定支援業務委託料でございますけれども、こちらは介護保険事業計画、ただいまの第7期の介護保険事業計画がありまして、2年度で終了でございます。その次期の第8期の介護保険事業計画を策定するための委託料でございます。これは業者のほうはまだ決まっておられませんけれども、介護保険事業の計画をつくれる業者を選定して、作成について委託というふうな流れになります。以上です。

9番 そうしますと、ことし新しく始まる事業でして、昨年度だったかな、調査委託料というのはまた別物で、新しいこの計画を作成するための委託の事業なんですか。

健康福祉課長 昨年のものについては、この次期計画のための事前の調査ということで、その調査をもとに、どういうサービスが必要とか、どういったことを今後3年間やっていくかという判断材料にするための調査を昨年行いました。それをもとに計画をつくるという流れになります。以上です。

9番 そうしますと、まだ委託先が決まっていないということでございますが、こういう事業の委託先というのはどういう会社を想定すればよろしいのでしょうか。

健康福祉課長 こういった介護保険のほうに詳しいコンサルというんですかね、コンサルをやっている業者になろうかと思われまして。

委員長 ほかに質疑はありますか。

6番 ページが212、1款2項2目滞納処分費1万円とありますが、どういうふうな処分内容なのかお聞かせ願います。

健康福祉課長 滞納処分が必要になった対象者への通知などのための郵便料というふうになって
ございます。

6番 内容はわかるんですけども、何か滞納処分費というと、もう簿外から消すのかなという
ふうな文言にとられると思うんです。これだと滞納回収費用とかね、もう少しわかりやすく
してくれたほうがいいかと思いますが、これだと処分するというふうな形で理解するしかな
いと思うんだけど、この辺、ちょっと字句の修正等は考えることはできないんでしょう
か。

健康福祉課長 この予算の編成に当たりまして、この款項目のルールについては国から示された
ものを使用しているはずでございますので、その辺の修正が可能なかどうか、適当なのか
どうかは検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、多分国のほうからの指導のも
このようにつくっていると思われまますので、その辺のところのご承知はお願いしたいとい
うふうに思います。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 214ページ、215ページ、1款3項2総務費、居宅介護住宅改修費とありますけれども、大
概予想はつくんですけども、どのような事業なのかお聞かせください。

健康福祉課長 済みません、確認させてください。215ページの一番下の居宅介護住宅改修費180
万円よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ちょっとお待ちください。

居宅介護住宅改修費についてお答えいたします。こちらは、住宅の中の手すりをつけたりと
か、段差を解消したりとか、そういったものに出す改修費の予算でございます。以上です。

4番 思ったとおりなんですけれども、180万円という金額なんで、何件というか、何人ぐらい
がこれに対して募集というか、手を挙げているのか。わかるのであればお聞かせください。

健康福祉課長 20万円ずつの9名分というようなことで見積もりをしております。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 ちょっと確認だけです。224ページ、225ページです。5-3-3包括的ケアマネ事業なん
ですが、ここに手当のほうですが、会計年度任用職員分、あと一般職給料分ということで計
上になってございますが、現在ケアマネジメントの方というのは何人いらっしゃいますか。

健康福祉課長 今年度につきましては、役場の正職員1名と臨時で来ていただいている方2名と
いう体制になってございます。以上です。

9番 そうしますと、この会計年度任用職員の方が2名で382万2,000円ということよろしいん
ですか。合計3名だということ。確認です、いいですか。

健康福祉課長 今委員からおっしゃられたとおり、正職員1名、会計年度任用職員2名という形
です。以上です。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第17号 令和2年度介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時22分 再開

委員長 会議を再開します。

議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

委員長 議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番 250ページ、251ページですが、1-1-1、右のほうで管理費事業の中で、いよいよ農集排も公会計に入るような委託料が出てございますが、この委託先といますか、後ほどの下水道のほうにも出てくるようでございますが、ちょうど全部同じ先なんでしょうか。あわせて、水道と同じ先なんでしょうか。済みません。

地域整備課長 ご質問の公営企業会計移行業務委託料でございますが、今のところ、とうとう農集排のほうも令和5年度に向けて3万人以下の人口のところは公営企業に移行せねばならなくなります。それに向けてのまずは資産の調査であったり、そういう委託をまずは行いたいなと思っております。委託先については、どこということは決まっていらないんですが、水道事業のほうで前もってもう移行しておりますので、そのときの業者等々を参考にしながら、業者等は決定していきたいと思っております。以上でございます。

9番 この内容はちょっとどういうことなのかよくわからないんですけども、資産の調査という話でございますが、農集排については350万円、公共下水道事は510万円計上していますよね。この差というのは何なんでしょうか。その利用している先の数なんでしょうか。どういうふう判断すればいいですか。

地域整備課長 農集排、これから下水道のほうに入っていくわけなんですけど、資産の調査については、管路の延長であったり、各処理場の施設の資産を調査していただきます。それで、もちろん集落排水と下水道は管路の延長も違いますし、施設の能力も違ってきておりますので、その点で金額が違うようになっております。以上です。

9番 先ほどの課長の答弁ですと、水道で先にやっているのもその調査云々の話がありましたけ

れども、そういうことであれば、その水道の以前に調査したデータといいますか、それを活用できるということで、それをすればこの委託料がもう少し下がるというような考えでもよろしいんですか。

地域整備課長 水道のほうが先行して行っているわけなんです、水道と下水道は管路も違いますし、各管路の口径であったり延長も違いますから、それは業務を委託する上での参考にはなりません。あくまでもやっぱり農集排だったら農集排の施設に合った、まずは委託するに当たって設計となりますので、そのような形になると思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

9番 済みません。じゃあ今の公会計のその上に測量業務委託料ございます。1,900万円。これは今回何か大きな工事でもやる予定での測量設計なんですか。

地域整備課長 済みません。測量設計委託料でございますが、集落排水事業については土地改良事業の中のストックマネジメント事業ということで、令和2年度、富田の農集排の管路等の詳細診断を行います。さらには、長者原、堀内地区の集落排水施設の簡易診断。さらには舟形町農業集落排水最適整備構想策定業務ということで、全体の町の集落排水事業の構想というような形で策定業務を行います。以上、3業務、委託を考えております。これらについては、県の補助事業等で行う予定でございます。以上です。

9番 今、富田、長者原とか、西南部のほうの何か農集排の工事ということでございますが、秋口でしたか、各家庭のマンホール脇で何か作業をやりましたよね。あれ農集排ですよね。あの事業の調査をした結果での今回の令和2年度の事業の工事なんですか。秋口のあの点検をやったのと、かかわりはあるんですか。

地域整備課長 令和元年度も富田地区の各家庭のマンホール周りであったり、さまざま点検を行っております。その継続事業で、また同じく令和2年度も予定している事業でございます。工事じゃなく委託です。診断であったり、いろいろ点検であったり、そういう業務になります。

9番 そうしますと、秋口にやったあの点検業務というのは、まだ完了をしていないということなんですか。また、富田なり長者原なり堀内に、また同じような点検の業務が入ってくるといことなんですか。点検するだけでなく、大きい車が来て、道路をとめて、大がかりな何か点検をやっているようなの。ああいう大がかりなものがまた来るんですかね。

地域整備課長 ただいまのご質問であります、今年度やったのは、管路にカメラを入れて診断をしておりました。令和2年度については、同じくまた機能の診断をするわけなんです、各施設等も入りますので、管路の診断はちょっと今は手持ちの資料ないんですが、全部終わっていないとすれば来年度また入ることになると思います。そのようなことも含めまして、管路の診断であったり、各処理場の施設の主要な機能の点検をしながら、集落排水の今ある

ストックを延命するような形に持っていくためのまずは業務を委託する事業でございます。
以上です。

7番 それでは、248ページの7-1-1 農業集落排水事業債ということで、借金をするわけですから、この3種類あるようですけれども、どんな事業にそれぞれ充てようと思っ
ているのか質問をいたします。

総務課財政係長 それでは、249ページの起債についてご説明を申し上げたいと思います。まず、一番上の農業集落排水事業債610万円でございますが、こちらにつきましては、マンホールポンプですとか、各処理場の施設、設備の更新に充当する起債というふうなことになってござ
います。続きまして、公営企業会計適用債でございますが、251ページ、先ほどご質問のあり
ました公営企業会計移行業務委託料のほうに充当をできる起債でございます。続きまして、
資本費平準化債でございますが、こちらは公債費のほうに充当をできる起債というふうなこ
とになってございます。以上です。

7番 それでは、2番目と3番目の公営企業会計適用債であったり、資本費平準化債なんかは、
広域化、共同化の推進に要する費用にも使えるというような、私が調べた内容の中ではある
んですけれども。要するに、こういったものを進めていくと、次の公共下水道の事業とさほ
ど将来的には差がないような会計システムなり事業なりになってくるんじゃないかなという
ふうに私考えるんですけれども、将来的にこういったものが平準化されてきますと、この農
業集落排水というものと公共下水というものは、最終的に1つの会計の中で担っていくとい
う姿に将来なってくるんじゃないかなと私思うんですが、そのような見通しなり、国なりの
指針なりが出て、こういった公営企業のものに移行をしていくという将来見込みというの
あるんでしょうか。質問をいたします。

地域整備課長 ただいまのご質問でございますが、農業集落排水と公共下水については、上位で
ある省庁が違います。住民の方からしてみれば、同じ下水道でありまして、同じ排水処理を
する施設だなと感じていただいていると思いますが、今のところ、まず個々にやっぱり公営
企業に移行するという形になると思います。ただ、国の展望であったり、国のこれからの考
え方も含めまして考えれば、そういう今委員がおっしゃるとおり、同じ会計で処理するとい
うのは将来にはなるかもしれませんが、今のところはまず各会計ごとの処理になっていくと
思っております。こちら辺については、国の動向も含めて、将来どうなっていくかはいろい
ろ情報を取り入れながら、さまざま上司とも相談しながら検討をしていかなくちゃいけない
分野だと感じております。以上です。

町長 今、課長のほうから将来的には統合されるというようなお話がございましたが、基本的
には、下水道法と浄化槽法というふうなことで、法律が違う現在の状況です。公共下水道事
業については下水道法でございまして、それから農業集落排水事業につきましては浄化槽法上

の取り扱いというふうなことで、省庁が違うというふうなことで厚生労働省と国土交通省に分かれるわけでございますけれども、基本的には法律が違って別物でございますので、将来、その法律を統合しなければ、一つになるかどうかというのはちょっと不透明だというふうなことになると思います。

その上で、資本費平準化債につきましては、平成元年度あたりから10年度ぐらいまで、盛んに国のほうで集合処理ということで公共下水道であったり農業集落排水事業というものをアメリカからの外圧で取り組んできたというふうなことで、積極的に取り組んできたものに対する償還というのは今現代にいる我々が負担をするというふうなことになるわけでございますけれども、その下水道の処理施設なり農業集落排水の処理施設というのは将来にわたって使われるものだというふうなことで、そのときに償還のピークが来てまいりますと財政上も厳しくなるというふうなことで、将来にわたって将来の方々にも負担をしていただこうというふうなことで平準化債というのが新たに設けられたものでございますので、そういったご理解をいただければというふうに思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

4番 250ページ、251ページ、3-1-1、保守点検業務委託料と日常管理業務委託料とありますけれども、私みたいな人間は同じ、ワンパッケージなのかなという思いがあるものですか、これを2つに分けた理由をお聞かせください。

地域整備課長 まずは、保守点検委託料と日常管理委託料についての内容のご質問だと思いますが、保守点検業務委託料については、施設とか、管路とか、マンホールポンプとかいろいろありますが、そういう施設の管理業務について業者さんに委託しているものでございます。

日常管理委託料というのは、町内に集落排水では5つございます。上長沢、長沢、富田、堀内、長者原とあるわけなんです、地区の皆さんにその日常的な業務について委託をしております。3万円です、1カ所当たり。それ5カ所ということで15万円の計上となっております。以上。

4番 わかりました。ということは、この保守点検業務というのは、マンホールとかの長いものに対して業者委託となるわけですね、当然。ただ、日常は、今度は町内の方々をお願いしている委託料という、わかりました。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計予算の質疑、審査を終結いたします。

委員長 議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算について

委員長 議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計歳入歳出予算を審査します。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 それでは、304ページというか、ちょっと今の事項別明細書について、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の2つあるものですから、これあわせてお聞きします。どちらも営業外収益のほうで、まず一般会計の繰入金があるわけですけれども、この収益的収入及び支出については、一般会計の補助金というようなことでこの事業外収入にあります。資本的収入及び支出の部分でも、この収入の部で、他会計繰入金ということで一般会計からの繰入金があるわけですけれども、この資本的収入及び支出については、不足分を補填するというようなことがあるんでわかるんですけれども。この収益的収入及び支出の一般会計補助金939万円とあります。想像するに職員の給与かなというふうに思うんですけれども、間違っていたらその内容を説明していただきたいと思います。もし私が言っている給与であれば、この数字というのはどういうふうに拾ったらいいのでしょうか。

地域整備課長 それでは、初めに、収益的収入の他会計補助金939万円についてご説明します。

これらについては、一般会計からいただいておりますものでございまして、元利償還金、利子の2分の1の額になります。続いて、資本的収支の中の一般会計繰入金については、償還金元金の2分の1の額。資本的収支のほうは償還金元金の2分の1で、先ほど申し上げました、他会計、一般会計補助金のほうは利子のほうの2分の1になります。以上でございます。

10番 ちょっと勘違いというか、そういう内容だとすれば、303ページのほうにこの企業債の償還に係る他会計の負担金、これがその今言った資本的収入及び収益の部分だというふうに思うんですが、そうですか。

地域整備課長 303ページの第2に書かれている額6億340万8,000円については、これは総額です。よろしいでしょうか。

10番 申しわけない。289ページ、第4条、資本的収入及び支出の分のこの過年度分の損益勘定の留保資金、不足分ですね。これが一般会計繰り入れとは違うんですか。

地域整備課長 ただいまの第4条の件につきましては、これは一般会計の繰入金ではなく、水道事業の資本的収入の支出がありまして、それから資本的収入の分を引いた差額の分でございます。済みません、ちょっとお待ちください。

委員長 暫時休憩します。

午後2時52分 休憩

午後2時53分 再開

委員長 会議を再開します。

地域整備課長 大変失礼しました。先ほどのご質問でございますが、詳細については、うちの伊藤室長のほうから詳細についてちょっとご説明いたします。

災害復旧対策室長 ページ289ページの第4条、4,457万円についてなんですけれども、これにつきましては306ページごらんいただきたいと思います。306ページの営業外費用の1つ上、4番、減価償却費1億1,932万8,000円となっているわけなんですけれども、減価償却費というのは現金の伴わない支出になりますので、伝票を切った場合、減価償却費分、通帳に蓄積させるという、将来の更新費用に充てられるものでございます。過年度分、戻りまして4,457万円については、過年度分損益勘定留保資金ということで、令和元年、今年度までにそうやって減価償却費として積み立てられた現金を不足分として補填するというところでございます。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

7番 済みません。ちょっとページは何ページだったか。メーター検針委託料のところなんですけれども、メーター検針、ちょっと今ページ数言えないんですけども、305ページ。ちょっと済みません、思いついてあれなんで。305ページの1-2の給水及び給水費、メーター検針委託料の175万8,000円について質問をいたします。こういうふうに暖冬なときでも、多分、冬はメーター検針をしないという、いつものとおりの方針なんでしょうけれども、できれば、春先に、少ない場合、多い場合、さまざまな請求がそれぞれの町民に行くと思うんですけども、やはり暖冬のときとか、こういった雪が余り関係ないときはメーター検針を早目にやってもいいんじゃないかなという気がするんですけども。というのは、さっき言った年度初めに、少ない人はいいいんですけども、がっとう多く来る方、あるいは漏水を後で発見されるような方もいらっしゃるようなこともお話聞いております。ということで、こういう気候の対応によって、メーター検針、早めたりというのをやっていってはどうかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

地域整備課長 今年度は例年になく少雪で、本当にメーター検針そのものはできる状況にあると思います。しかしながら、水道料金のシステム上、春先5月の中旬に検針して精算になります。それで、少ない方についてはいただき、多い方については精査をしていくというような形になるんですが、そのシステム上やっぱ途中で変えることはなかなかできないので、今のところは例年どおりの形で、5月1日検針した結果を踏まえまして皆さんにご請求なり還付なり、いろいろ手續ございますが、させていただきたいと感じております。以上です。

7番 それで、こういうふうに暖冬のような私は気がしていますけれども、管が雪で埋まっていると意外と凍らない。逆に雪がなくて、風雨、特に風にさらされると凍結して、漏水等の事案が多くなるという、私はそういうふうに考えるんですけども、例えば気づかずに漏水してしまって、そういうメーター検針をおくらせているがゆえにその漏水に気づかずに相当の金額を払わなければならないという、そういうふうな事例に関して、何か町で猶予措置というんですかね、そういったものとか考えているのか。全くのメーター読みどおりの対応にしているのか。さまざまなことを言っている町民がいるものですから、ここでどういう対応をとっているのか質問をいたします。

地域整備課長 漏水した場合の処理方法かと思いますが、今町のほうでは、まずは漏水を発見した個人の住宅のところだと思うんですが、それは業者さんにご連絡していただいて、まずは至急修理していただきたいと思います。その際に、漏水修理証明書を町のほうに提出していただきますと減額措置がございますので、そこら辺はまずは修理を先行していただいて、その後その証明書を出していただくと減額対象になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

7番 例えば、そういう漏水修理証明書って私もちょっと初めて聞いたんですけども、正直。そういったことができますよというような町民への周知、これ必要だと思うんですが、そこら辺のところはきちんとやられておるのか質問をいたします。

地域整備課長 先ほどの漏水修理証明書であります。業者さんのほうが提出していただくような形になります。誰それさんのところを修理しましたよということで、業者さんが提出してきます。

あと、町民への周知でございますが、もちろん冬期間に入る前は、概算でもらうということも広報等で周知しております。あと、春先の5月1日前に、検針が始まる前に、今年度の検針がスタートしますよというようなこととともに、そういう漏水等があればお知らせくださいということもあわせて周知しておりますので、今後とも、ことしもちろんとした形で周知したいと考えております。以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 質疑なしと認め、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計歳入歳出予算の質疑、審査を終結いたします。

ここで、討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第14号から第20号まで7議案を一括して討論することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、本案件につきまして一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りします。本委員会に付託されました議案第14号 令和2年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第15号 令和2年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第16号 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第17号 令和2年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第18号 令和2年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第19号 令和2年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第20号 令和2年度舟形町水道事業会計予算、以上7議案を予算審査特別委員会として原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

委員長 起立多数です。よって、7議案は原案のとおり可決されました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は委員長に一任していただきたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって、委員長報告の作成は委員長に一任することに決定いたしました。

長時間の審査、大変御苦労さまでした。

以上をもちまして一般会計並びに5特別会計、1企業会計予算の質疑審査を終結します。

皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これもちまして令和2年度予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後3時05分 閉会